

加東市地域防災計画

【震災対策編】

(案)

令和 7 年

加東市防災会議

第 1 編 総 則

＜目次＞

第1章 計画の前提	1
第1節 計画の趣旨	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の性格と役割	1
第3 計画の構成	2
第4 計画の修正	3
第2節 防災機関の事務又は業務の大綱、市民等の責務	4
第1 防災機関の事務又は業務の大綱	4
第2 市民等の責務	10
第2章 災害に関する現状と課題	12
第1節 自然的条件	12
第1 地形	12
第2 地質	13
第3 気象	13
第2節 社会的条件	15
第1 人口・世帯	15
第2 土地利用	16
第3 交通	16
第4 産業	18
第3節 地震災害の危険性と被害の特徴	19
第1 地震災害発生状況	19
第2 地震発生の危険性	23
第3 地震被害想定	26
参考資料	29

第 1 章 計画の前提

第 1 節 計画の趣旨

第 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、加東市防災会議が策定する地域防災計画であって、加東市域に係る災害対策全般に関し、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

- (1) 加東市（以下「市」という。）、兵庫県（以下「県」という。）、加東市域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練等災害予防に関する計画
- (3) 災害情報の収集・伝達、避難、消防、水防、救難、救助、衛生等災害応急対策に関する計画
- (4) 公共土木施設災害復旧事業の実施等災害復旧に関する計画
- (5) 復興本部の設置等災害復興に関する計画

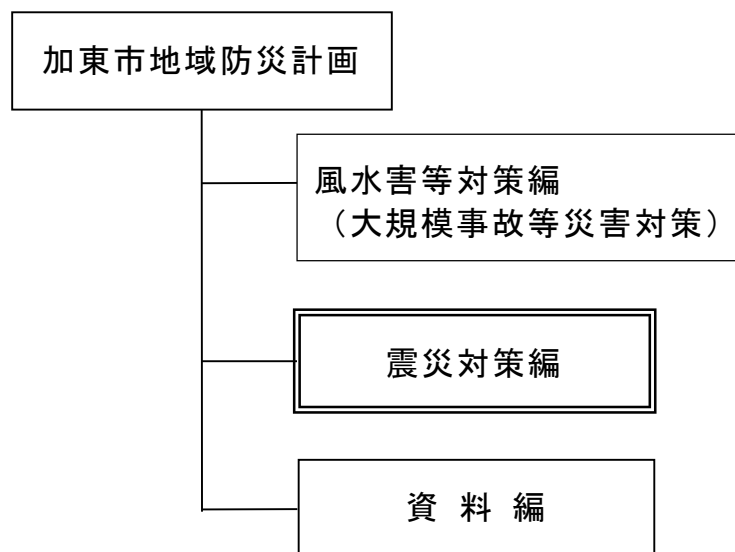
第 2 計画の性格と役割

- (1) この計画は、地震災害に関して、市、県、その他の防災関係機関、さらには関係団体や市民の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な指針を示すこととする。
- (2) この計画は、次のような役割を担う。

- ① 市、その他の防災関係機関においては、この計画の推進のための細目等の作成及び地震災害対策の立案、実施に当たっての指針となること。
- ② 関係団体や市民においては、防災意識を高め、自発的な防災活動に参加する際の参考となること。

第3 計画の構成

(1) 加東市地域防災計画は、風水害等対策編、震災対策編及び資料編で構成する。



(2) 本編の構成は、次のとおりとする。

第1編 総則

〔第1章〕 計画の前提

〔第2章〕 災害に関する現状と課題

第2編 災害予防計画

〔第1章〕 基本方針

〔第2章〕 災害応急対策に係る備えの充実

〔第3章〕 市民参加による地域防災力・減災力の向上

〔第4章〕 堅牢でしなやかな防災基盤の整備

第3編 災害応急対策計画

〔第1章〕 基本方針

〔第2章〕 迅速な災害応急活動体制の確立

〔第3章〕 円滑な災害応急活動の展開

第4編 災害復旧計画

〔第1章〕 災害復旧事業の実施

〔第2章〕 生活再建支援

〔第3章〕 災害公営住宅の建設

〔第4章〕 災害義援金の募集等

第5編 災害復興計画

〔第1章〕 組織の設置

〔第2章〕 復興計画の策定

第 4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは防災会議を経て修正する。

また、防災会議の会長（市長）は、県知事との協議をふまえて本計画を修正し、修正後はその要旨を公表する。

第2節 防災機関の事務又は業務の大綱、市民等の責務

第1 防災機関の事務又は業務の大綱

市の区域に係る防災に関係し、市及び市域を管轄又は所在する関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

1 市

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
市	1 防災会議の開催等 2 地域防災基盤の整備 3 防災に関する組織の整備 4 防災に関する施設及び設備の整備・点検 5 災害応急・復旧用資機材及び物資の備蓄・整備 6 災害時における医療及び緊急輸送体制の整備 7 自主防災組織の育成 8 防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施 9 防災に関する調査研究 10 消防・予防活動 11 消防力の強化	1 災害応急対策の総合的推進 2 災害応急対応に係る組織の設置・運営 3 災害に関する情報の収集・伝達及び被害の調査 4 市民等への避難の指示及び誘導 5 市民等への災害時広報及び災害相談の実施 6 消防・水防その他の応急措置 7 被災者の救助及び救護その他の保護 8 廃棄物・環境対策の実施 9 緊急時の交通及び輸送の確保 10 所管施設の災害応急対策の実施 11 被災した施設・設備の応急復旧 12 災害時における清掃・感染症対策その他の保健衛生に関する措置 13 災害時における応急教育及び応急保育 14 防災関係機関が実施する災害応急対策の調整 15 ボランティア等災害対策要員受入体制の整備 16 その他災害発生防御又は拡大防止のための措置	1 災害復旧の事務又は業務の実施 2 施設及び設備の災害復旧 3 被災者の生活支援	1 災害復興対策に係る組織の設置運営 2 災害復興計画の策定及び復興事業の推進

2 県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
知事部局	1 県、市、防災関係機関の災害予防に関する事務又は業務の総合調整 2 市等の災害予防に関する事務又は業務の支援 3 県土の保全、都市の防災構造の強化など地域防災基盤の整備 4 防災に関する組織体制の整備 5 防災施設・設備等の整備 6 医療、備蓄、輸送等の防災体制の整備 7 防災に関する学習の実施 8 防災訓練の実施 9 防災に関する調査研究の実施 10 県所管施設の整備と防災管理	1 県、市、防災関係機関の災害応急対策に関する事務又は業務の総合調整 2 市等の災害応急対策に関する事務又は業務の支援 3 災害応急対策に係る組織の設置運営 4 災害情報の収集・伝達 5 災害情報の提供と相談活動の実施 6 水防活動の指導 7 被災者の救援・救護活動等の実施 8 廃棄物・環境対策の実施 9 交通・輸送対策の実施 10 県所管施設の応急対策の実施	1 県、市、防災関係機関の災害復旧に関する事務又は業務の総合調整 2 市等の災害復旧に関する事務又は業務の支援 3 県所管施設の復旧	1 県、市、防災関係機関の災害復興に関する事務又は業務の総合調整 2 市等の災害復興に関する事務又は業務の支援 3 災害復興対策に係る組織の設置運営 4 災害復興計画の策定及び都市・都市基盤、住宅、保健・医療、福祉、環境、生活、教育・文化、産業・雇用等、復興事業の実施
教育委員会	教育委員会に属する施設の整備と防災管理	1 教育施設（所管）の応急対策の実施 2 被災児童生徒の応急教育対策の実施	被災教育施設（所管）の復旧	1 学校教育充実のための対策の実施 2 体験を通じての生きる力を育む教育の推進 3 児童生徒のこころのケアの実施
県警察（加東警察署）		1 情報の収集 2 救出救助、避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等	治安維持対策の推進	仮設住宅等における民心の安定

3 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿管区警察局		1 管区内各府県警察の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用		
近畿総合通信局	1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成 3 情報伝達手段の多様化・多重化の促進	1 災害時における通信手段の確保 2 災害対策用移動通信機器等の貸出し		

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿財務局神戸財務事務所		1 仮設住宅設置可能地の提示 2 金融機関に対する緊急措置の指示	1 災害復旧事業費査定の立会 2 地方公共団体に対する単独災害復旧事業（起債分）の査定及び災害融資	復興住宅建設等候補地の提示
近畿厚生局		救援等に係る情報の収集及び提供		
兵庫労働局（西脇労働基準監督署）	工場、事業場における労働災害防止の監督指導	1 労働災害発生情報の収集 2 労働災害の二次災害防止 3 労働災害・通勤災害被災者への迅速な労災補償	災害復旧工事等における労働災害防止	災害復興工事等における労働災害防止
近畿農政局（兵庫県拠点）	1 農地・農業用施設等の災害防止事業の指導及び助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域（直轄）の整備	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の安定供給対策	1 各種現地調査団の派遣 2 農地・農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成	
（農林水産省）		災害救助用米穀の供給（売却）		
近畿中国森林管理局	1 国有林における治山施設、落石防止施設等の整備 2 国有林における災害予防及び治山施設による災害予防 3 林野火災予防対策	災害対策用復旧用材の供給	国有林における荒廃地の復旧	
近畿経済産業局		1 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3 電力・ガスの供給の確保	1 生活必需品、復旧資機材等の供給に関する情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3 電力、ガス、工業用水道の復旧支援	1 被災地の復興支援 2 電力・ガス施設等の本格復興 3 被災中小企業の復興その他経済復興の支援
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山施設等の応急対策の指導		

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿地方整備局 (兵庫国道事務所) (姫路河川国道事務所)	1 被災公共土木施設(直轄)の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達	1 被災公共土木施設(直轄)の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 緊急を要するとみとめられる場合の緊急対応(TEC-FORCE)	被災公共土木施設(直轄)の復旧	
近畿運輸局	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請 5 道路運送にかかる緊急輸送命令に関する情報収集	1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供 3 復興計画策定に対する協力	1 復興計画策定に対する支援 2 被災関係事業者等に対する支援
神戸運輸監理部		1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 特に必要があると認められる場合の輸送命令	1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供 3 復興計画策定に対する協力	1 復興計画策定に対する支援 2 被災関係事業者等に対する支援
(兵庫陸運部)	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 5 道路運送に係る緊急輸送命令に関する情報収集		
近畿地方測量部	地理空間情報及び防災関連情報の提供及び活用支援	防災関連情報の把握及び提供	復旧測量等の実施及び支援	
大阪管区気象台 (神戸地方気象台)		気象・地象・水象に関する観測、予報、警報等(地象のうち地震にあつては発生した断層運動による地震動に限る)及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	被災地域における災害復興を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿地方 環境事務所	1 地盤沈下防災対策 2 廃棄物処理に係る 防災体制の整備 3 飼育動物の保護等 に係る普及啓発に 関する支援	1 所管施設等の避難場 所等としての利用 2 緊急環境モニタリン グの実施 3 地盤沈下地域状況の 把握 4 災害廃棄物等の処理 対策 5 危険動物等が逸走し た場合及び家庭動物 等の保護等に関する 地方公共団体への情 報提供、連絡調整等の 支援	1 環境監視体制に関 する支援措置 2 災害廃棄物等の処 理	環境配慮の確保

4 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
陸上自衛隊 青野原駐屯地 (第8高 射特科群)		人命救助又は財産 保護のための応急 対策の実施		

5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
日本郵便株式会社 (市内各郵便局)		1 災害時における 郵政事業運営の 確保 2 災害時における 郵政事業に係る 災害特別事務取 扱い及び援護対 策	被災郵政事業施設 の復旧	
日本銀行 (神戸支店)		金融特例措置の発 動	金融機関に対する 緊急措置の指導	
日本赤十字社 (兵庫県支部、加 東市地区赤十字奉 仕団)		1 災害時における 医療救護 2 こころのケア(看 護師等による心 理的・社会的支 援) 3 救援物資の配分		
日本放送協会 (神戸放送局)	放送施設の整備と 防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急 対策の実施	被災放送施設の復 旧	
西日本高速道路株 式会社(関西支社)	有料道路(所管)の 整備と防災管理	有料道路(所管)の 応急対策の実施	被災有料道路(所 管)の復旧	
西日本旅客鉄道株 式会社(兵庫支社)	鉄道施設の整備と 防災管理	1 災害時における 緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急 対策の実施	被災鉄道施設の復 旧	
西日本電信電話株 式会社(兵庫支店) 株式会社N T T ド コモ関西支社、エ ヌ・ティ・ティ・	電気通信設備の整 備と防災管理	1 電気通信の疎通 確保と設備の応 急対策の実施 2 災害時における 非常緊急通信	被災電気通信設備 の災害復旧	

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
コミュニケーションズ株式会社				
KDDI株式会社 (関西総支社)	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
ソフトバンク株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
楽天モバイル株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
日本通運株式会社 (各支店)		災害時における緊急陸上輸送		
佐川急便株式会社 (各支店)		災害時における物資輸送		
ヤマト運輸株式会社 (各支店)		災害時における物資輸送		
赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合		災害時における物資輸送		
関西電力送配電株式会社	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧	
大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社	ガス供給施設の整備と防災管理	ガス供給施設の応急対策の実施	被災ガス供給施設の復旧	

6 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
道路輸送機関 (神姫バス株式会社、西日本ジェイアールバス株式会社、一般社団法人兵庫県トラック協会)	1 道路状況の把握 2 災害時における対応の指導	災害時における緊急陸上輸送		
放送機関 (株式会社ラジオ関西、株式会社サンテレビジョン、兵庫エフエム放送株式会社)	放送施設の整備と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧	
一般社団法人兵庫県医師会		災害時における医療救護	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援
一般社団法人兵庫県LPGガス協会	LPGガス供給設備の防災管理	1 LPGガス供給設備の応急対策の実施 2 災害時におけるLPGガスの供給	被災LPGガス供給設備の復旧	

7 一部事務組合

団体・管理者名	業務の大綱
---------	-------

団体・管理者名	業務の大綱
北はりま消防組合 加東消防署 加東消防署東条出張所	1 市の災害予防・応急・復旧・復興対策に関する事務又は業務の支援 2 消火、救出、救助・救護活動 3 災害の予防対策
小野加東加西環境施設事務組合	ごみ・災害廃棄物の処理
北播衛生事務組合	し尿処理

第2 市民等の責務

1 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

市内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等は、主として次に掲げる責務を果たす。

団体・管理者名	責 務
加東市消防団	1 防災意識の普及 2 警報等の収集・伝達、消防・救助・水防活動、避難誘導、警備等
社会福祉法人加東市社会福祉協議会	1 社会福祉施設の被害調査 2 ボランティアセンターの開設・運営 3 生活福祉資金貸し付けの受け付け 4 要配慮者の救助・救援の協力
一般社団法人小野市・加東市医師会	1 医師、医療機関との連絡調整 2 災害時の医療救護、検案、防疫、外傷後ストレス障害対策の協力
小野加東歯科医師会 (市内の登録歯科医院)	1 歯科医師、医療機関との連絡調整 2 災害時の歯科医療救護、検案等の協力
小野市加東市薬剤師会 (市内の登録薬局)	1 薬剤師との連絡調整 2 災害時の医薬品の供給の協力
一般社団法人東播開業獣医師会 (市内の加入動物病院)	1 獣医師との連絡調整 2 避難者のペット対策の協力
みのり農業協同組合	被災組合員の応急、復旧対策支援
金融機関	1 被災事業者の再建支援 2 義援金口座の開設
医療施設の管理者	1 防災設備の整備・点検、防災訓練 2 災害時の傷病者の救護・看護の協力
社会福祉施設の管理者	1 防災設備の整備・点検、防災訓練 2 要配慮者の救援協力
危険物施設等の管理者	1 防災設備の整備・点検、防災訓練 2 災害時の危険物・施設の安全措置

2 市民・事業所

広域的な災害や大規模災害等が発生した場合、防災関係機関は総力を結集して応急災害対策にあたるが、その対応にはおのずと限界があるため、市民等は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的に防災活動に参加する等防災に寄与するように努める。

区 分	責 務
市 民	1 防災・減災についての家族会議の開催 2 減災行動の追求、知識習得 3 地域の災害危険性、危険箇所の把握・点検 4 自宅建物・設備の減災措置、避難行動の検討 5 飲料水・食料・生活用品等の3日分以上の備蓄と点検 6 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 7 正確な災害時の情報等の収集、家族・近所への伝達

区 分	責 務
	8 家族・近所の要配慮者等の避難支援 9 災害廃棄物の分別
地区（自治会） 自 主 防 災 組 織	1 防災資材等の整備、防災訓練、災害活動マニュアルの整備・見直し 2 自主防災活動 3 正確な災害時の情報等の収集・伝達、被災者の救助・救援対策の協力 4 避難所の開設・運営の補助
事 業 所	1 減災計画、事業継続計画（ＢＣＰ）の作成・更新 2 地域の災害危険性、危険箇所の把握・点検 3 所管施設・設備の減災措置、避難対策の検討 4 従業員等の飲料水・食料・生活用品等の備蓄と点検 5 自衛消防活動・訓練 6 警報等の収集、従業員・所管施設利用者等への伝達、避難誘導 7 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 8 要配慮者等の避難支援 9 災害廃棄物の分別

第2章 災害に関する現状と課題

第1節 自然的条件

第1 地形

加東市は、県中央部やや南よりに位置し、東は丹波篠山市、三田市、南は小野市、三木市、西は加西市、北は西脇市と接しており、東西約 16.9km、南北約 14.6km、総面積は 157.55km²を有する。市域には、加古川及び加古川の支流である東条川、出水川、千鳥川、吉馬川、油谷川などが流れ、また、多くのため池が点在している。

地勢は、北部から北東部にかけて、中国山脈の支脈がのび、これに連なって御嶽山、源平古戦場三草山、五峰山などがある。また、加古川などの河川に沿って河岸段丘と平野が形成されており、南部には播磨丘陵、加古川右岸には青野ヶ原の丘陵地が広がっている。

市の西部を流れ瀬戸内海播磨灘に注ぐ加古川は、但馬地域と北播磨・丹波地域の境界に連なる山地の北部に位置する栗鹿山（丹波市青垣町）に源を発し、流域面積約 1,730 km²、幹線流路延長約 96km の大河川で、市では延長約 12km で河川沿いに広大な平野を形成している。

海拔高度は、三草山や東条湖北側の山地が 400m 級であり、西脇市との境界にかけての北部の山地は 400 から 600m 級となっている。南部の丘陵・台地においては、200m 以下であり多くは 100～160m の範囲である。加古川やその支流沿いの平地は 50m 前後で、その兩岸に広がる河岸段丘などの平坦地においては、70～100m までとなっている。

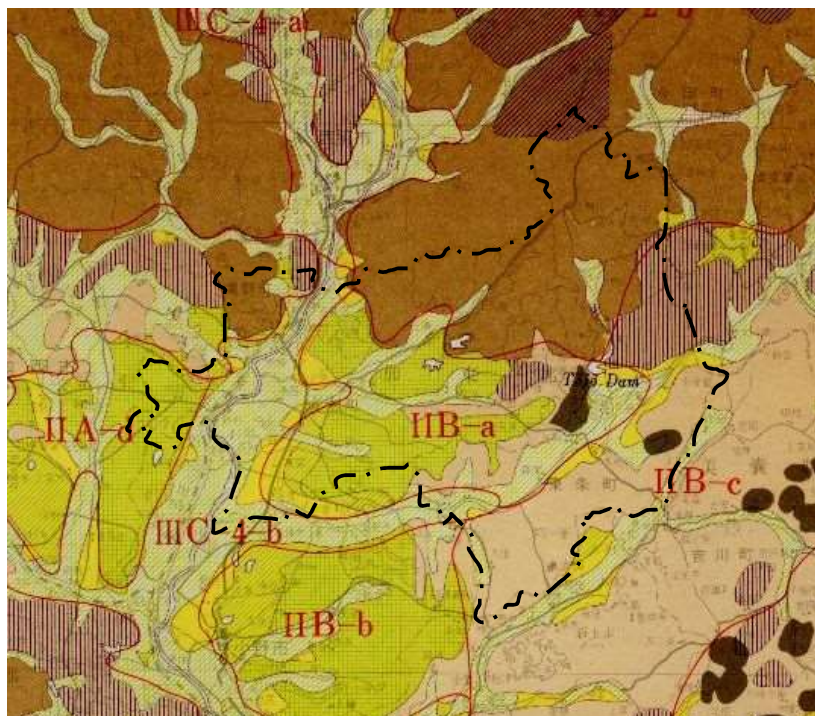


図 20 万分 1 地形分類図（出典：土地分類図「経済企画庁」）

凡 例

- 小起伏山地
- 小起伏丘陵地
- 砂礫台地

第2 地質

市域の地質は、先第三紀の流紋岩類、新第三紀～先第三紀の礫岩・砂岩泥岩互層、洪積世～鮮新世の礫砂泥、洪積世の段丘礫などからなる。流紋岩は、市域北部の山岳部に分布し、流紋岩及び同質凝灰岩や凝灰質砂岩類からなる。

礫岩・砂岩泥岩互層は、市域の南東部に分布し、丹波帯篠山層群を始め、新生界に属する神戸層群等を含む広い範囲のものであり、礫岩、砂岩、頁岩（粘板岩）、凝灰岩などの互層からなる。礫砂泥は、市域の北西部に分布し、鮮新世～洪積世に属し、大阪層群とそれに相当するものおよび高位段丘の一部を含む。

段丘礫は、沖積層及び洪積世に属し、河岸段丘を形成し、大礫が卓越している。

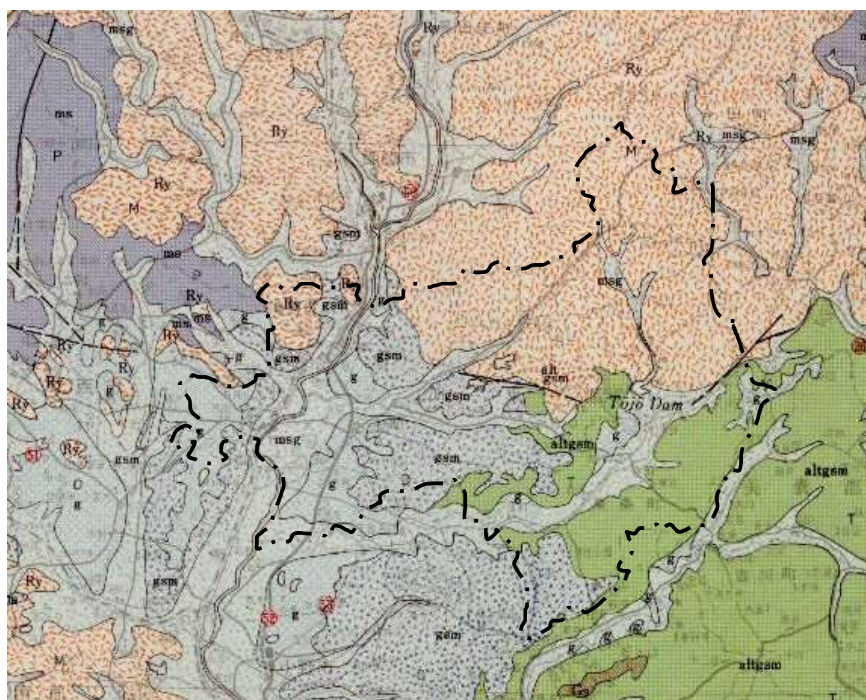


図 20 万分 1 表層地質図（出典：土地分類図「経済企画庁」）

凡 例

g	: 段丘礫
gsm	: 礫砂泥
altgsm	: 礫岩・砂岩泥岩互層
Ry	: 流紋岩類

第3 気象

1 一般気象

加東市の気候は、瀬戸内型気候の特色を備えており、四季を通じて比較的温暖な気候である。瀬戸内海沿岸部に比べて年間平均気温は若干低くなっているが、降水量はやや多い。また、晩秋から冬季にかけて霧が発生しやすい特徴を持つ。

2 気象統計

市域に最も近い気象台の観測所である西脇アメダスの記録によれば、気象は年間気温の平均値 14.4℃、年間最高気温の平均値 35.8℃、年間最低気温の平均値 -6.1℃（い

ずれも 1979～2020 平均値)、年間降水量の平均値 1,445.9mm である (1976～2020 平均値)。月平均降水量を上回るのは主に梅雨時期であるが、それ以外に台風期である 9 月も月平均降水量が多い。

第2節 社会的条件

第1 人口・世帯

令和2年国勢調査によれば、市の総人口は、40,645人、世帯数17,070世帯、人口密度258.0人／k㎡である。人口分布は、社地域50%、滝野地域31%、東条地域19%となっており、社地域に人口の5割が集中している。世帯平均人数は2.4人であり、世帯数は人口分布と似た割合で分布している。

令和2年の人口は、平成27年に比べ増加している。増加数は335人、増加率は+0.8%である。その内訳は、社地域46人、滝野地域133人、東条地域は156人の増加となっている。

65歳以上の人口が占める割合は、26.4%で、65歳以上の世帯員がいる世帯の割合は39.0%、うち高齢単独世帯は22.1%である。

令和2年国勢調査によると、加東市の昼夜間人口は、昼間人口が約8.6%夜間人口より多い状況である。

人口・世帯

人口	世帯数	人口密度	平均世帯人員
40,645人	17,070世帯	258.0人／k㎡	2.4人

地域別人口・世帯

単位：人、世帯

区分	人口総数	男	女	世帯数
社地域	20,517 (50%)	10,002	10,515	8,998
滝野地域	12,601 (31%)	6,236	6,365	5,035
東条地域	7,527 (19%)	3,718	3,809	3,037
加東市計	40,645 (100%)	19,956	20,689	17,070

資料) 令和2年国勢調査

年齢別・地域別人口

単位：人

区分	0～14歳	15～64歳	65歳以上	総数
社地域	2,486 (12%)	12,178 (59%)	5,379 (26%)	20,517 (100%)
滝野地域	1,671 (13%)	7,539 (60%)	3,131 (25%)	12,601 (100%)
東条地域	962 (13%)	4,127 (55%)	2,247 (30%)	7,527 (100%)
加東市計	5,119 (13%)	23,844 (59%)	10,757 (26%)	40,645 (100%)

資料) 令和2年国勢調査（ただし総数は年齢不詳を含む）

昼夜間人口

単位：人

区分	夜間人口	昼間人口
加東市計	40,645	44,147

資料) 令和2年国勢調査

第2 土地利用

加東市では、山林の占める割合が最も多く、次いで田、その他と続いている。また、宅地は全体の約12%となっている。

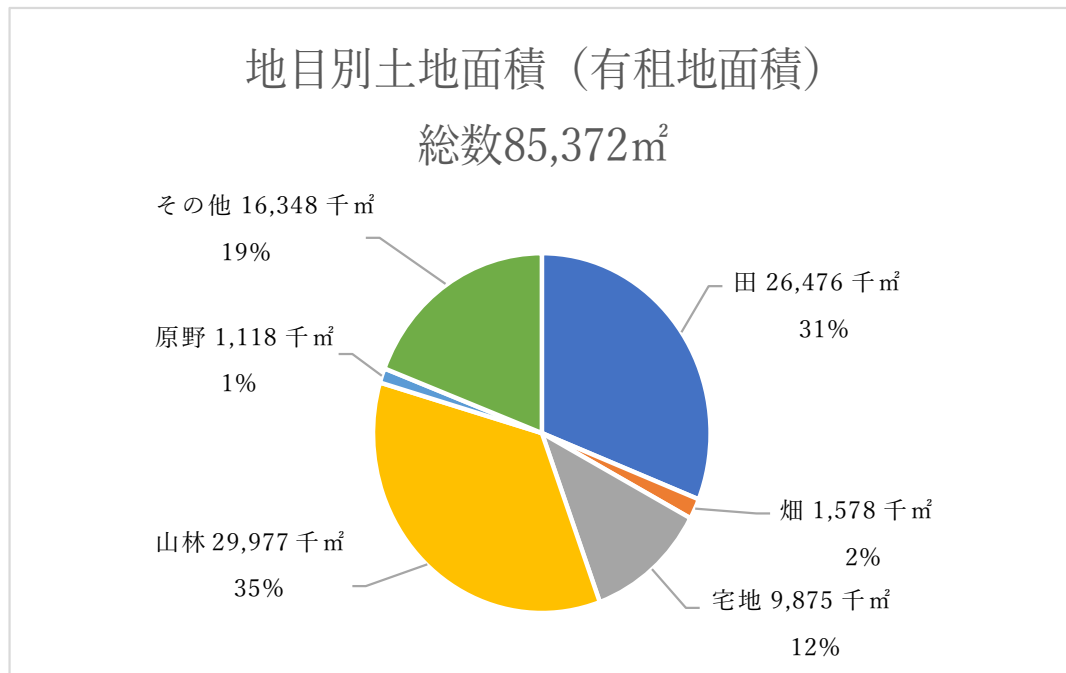


図 地目別土地面積

資料) 加東市統計書（2021年3月発行）

第3 交通

1 道路

市域内の道路網は、一般道路と自動車専用道路とからなる。

一般道路は、幹線道路である国道175号（明石市～京都府舞鶴市）が南北を、国道372号（姫路市～京都府亀岡市）が東西を貫き、社市街地の西側で交差している。

国道175号は、中国縦貫自動車道と滝野社ICで接続している。また、国道175号は、滝野地域内では加古川を挟み県道17号（西脇市～三田市）、県道349号（小野市～多井田）と、さらに、社地域で県道567号（東古瀬～穂積）と平行している。国道372号は、三草川沿いの山間部を通り、丹波篠山市との分水嶺を横断する。

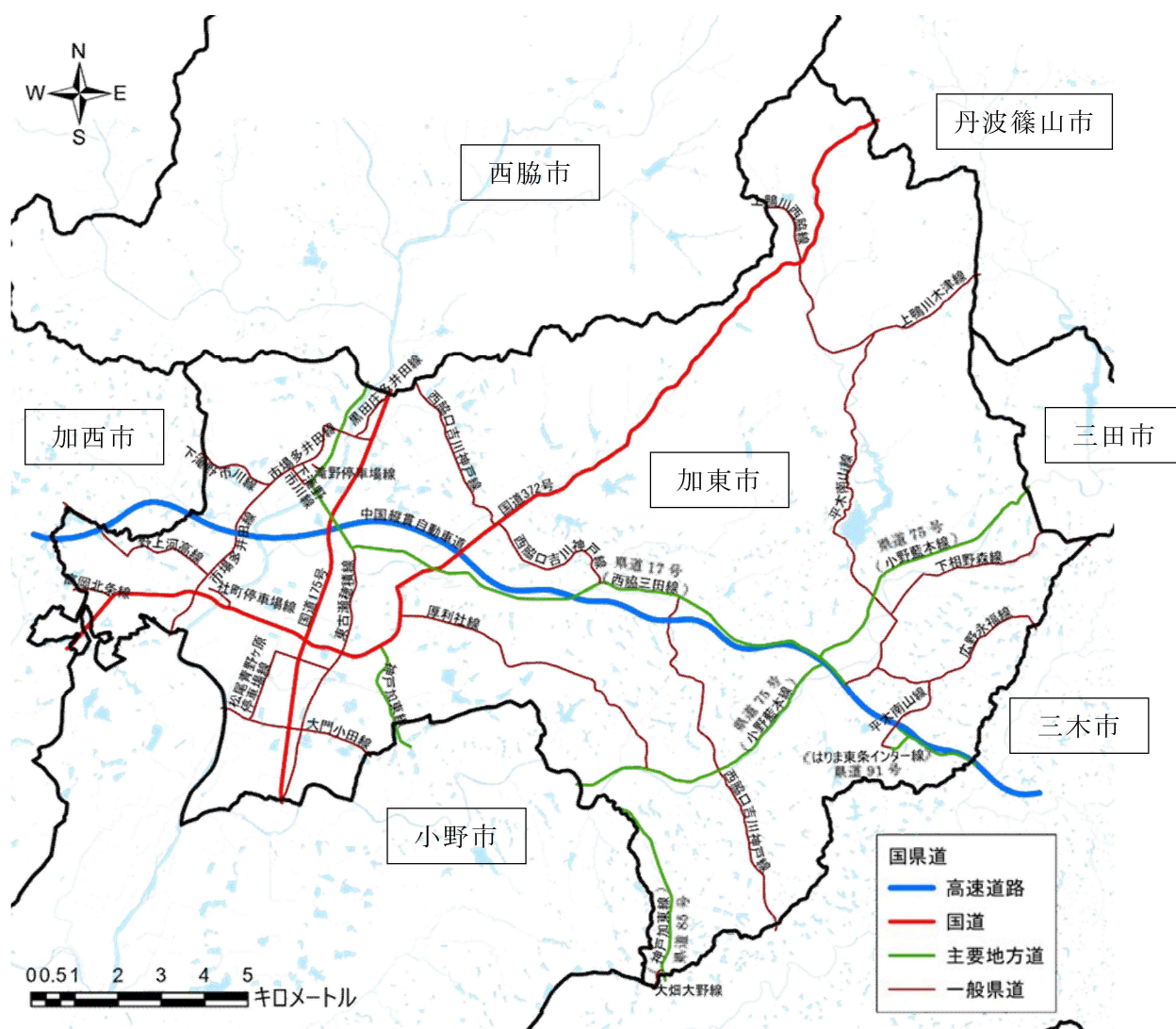
県道75号（小野市～三田市）は、東条地域内で東条川沿いを通り三田市で国道176

号(京都府宮津市～大阪市)に接続する。また、県道75号は、中国縦貫自動車道と平行して走る県道17号及び県道564号(厚利～社)と東条地域内で交差している。

自動車専用道路は、中央部を東西方向に国土幹線である中国縦貫自動車道が走り、ひょうご東条ICと滝野社ICを有し、阪神地域と直結している。ひょうご東条ICは、平成8年に開設され、平成12年度には東条湖へのアクセス道路が整備され、広域的な観光ネットワーク道路が完成した。

中国縦貫自動車道は、吉川JCT(ジャンクション)で舞鶴若狭自動車道と分岐し、大阪方面と日本海側方面へと繋がっている。

なお、道路関連施設として、ひょうご東条IC入口付近に、「道の駅とうじょう」、中国縦貫自動車道に社PA(パーキングエリア)がある。



2 交通機関

鉄道は、西日本旅客鉄道株式会社の加古川線(神戸線(山陽本線)加古川駅～福知山線谷川駅)が、市の西部を流れる加古川右岸沿いに北上しており、社町駅、滝野駅、滝駅の3駅がある。市域では、電化されているが単線である。

加古川線は、東播磨臨海部から北播磨地域を通り丹波地域に至る、県民の地域間連携・交流を促進する鉄道である。また、1995年の阪神・淡路大震災時には寸断された

神戸線（山陽本線）の迂回路として利用された。リダンダンシーの観点からも重要な鉄道である。

また、市内では路線バスや中国縦貫自動車道による高速バスが利用出来るなど交通の利便性が高い。

注）リダンダンシー：冗長性、代替機能

第4 産業

加東市では、第3次産業就業者数が最も多いが、第1次産業就業者数と同様に減少傾向にある。その反面第2次産業就業者数が増加傾向となっている。

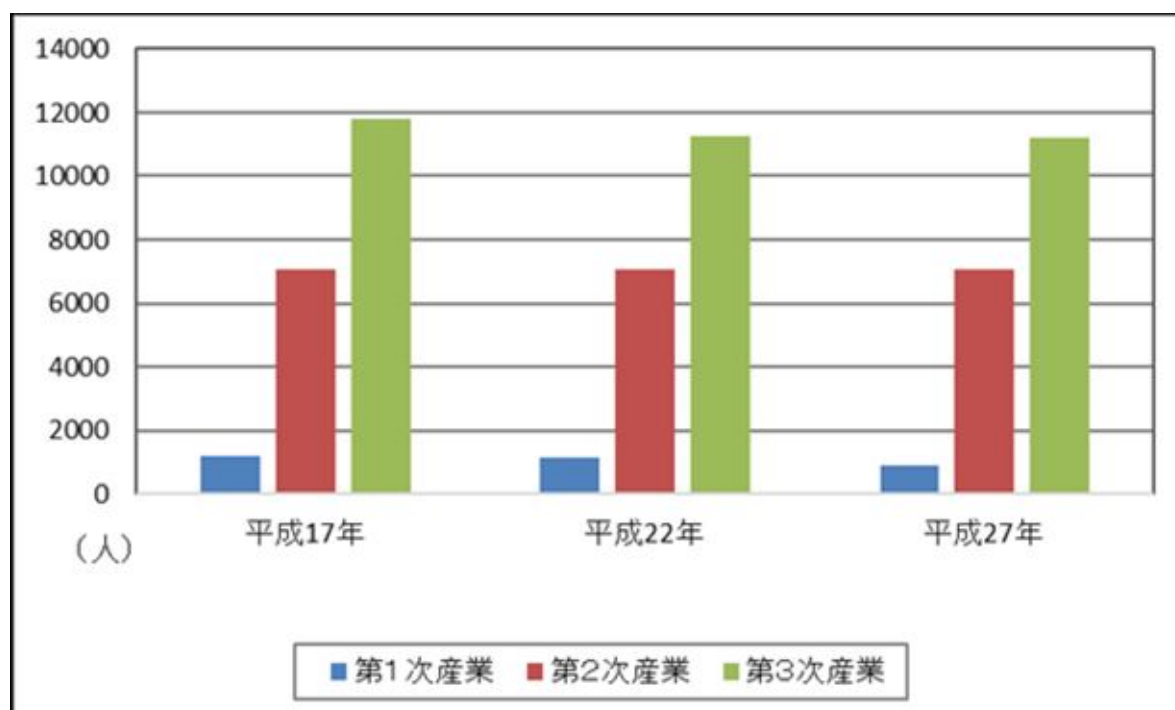


図 産業別就業者数
資料) 平成 27 年 国勢調査

第3節 地震災害の危険性と被害の特徴

第1 地震災害発生状況

1 兵庫県内での地震災害発生状況

有史以来、兵庫県のどこかに震度5弱以上の揺れがあったと推定される地震は次のとおりである。県域の中では、南東部地域で震度5弱以上を経験する頻度が高くなっている。このなかで、20世紀だけをとってみると、北但馬地震(死者425人、負傷者806人)、南海地震(死者50人、負傷者69人)、兵庫県南部地震(死者6,402人、負傷者40,092人)の被害が大きい。

(第1表) 兵庫県のどこかに震度5弱以上を与えたと推定される地震

番 号	発 生 年 月 日	(推定)規模(M)	
1	599. 5.28 (推 古 7. 4.27)	7.0	
2	701. 5.12 (大 宝 1. 3.26)	7.0	
3	745. 6.15 (天 平 17. 4.27)	7.9	
4	827. 8.11 (天 長 4. 7.12)	6.5～7.0	
○ 5	868. 8. 3 (貞 観 10. 7. 8)	7.0 以上	播磨国地震
○ 6	887. 8.26 (仁 和 3. 7.30)	8.0～8.5	
7	938. 5.22 (承平8 (天慶1) . 4.15)	7.0	
8	1096.12.17 (嘉保3 (永長1) .11.24)	8.0～8.5	
9	1361. 8. 3 (正 平 16. 6.24)	8 _{1/4} ～8.5	
10	1449. 5.13 (文安6 (宝徳1) . 4.12)	5 _{3/4} ～6.5	
11	1498. 9.20 (明 応 7. 8.25)	8.2～8.4	
12	1510. 9.21 (永 正 7. 8. 8)	6.5～7.0	
13	1579. 2.25 (天 正 7. 1.20)	6.0± _{1/4}	
14	1596. 9. 5 (文録5 (慶長1) . 7.13)	7 _{1/2} ± _{1/4}	
15	1662. 6.16 (寛 文 2. 5. 1)	7 _{1/4} ～7.6	
16	1707.10.28 (宝 永 4.10. 4)	8.6	宝永地震
17	1751. 3.26 (寛延4 (宝暦1) . 2.29)	5.5～6.0	
18	1854.12.23 (嘉永7 (安政1) .11. 4)	8.4	安政東海地震
19	1854.12.24 (嘉永7 (安政1) .11. 5)	8.4	安政南海地震
○ 20	1864. 3. 6 (文久4 (元治1) . 1.28)	6 _{1/4}	
21	1891.10.28 (明治24)	8.0	濃尾地震
○ 22	1916.11.26 (大正5)	6.1	
○ 23	1925. 5.23 (大正14)	6.8	北但馬地震
○ 24	1927. 3. 7 (昭和2)	7.3	北丹後地震
25	1927. 3.12 (昭和2)	5.2	京都府沖
26	1946.12.21 (昭和21)	8.0	南海地震
27	1963. 3.27 (昭和38)	6.9	越前岬沖地震
◎ 28	1995. 1.17 (平成7)	7.3	兵庫県南部地震
29	2000.10. 6 (平成12)	7.3	鳥取県西部地震
○ 30	2013. 4.13 (平成25)	6.3	淡路島付近を震

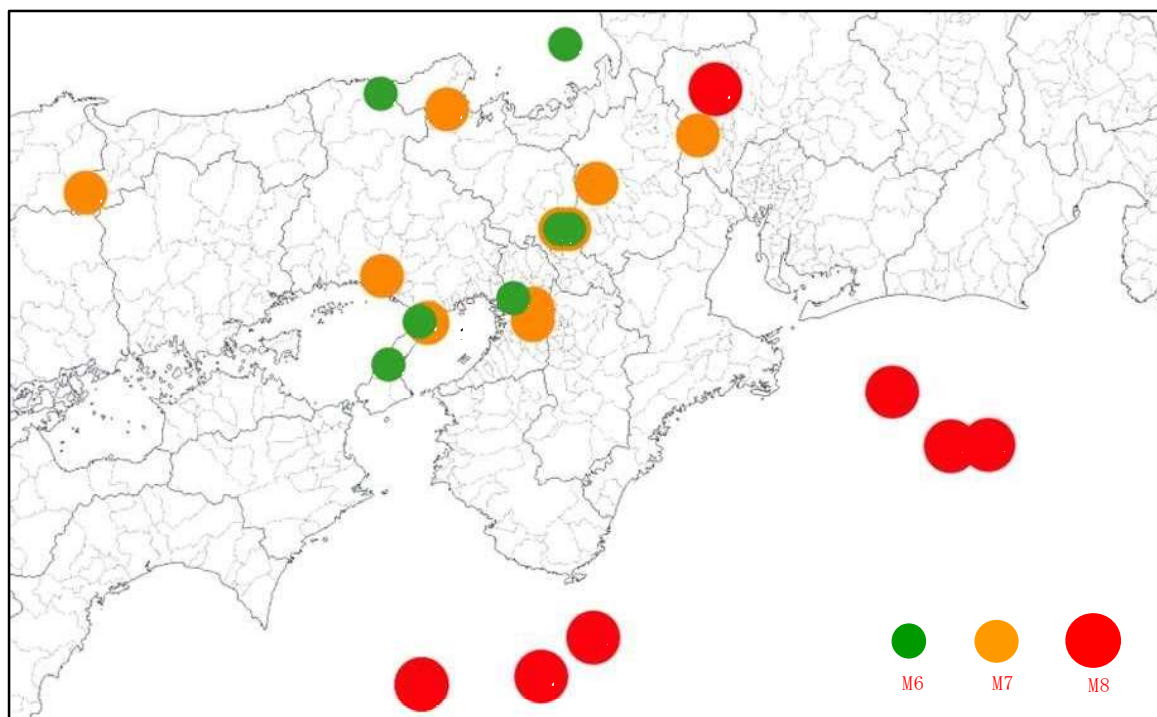
			源とする地震
31	2018. 6.18 (平成 30)	6.1	大阪府北部を震源とする地震

(注 1) ○は県内のいずれかに震度 6 以上の揺れがあったと推定される地震

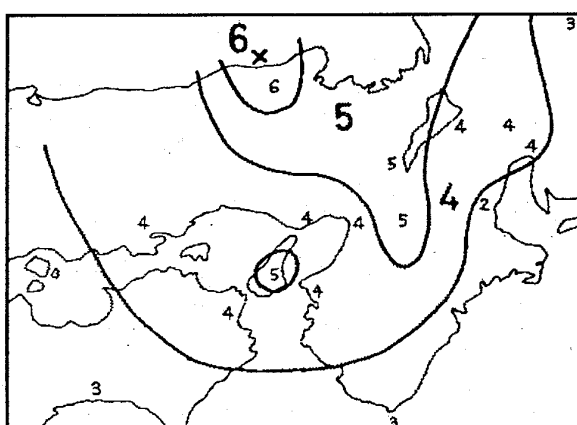
◎は県内のいずれかに震度 7 の揺れがあった地震

(注 2) なお、『鎮増私聞記』によると、1412 年に播磨国で大きな地震が発生したとされている。

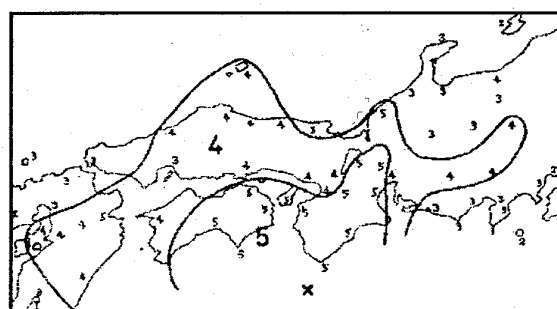
(第 1 図) 第 1 表に示された地震の震央



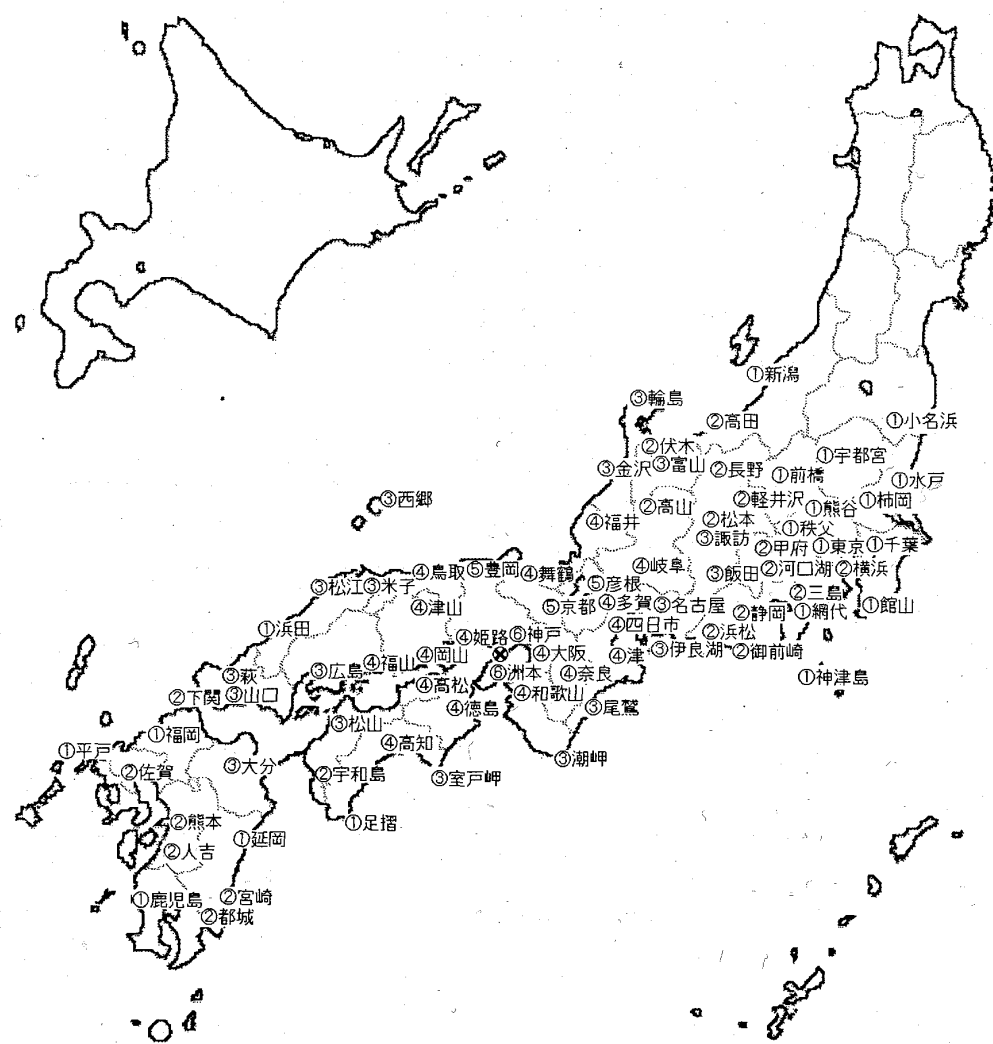
(第 2 図) 北但馬地震(第 1 表中 23 番)の震度分布



(第 3 図) 南海地震(第 1 表中 26 番)の震度分布

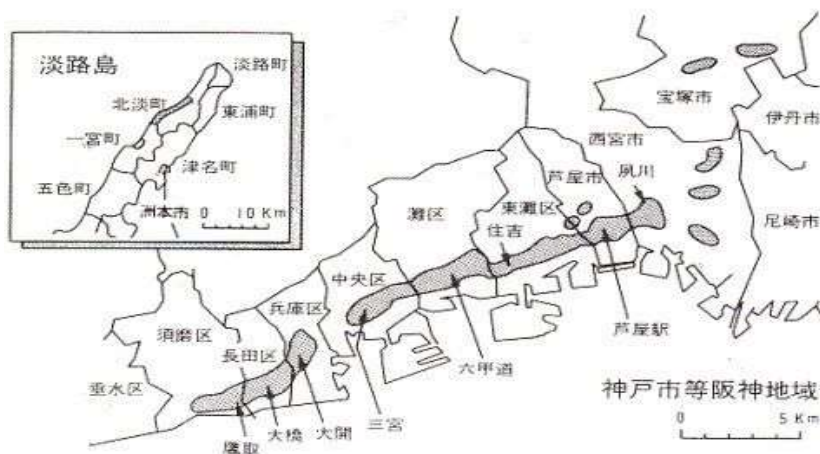


(第4図) 兵庫県南部地震(第1表中32番)の震度分布



注) 震度の観測は計測震度計による (計測震度計: 地震動の加速度、周期、継続時間から震度を算出)

○ 震度 7 の分布



2 兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の概要

(1) 地震の発生状況

平成 7 年 1 月 17 日（火）、5 時 46 分、兵庫県南部に震度 6、場所によっては震度 7 の強い地震が発生し、この地域の地震としては、昭和 27 年に記録した震度 4 をはるかに上回る大きなものであった。

【震源地】大阪湾 北緯 34 度 36 分 東経 135 度 02 分

【震源の深さ】16 km

【各地の震度】6（神戸、洲本） 5（豊岡） 4（姫路など）

（神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、北淡町、一宮町、津名町の一部では震度 7）

【マグニチュード】7.3

【最大加速度】818gal（南北成分、神戸海洋気象台）

(2) 地震の特徴

- ① 人口 350 万人余が密集し、わが国の経済活動の中枢を担う淡路北部から神戸市及び阪神地域で発生した内陸・都市直下型地震であった。
- ② 深さ 16 km という比較的浅い部分で発生し、断層が横にずれることにより起こったもので、大きなエネルギーが一挙に開放されるタイプであった。

(3) 被害の概要

① 被害の特徴

- ア 大都市を直撃した大規模地震のため、電気、水道、ガスなど被害が広範囲となるとともに、鉄道、新幹線、高速道路、新交通システム、都市間交通、地下鉄が損壊し、ライフラインに潰滅的な打撃を与えた。
- イ 古い木造住宅の密集した地域において、地震による大規模な倒壊、火災が発生し、特に神戸市兵庫区、長田区などでは大火災が発生した。
- ウ 神戸・阪神地域という人口密集地に発生したため、多数の住民が避難所での生活を余儀なくされた。

② 県内被害概要

ア	【災害救助法指定市町数】	10 市 10 町
イ	【死者】	6,402 名
ウ	【行方不明】	3 名
エ	【負傷者】	40,092 名
オ	【倒壊家屋】	240,956 棟 439,608 世帯
カ	【避難箇所数・人数】（ピーク時、平成7年1月23日）	1,153 箇所 316,678 人

(4) 本市における被害の概要

旧 町	住家一部破損		死 者	負傷者	
	棟	世帯		重傷	軽傷
社 町	0	0	0	0	0
滝野町	10	10	0	0	0
東条町	65	60	0	0	2
合 計	75	70	0	0	2

（各旧町地域防災計画資料より抜粋編集）

※旧滝野町では、その他にも公共建物 9 棟、文化財 1 箇所、ブロック塀 4 箇所、旧東条町では、公共建物 5 棟、倉庫・車庫等 24 棟、ブロック塀等 10 箇所に関する被害の記述がある。

第 2 地震発生の危険性

活断層詳細デジタルマップによると、兵庫県南西部には活断層であることが確実な山崎断層があり、加東市域には、推定活断層（※1）とされる御所谷（ごしょだに）断層、大谷（おおたに）断層、青野町（あおのちょう）断層が確認されている。

北播磨地域は、六甲山系や生駒山系周辺に比べ活断層の分布密度が小さいが、兵庫県南西部に規模の大きな山崎断層帯が存在し、加えて地下に断層が伏在している可能性もあり、地震の影響が震源地から数 10km に及ぶことを考えると、予断を許さない状況である。

山崎断層帯は、岡山県東部から兵庫県南東部にかけて分布する活断層帯で、那岐山（なぎせん）断層帯、山崎断層帯主部、草谷断層の 3 つの断層に区分される。その中でも山崎断層帯主部は、岡山県美作市から三木市にかけて西北西－東南東方向に走る総延長約 80km に及ぶ大きな断層であり、東から三木、琵琶甲（びわこ）、暮坂峠（くれさかとうげ）、安富（やすとみ）、土万（ひじま）、大原（おおはら）の 6 断層から成る断層系とみられ、左横ずれの断層であると考えられている。

山崎断層帯主部の内、北西部ではマグニチュード 7.7 程度、南東部ではマグニチュード 7.3 程度の地震が発生する可能性があり、加東市では最大で震度 7 が予想されている。今後 30 年の間に地震が発生する確率の最大値をとると、北西部は 0.09%～1% で日本の主な活断層の中ではやや高いグループ、南東部はほぼ 0%～0.01% である。

また、御所谷断層は、今後 100 年程の間に加東市に最大震度 6 強の地震を発生させる可能性があると言われている。

（※1）地形的な特徴から、今後も地震を起こす可能性のある活断層があると推定さ

れつつも、資料が少なく、詳しく調査しない限り明確に存在や場所が特定できないもの。

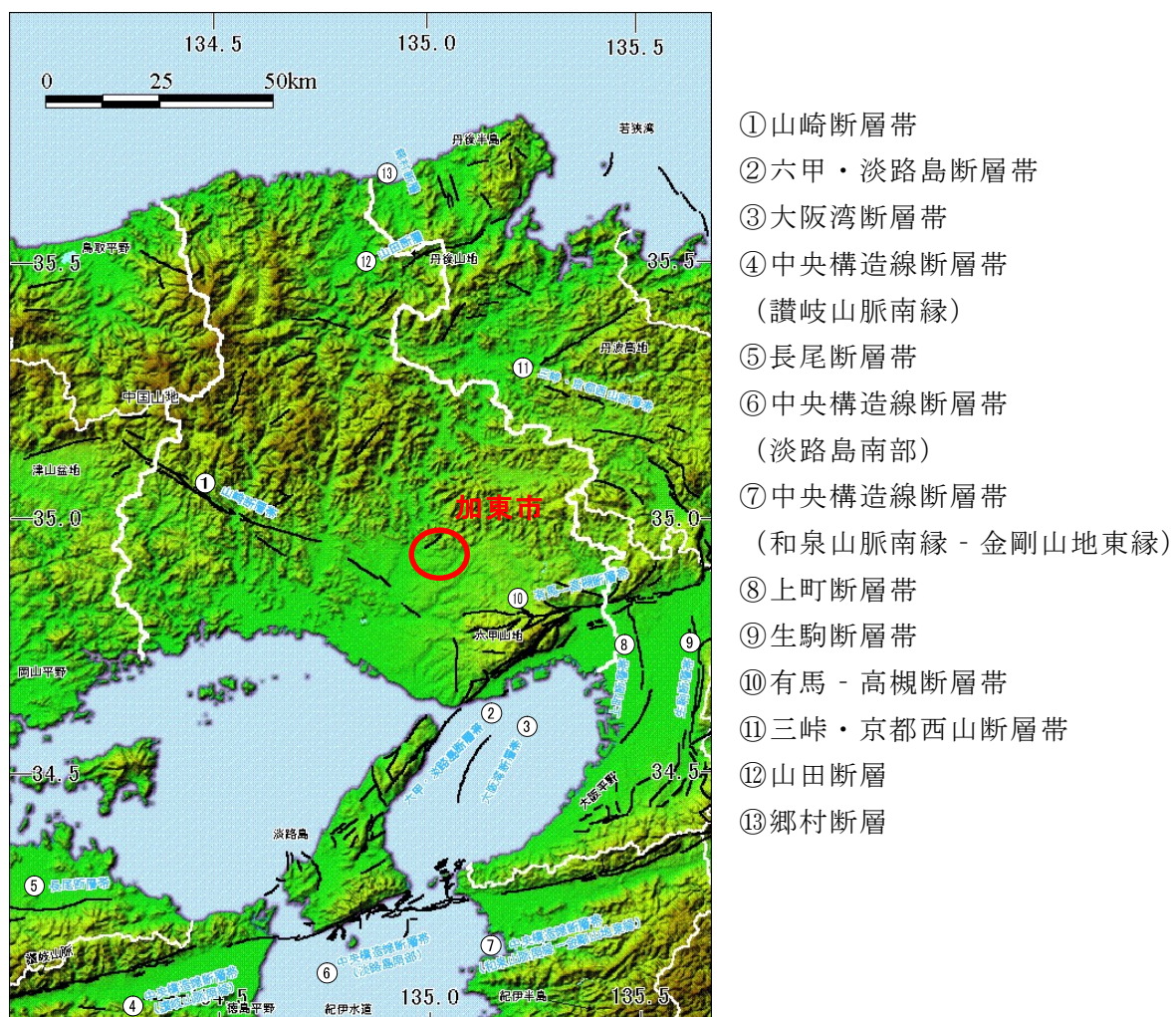


図 兵庫県 の地形と活断層

(出典：日本の地震活動、総理府(現文部科学省)地震調査研究推進本部地震調査委員会編)



図 山崎断層帯の活断層位置図

(出典：山崎断層の長期評価について、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会編)

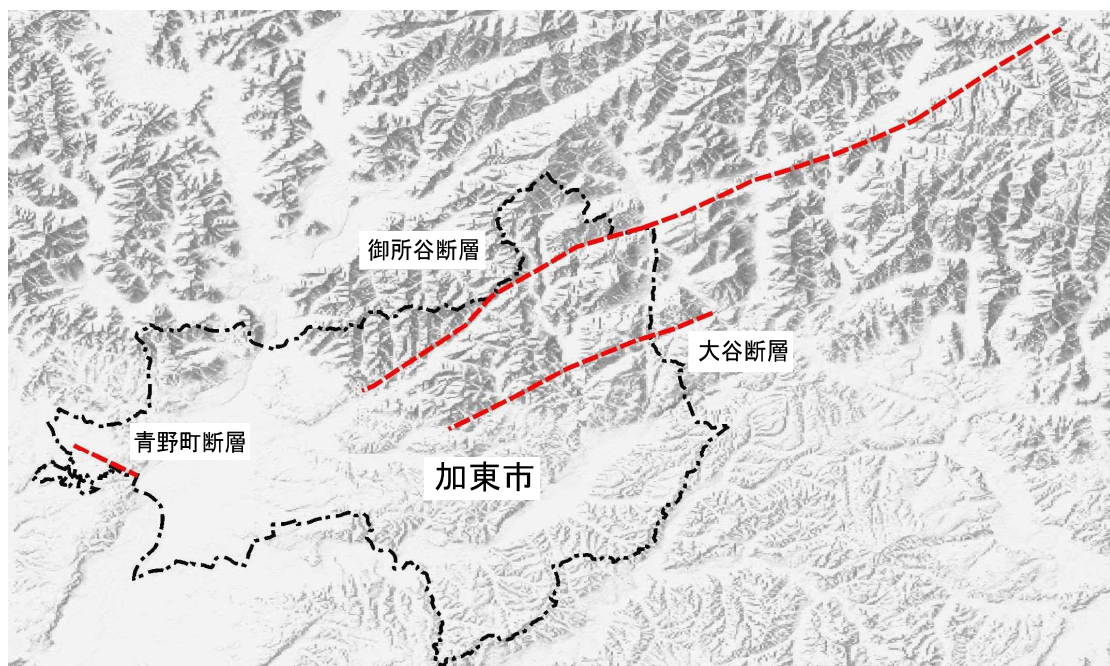


図 加東市域の推定活断層分布図

(出典：活断層詳細デジタルマップ (中田 高 今泉 俊文 [編]))

第3 地震被害想定

1 想定地震の概要

過去の地震の状況や中央防災会議、地震調査研究推進本部の調査研究を基に、平成 22 年度に「兵庫県地震被害想定」が兵庫県によりとりまとめられた。（南海トラフについては、平成 26 年度に被害想定の見直しがされた。）

※加東市に影響を及ぼすとされる地震と加東市の被害想定は次のとおりである。
（被害想定表）

断層名	地震範囲	被害想定					
		全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	死者数	負傷者数	避難者数
山崎断層	主部南東部・草谷(くさたに)	4,271	5,860	4	266	779	9,635
	主部南東部	4,379	5,579	4	273	775	9,592
	大原・土万(ひじま)・安富主部南東部	1,526	3,967	2	95	382	4,677
	主部北西部	3	61	1	0	4	45
海溝型	南海トラフ	20	487	0	2	197	72
有馬・高槻	有馬・高槻断層帯	459	2,298	1	27	176	2,141
六甲・淡路断層帯	淡路島西岸	2	38	1	0	2	28
	六甲山地南縁・淡路島東岸	43	577	1	2	36	438
上町断層	上町(うえまち)断層	4	4	1	1	1	2
三峠(みとけ)ー京都西山断層	京都西山断層帯	1	8	1	0	0	7
大阪湾断層	大阪湾断層帯	4	71	1	0	4	51
御所谷断層	御所谷断層	129	1,452	1	7	93	1,134
各市町直下型 (M6.9の直下型地震が発生したと想定した場合の加東市の被害)	神戸市の直下型地震	0	19	1	0	1	15
	西宮市の直下型地震	0	0	1	0	0	2
	芦屋市の直下型地震	0	1	1	0	0	2
	宝塚市の直下型地震	0	0	0	0	0	2
	三田市の直下型地震	19	263	1	1	16	191
	明石市の直下型地震	2	27	1	0	2	20
	加古川市の直下型地震	10	184	1	0	11	134
	高砂市の直下型地震	8	132	1	0	7	95
	稲美町の直下型地震	26	409	1	1	24	302
	播磨町の直下型地震	12	218	1	0	13	160
	姫路市の直下型地震	0	7	1	0	0	6
	神河町の直下型地震	2	45	0	0	2	0
	市川町の直下型地震	9	156	1	0	9	112

	福崎町の直下型地震	17	264	1	1	15	193
	西脇市の直下型地震	165	1,817	1	8	116	1,421
	三木市の直下型地震	77	1,046	1	4	64	791
	小野市の直下型地震	501	2,989	1	29	217	2,647
	加西市の直下型地震	478	2,365	1	28	180	2,205
	加東市の直下型地震	801	4,451	2	47	330	4,016
	多可町の直下型地震	36	572	1	1	34	419
	丹波篠山市の直下型地震	3	59	1	0	3	43
	丹波市の直下型地震	0	4	1	0	0	4

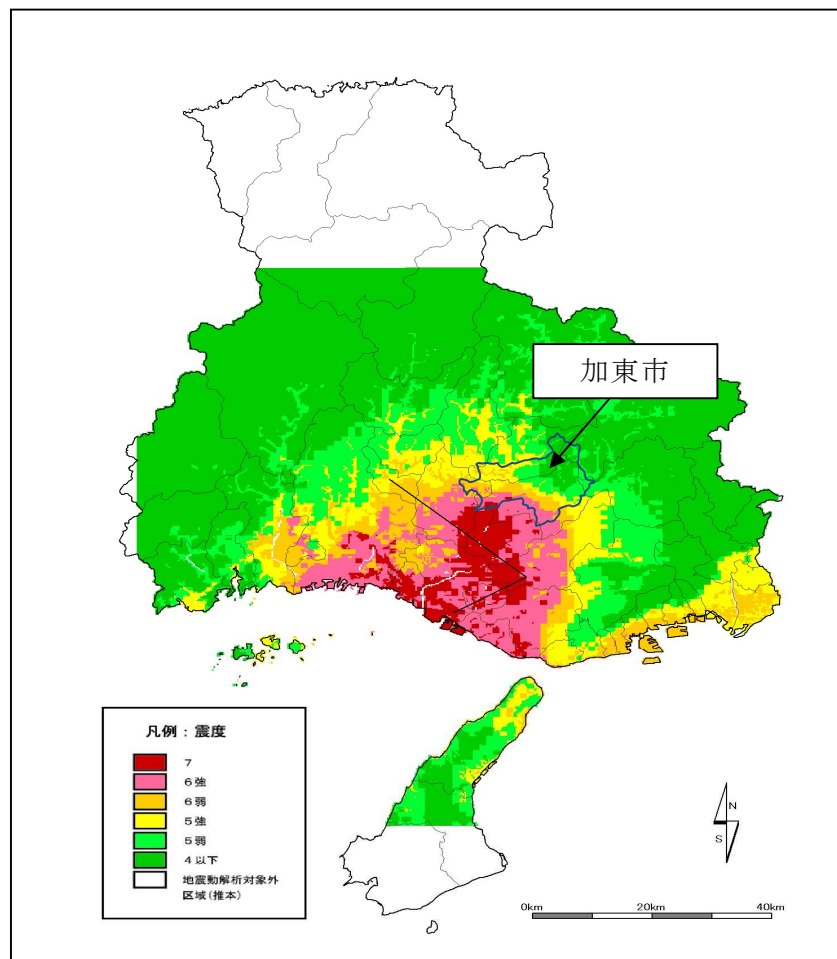
2 加東市の被害想定

加東市の地震対策としての地震被害想定は、平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、被害想定表のうち、最大避難者数である山崎断層帯南東部・草谷（くさたに）断層の地震被害とする。

（１）山崎断層主部南東部・草谷（くさたに）断層地震の概要

加東市では、震度7が想定され、被害は全壊棟数4,271棟、半壊棟数5,860棟、死者数266人、負傷者779人、建物被害による避難者数は9,635人と想定されている。

- ① 震源地 山崎断層主部南東部・草谷（くさたに）断層
- ② 震度分布 マグニチュード7.5（加東市内における最大震度 7）



③山崎断層地震による被害想定

想定した『山崎断層地震 主部南東部・草谷（くさたに）断層』人的被害想定では、建物被害(家屋の倒壊・室内収容物の転倒、落下)の要因が最も多く、冬早朝5時を想定したものである。

建物全壊棟数は揺れによるもの4, 209棟、液状化によるもの62棟を合算したものである。

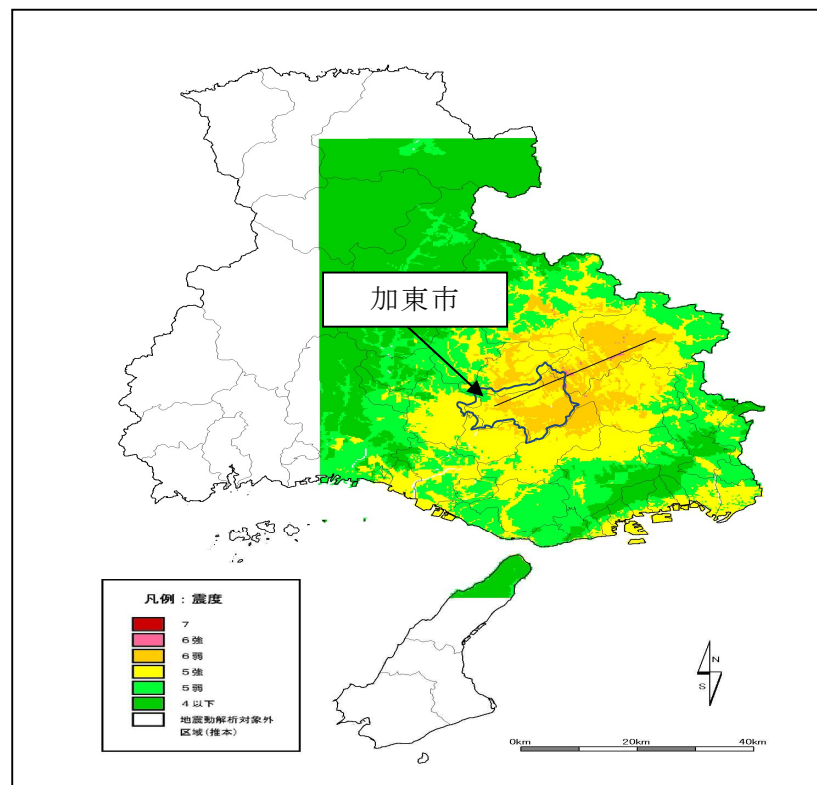
火災危険度の想定は、冬期の夕刻(18時頃)における全出火件数を想定したものである。

区 分	全壊建物数 (棟)	半壊建物数 (棟)	焼失棟数 (棟)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	避難者数 (人)
加東市	4,271	5,860	4	266	779	9,635

※全壊建物棟数は、液状化による全壊62棟を含む

(2) 御所谷（ごしょだに）断層地震の概要

過去の地震の状況や中央防災会議、地震調査研究推進本部の調査研究を基に、平成22年度に兵庫県がとりまとめた「兵庫県地震被害想定」によると、加東市域に位置する御所谷断層の震度分布において、最大で震度6強の地震が予想されている。



参考資料

【兵庫県地域防災計画（地震災害対策計画）抜粋】

第5節 地震災害の危険性と被害の特徴

第1 趣旨

過去の地震災害の状況や中央防災会議、地震調査研究推進本部の調査研究を基に、兵庫県内で発生しうる地震被害を想定した。

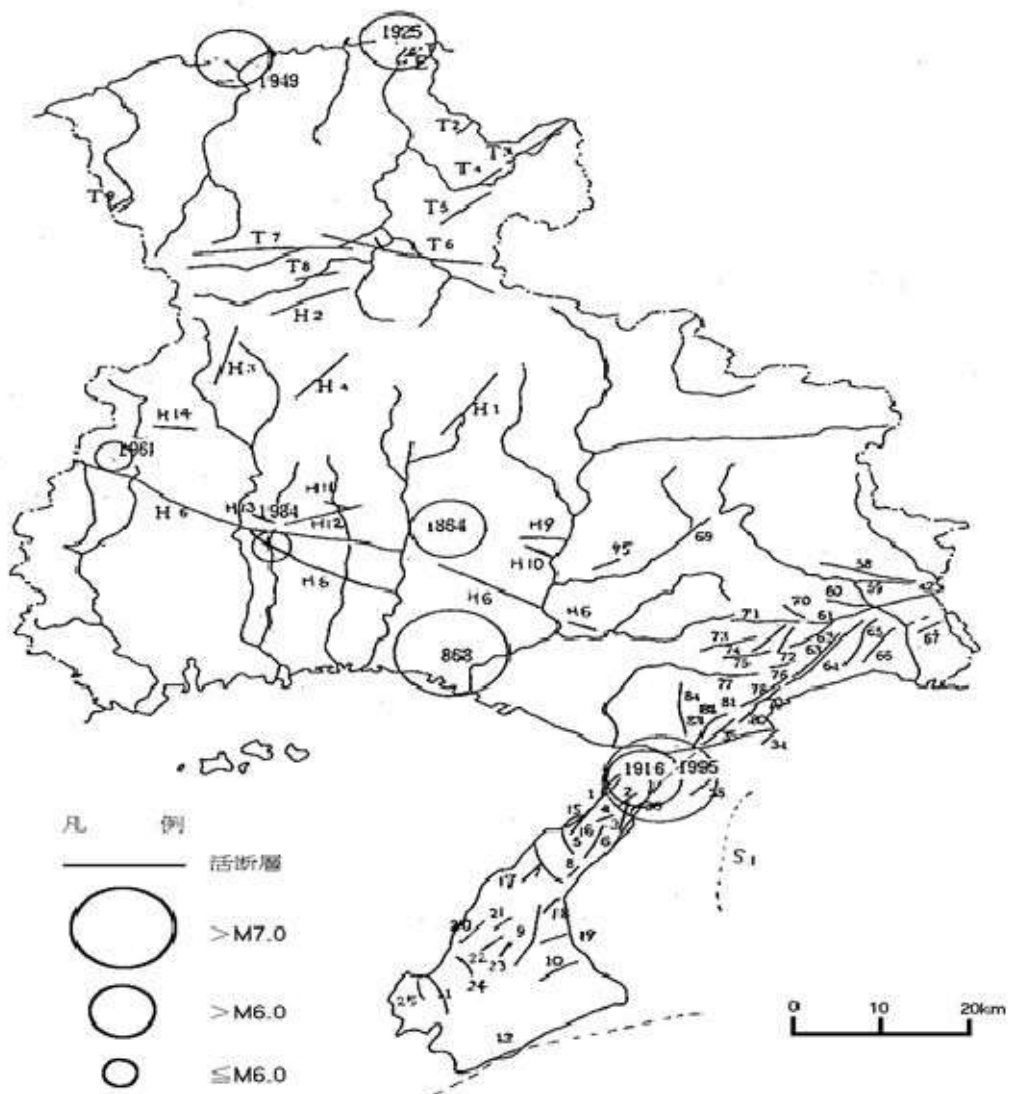
第2 内容

1 活断層と地震災害

活断層の活動状況等については、まだ解明されていない点が多く、現段階では、時間、場所、規模を特定して地震の発生を予知することは不可能である。例えば、特定の地点をトレンチ調査等により調べたとしても、①文献記録のない時代については活動時期の厳密な特定が難しいこと、②活動周期が必ずしも一定であるとは断定できないことから、そこから直ちに得られる知見だけでは、かなりの幅を持った予測にとどまらざるを得ない。また、活断層と被害の関係についても、十分に判明しているとは言い難い。

そのため、今後、様々な観点から調査研究を積み上げ、データを集積し、活断層の活動の傾向や実態をより詳しく解明しなければならないが、それには長期的な取り組みが必要である。県をはじめ防災関係機関は、そうした認識の下に、可能な限りの防災対策の充実に努めるとともに、県民一人ひとりも地震に対する備えを怠らないことが何よりも肝要である。

○ 兵庫県内の主要活断層の分布と主要地震の発生状況



兵庫県における主要活断層の名称と活動度

番号	活動度	断層の名称	番号	活動度	断層の名称	番号	活動度	断層の名称	番号	活動度	断層の名称
T 2	C		2	B～C	楠本断層	2 3	C	奥畑断層	7 0	C	藤原山断層
T 3			3	B	仮屋断層	2 4	C	下堺断層	7 1	B	有野－溪河断層
T 4			4	B～C	東浦断層	2 5	C	雁子断層	7 2	C	射場山断層
T 5			5	C	宵波断層	3 4	B	和田岬断層	7 3	B	柏尾谷断層
T 6	B	養父断層	6	C		3 5	B	須磨断層	7 4	B	古々谷断層
T 7	B～C	八木断層	7	B～C	志筑断層	3 8	C		7 5	B	山田断層
T 8	C		8	C		3 9	B	仮屋断層	7 6	C	北摩耶断層
T 9	C		9	B	先山断層	4 2	B	有馬－高槻構造線	7 7	B	万福寺断層
H 1	C		1 0	B	猪ノ鼻断層	5 8	C	十万辻断層	7 8	B	布引断層
H 2	C		1 1	C	飯山寺断層	5 9		中山断層	7 9	B	諏訪山断層
H 3	C	引原断層	1 2	B～C	中央構造線断層系	6 0	B	名塩断層	8 0	B	会下山断層
H 4	C	三万川断層	1 5	B	水越撓曲	6 1	B	六甲断層	8 1	C	丸山断層
H 6	B	山崎断層系	1 6	B	浅野断層	6 2	B	湯槽谷断層	8 2	B	高取山断層
H10			1 7	C	一宮撓曲	6 3	B	大月断層	8 3	B	横尾山断層
H11		山之内断層	1 8	B～C	安平断層	6 4	B	五助橋断層	8 4	C	高塚山断層
H12		小畑断層	1 9	C	厚浜断層	6 5	B	芦屋断層	9 5	B	御所谷断層
H13		須賀沢断層	2 0	B	高山撓曲	6 6	B	甲陽断層	E		
H14			2 1	B～C	鮎原撓曲	6 7	B	伊丹断層	S 1	B	大阪湾断層
1	B～A	野島断層	2 2	C	鮎原南撓曲	6 9	C	大川瀬断層			

【活動度】 A：1～10mm/年、B：0.1～1mm/年、C：0.1mm/年以下

（昭和55年度兵庫県震災対策調査報告書及び『日本の活断層』（平成3年東京大学出版会発行）等による）

2 内陸部地震

(1) 地震発生の危険性

内陸部の地震、いわゆる直下型地震の原因となる活断層は、地質時代後半に発生又は動いた断層で、今後も活動すると考えられる断層であるが、その多くは、過去の活動状況がよくわかっていない。日本列島は、この時代に際立った地殻変動を受け、それが今なお続いており、特に中部地方から近畿地方にかけては東西方向の歪み力を受けて、おびただしい数の活断層が分布している。なかでも、兵庫県内には六甲・淡路島断層帯、有馬－高槻断層帯、山崎断層帯、中央構造線断層帯、また、県外にも上町（うえまち）断層帯など多くの活断層が分布しており、兵庫県での強い揺れが想定される。1995年の兵庫県南部地震により、こうした活断層による危険性について、一般に強く認識されることとなった。

(2) 兵庫県内に被害を及ぼす可能性のある主要な活断層

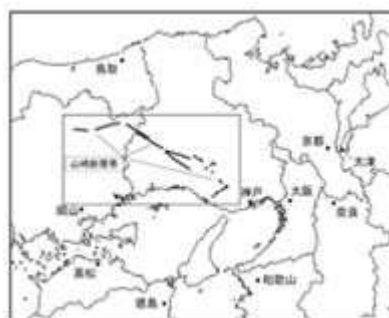
① 山崎断層帯

【断層帯の位置及び形態】

山崎断層帯は、那岐山（なぎせん）断層帯、山崎断層帯主部、草谷（くさに）断層の3つの起震断層に区分される。那岐山断層帯は、岡山県苫田（とまた）郡鏡野（かがみの）町から岡山県勝田郡奈義（なぎ）町に至る断層帯である。長さは約32kmで、ほぼ東西方向に延びており、断層帯の北側が南側に対して相対的に隆起する断層帯である。

山崎断層帯主部は、岡山県美作市（旧勝田郡勝田町）から兵庫県三木市に至る断層帯で、ほぼ西北西－東南東方向に一連の断層が連なるように分布している。全体の長さは約80kmで、主として左横ずれの断層帯である。草谷断層は、兵庫県三木市から兵庫県加古川市にかけて分布する断層で、東北東－西南西方向に延びる主として右横ずれの断層である。

なお、山崎断層帯主部は、兵庫県姫路市より北西側と兵庫県神崎（かんだき）郡福崎（ふくさき）町より南東側とはそれぞれ最新活動時期が異なる。



山崎断層帯の概略位置図



山崎断層帯の活断層位置図

（参考）地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価

区 間	将来の活動時の地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔（上段）最新活動時期（下段）
		30年以内	50年以内	100年以内	
主部（南東部）	7.3程度	ほぼ0%～ 0.01%	ほぼ0%～ 0.02%	0.003%～ 0.05%	3900年程度
					4～6世紀
主部（北西部）	7.7程度	0.1%～1% やや高い	0.2%～2%	0.5%～4%	1800～2300年程度
					868年播磨国地震
草谷断層	6.7程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	6500年程度
					4～12世紀

（評価時点は全て令和6年1月1日現在）

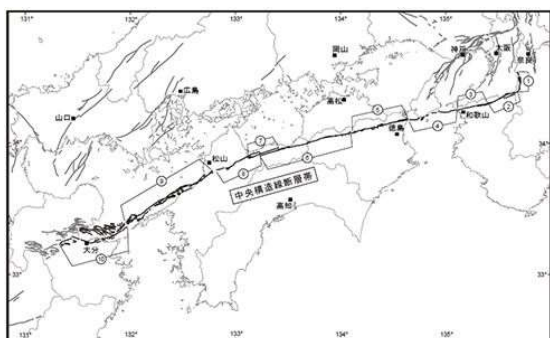
※ 今後30年以内の発生確率の欄に記載したグループ分けは、今後30年の間に地震が発生する可能性について、我が国の主な活断層の中での位置づけを表したものであり、確

率の最大値が3%以上は「高いグループ」、0.1%以上3%未満は「やや高いグループ」に属する。

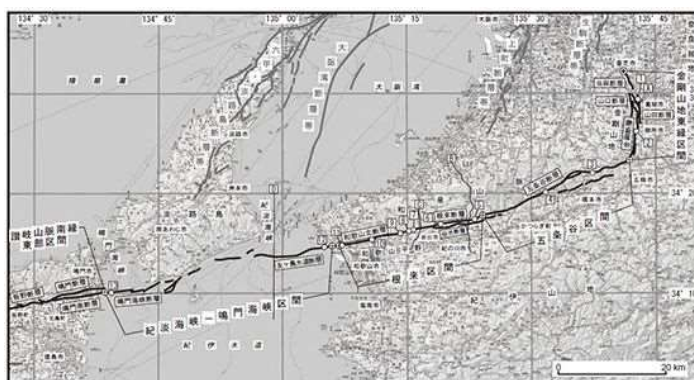
②中央構造線断層帯

【断層帯の位置及び形態】

中央構造線断層帯は、奈良県香芝（かしば）市から五條市、和歌山県和歌山市、淡路島の兵庫県南あわじ市（旧南淡町）の南方海域を経て、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで、四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。断層はさらに西に延び、別府湾を経て大分県由布市に至る全長444kmの長大な断層である。過去の活動時期や断層の形状等の違い、平均的なずれの速度などから、全体が10の区間に分けられる。その10区間は①金剛山地東縁区間、②五条谷区間、③根来区間、④紀淡海峡－鳴門海峡区間、⑤讃岐山脈南縁東部区間、⑥讃岐山脈南縁西部区間、⑦石鎚山脈北縁区間、⑧石鎚山脈北縁西部区間、⑨伊予灘区間、および⑩豊予海峡－由布院区間である。全体として右横ずれを主体とし、上下方向のずれを伴う断層帯であるが、断層帯の最東端の①金剛山地東縁区間では断層の西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層で、断層帯の西端部の⑩豊予海峡－由布院区間では主として北側低下の正断層である。



中央構造線断層帯の概略位置図



中央構造線断層帯（兵庫県付近）の活断層位置図

（参考）地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価

(評価時点は全て令和 6 年 1 月 1 日現在)

区 間	将来の活動時の地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔 (上段)
		30 年以内	50 年以内	100 年以内	最新活動時期 (下段)
紀淡海峡	7.5 程度	0.005%~1%	0.009%~2%	0.02%~4%	約 4000~6000 年
ー鳴門海峡		やや高い			約 3100 年前~2600 年前

③ 六甲・淡路島断層帯

【断層帯の位置及び形態】

六甲・淡路島断層帯は、大阪府箕面（みのお）市から兵庫県西宮市、神戸市などを経て淡路島北部に至る六甲・淡路島断層帯主部と淡路島中部の洲本市から南あわじ市に至る先山（せんざん）断層帯からなる。六甲・淡路島断層帯主部は、断層の分布形態や過去の活動時期の違いなどから、長さ約71kmの六甲山地南縁（ろっこうさんちなんえん）ー淡路島東岸区間および長さ約23kmの淡路島西岸区間の2つに区分される。六甲・淡路島断層帯主部の全体の長さは約71kmでほぼ北東ー南西方向に延びる。このうち、六甲山地南縁ー淡路島東岸区間では、右横ずれを主体とし、北西側が相対的に隆起する逆断層成分を伴う。一方、淡路島西岸区間では、右横ずれを主体とし、南東側が相対的に隆起する逆断層成分を伴う。先山断層帯は、長さが約12kmで、北西側が相対的に隆起する逆断層である。

1995年（平成7年）の兵庫県南部地震では、淡路島西岸区間と六甲山地南縁ー淡路島東岸区間のうちの、西宮市から明石海峡にかけての全長約30kmの範囲の地下で活動し、甚大な被害を生じた。淡路島西岸区間では断層活動が地表まで達し明瞭な地表地震断層が出現したほか、六甲山地南縁においては余震活動や地震波形の観測・解析等から地下において断層活動が起こったことが明らかになっている。ただし、六甲山地南縁において、測量観測とそれを基に解析された地殻変動は、六甲山地南縁ー淡路島東岸区間全域には及んでおらず、変動量も淡路島西岸区間沿いに比べて小さかった。また、断層を挟んでの地殻変動も、淡路島西岸区間沿いほどは顕著でなかった。

これらのことより、兵庫県南部地震を淡路島西岸区間においては最大規模（以下、「固有規模」という。）の地震とみなして最新活動としたが、六甲山地南縁ー淡路島東岸区間においては固有規模の地震よりひとまわり小さい地震とみなして最新活動ではないと評価した。



六甲・淡路島断層帯の位置図



六甲・淡路島断層帯の概略位置図

(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価

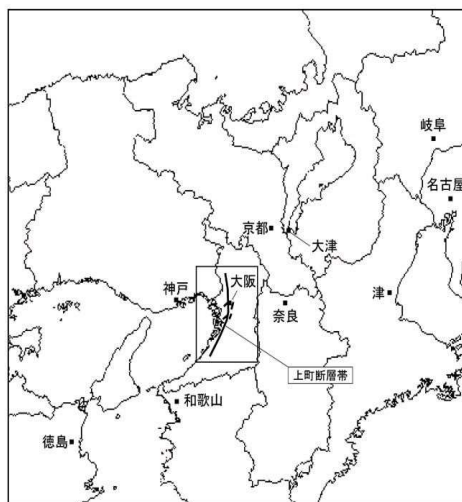
区 間	将来の活動時の地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔(上段) 最新活動時期 (下段)
		30年以内	50年以内	100年以内	
主部 (六甲山地南縁ー淡路島東岸区間)	7.9程度	ほぼ0%～1% やや高い	ほぼ0%～2%	ほぼ0%～6%	900年～2800年程度
					16世紀
主部(淡路島西岸区間)	7.1程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1800年～2500年程度
					1995年兵庫県南部地震
先山断層帯	6.6程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	5000年～10000年程度
					11世紀～17世紀初頭

(評価時点は全て令和 6 年 1 月 1 日現在)

④ 上町 (うえまち) 断層帯

【断層帯の位置および形態】

上町断層帯は、大阪府豊中市から大阪市を経て岸和田市に至る断層帯である。全体として長さは約42kmで、ほぼ南北方向に延びており、断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層である。



上町断層帯の概略位置図



1：新淀川北岸地点 2：大和川南岸地点 3：阪本地点 4：岡山地点 5：尾生地点
A-O：反射法弾性波探査測線
A, J, M, N：文献18 B：文献6 C：文献23 D, E, I：文献24 F, G, H：文献14
K：文献22 L：文献5 O：文献15
●：断層帯の北端と南端
活断層の位置は文献7、9-11及び17に基づく。
基図は国土地理院発行数値地図200000「京都及大阪」「和歌山」を使用。

上町断層帯の活断層位置図

(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価

区 間	将来の活動時の地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔(上段)
		30 年以内	50 年以内	100 年以内	最新活動時期(下段)
上町断層帯	7.5 程度	2%～3% 高い	3%～5%	6%～10%	8000 年程度
					約 28000 年前-9000 年前

(評価時点は全て令和 6 年 1 月 1 日現在)

⑤ その他の断層

その他、活断層の存在する場所や歴史上大地震の記録がある場所については、将来、大地震の発生する可能性がある。日本海沿岸では、過去に北但馬地震や北丹後地震（京

都府) が起き、震度 6 を記録している。また、近隣府県にも生駒断層帯、三峠(みとけ)・京都西山断層帯など、多くの活断層が分布している。

なお、近年の地震動向に関して、「南海トラフ沿いの巨大地震の前後に、内陸の大地震が集中して発生していることなどから、阪神・淡路大震災以降、西日本が地震の活動期に入った。」という学説もある。

(3) 想定地震

兵庫県内において震度 5 強以上の揺れを生じさせる県内外の地震を対象とした。

○マグニチュード 7 程度以上の地震規模が予想される活断層における 30 年以内の地震発生確率

<地震調査研究推進本部による断層帯の長期評価(算定基準日: 令和 5 年 1 月 1 日)>

最大発生確率	県内にある断層	県外にある断層
3%以上		○上町断層 ○中央構造線断層帯(四国側) ○奈良盆地東縁断層帯
0.1~3%	○六甲・淡路島断層帯(六甲山地南縁淡路島東岸) ○山崎断層帯(主部北西部) ○中央構造線断層帯(鳴門海峡-紀淡海峡)	○山崎断層帯(那岐山断層帯) ○生駒断層帯 ○中央構造線断層帯(紀伊半島側) ○中央構造線断層帯(四国側) ○三峠・京都西山断層帯(京都西山断層帯) ○三峠・京都西山断層帯(三峠断層) ○花折断層帯(中南部)
0.1%未満	○有馬-高槻断層帯 ○大阪湾断層帯 ○山崎断層帯(主部南東部)	○中央構造線断層帯(四国側)
ほぼ 0% (※1)	○山崎断層帯(草谷断層) ○六甲・淡路島断層帯(淡路島西岸) ○六甲・淡路島断層帯(先山断層)	○山田断層帯(郷村断層帯) ○木津川断層帯 ○中央構造線断層帯(紀伊半島側)
不明 (※2)	○山田断層帯(主部) ○御所谷断層(※3) ○養父断層(※3)	○三峠・京都西山断層帯(上林川断層) ○鳥取地震(鹿野断層)(※3) ○中央構造線断層帯(紀伊半島側)

※1 発生確率が 0.001%未満

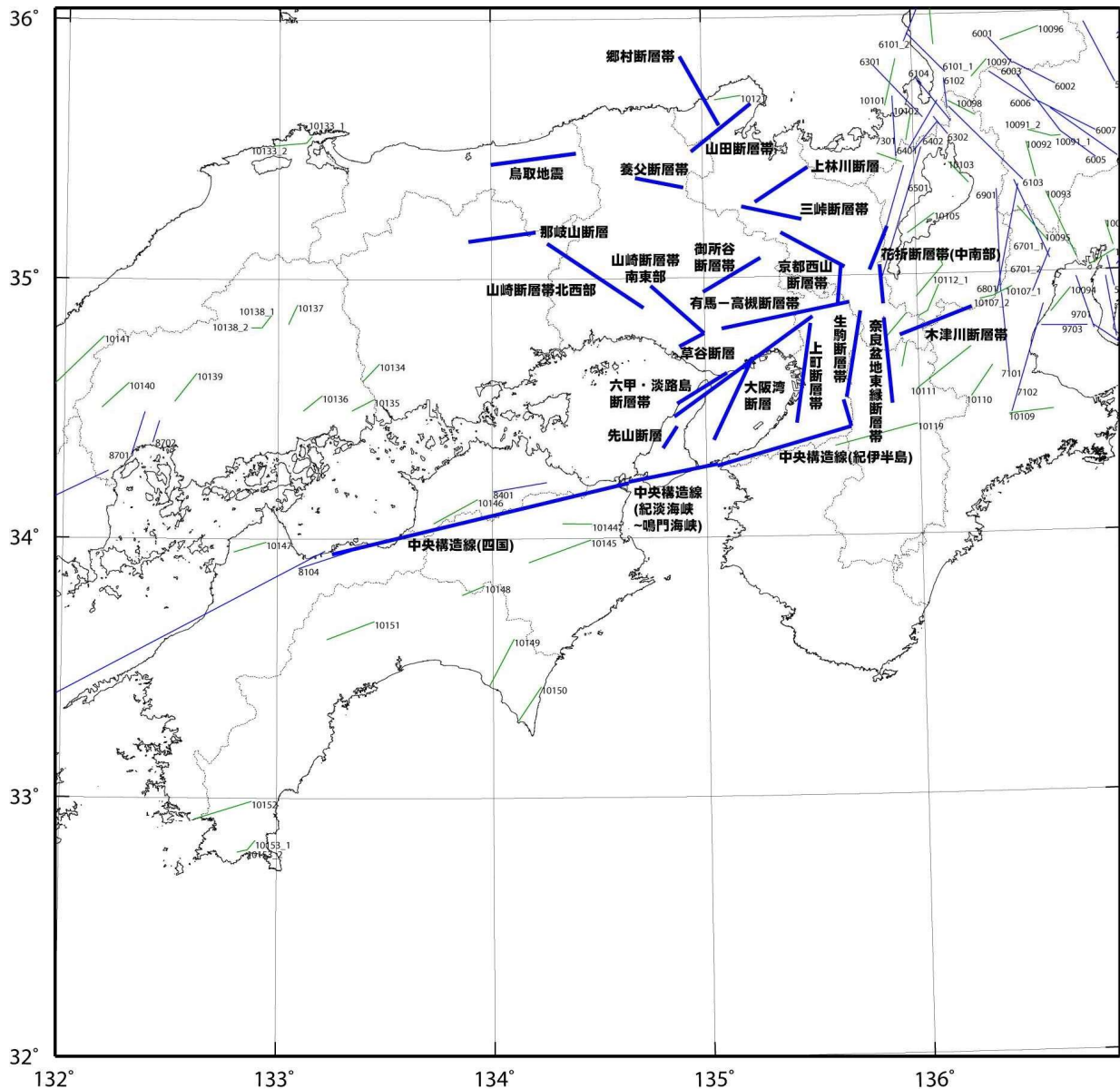
※2 平均活動期間が判明していないため、地震発生確率を求めることができない。

※3 地震調査研究推進本部による長期評価の対象外

※4 中央構造線断層帯(四国側)は 6 断層区間(内 4 区間反映)、中央構造線断層帯(紀

伊半島側)は3断層区間(内3区間反映)から成り、断層区間によって発生確率が異なるため、表中に複数記載

検討対象とした県内外の活断層地震



〔その他の活断層〕

想定される伏在断層による地震(想定M6.9)(41地震)

- ・M6.9の地震を、県下全域250m四方ごとに震源を設定して地震動、液状化危険度予測を実施。
- ・代表ケースとして、各市町役場直下で発生する場合を選定(41ケース)。

(4) 被害想定

兵庫県域で注意すべき代表的な地震について、詳細な地震被害想定を実施した。

【想定地震の概要】

想定地震	想定震源地	想定規模
山崎断層帯地震	山崎断層帯（大原・土方・安富・主部南東部）	M 8 . 0
上町断層帯地震	上町断層帯	M 7 . 5
中央構造線断層帯地震	中央構造線断層（紀淡海峡-鳴門海峡）	M 7 . 7
養父断層帯地震	養父断層	M 7 . 0

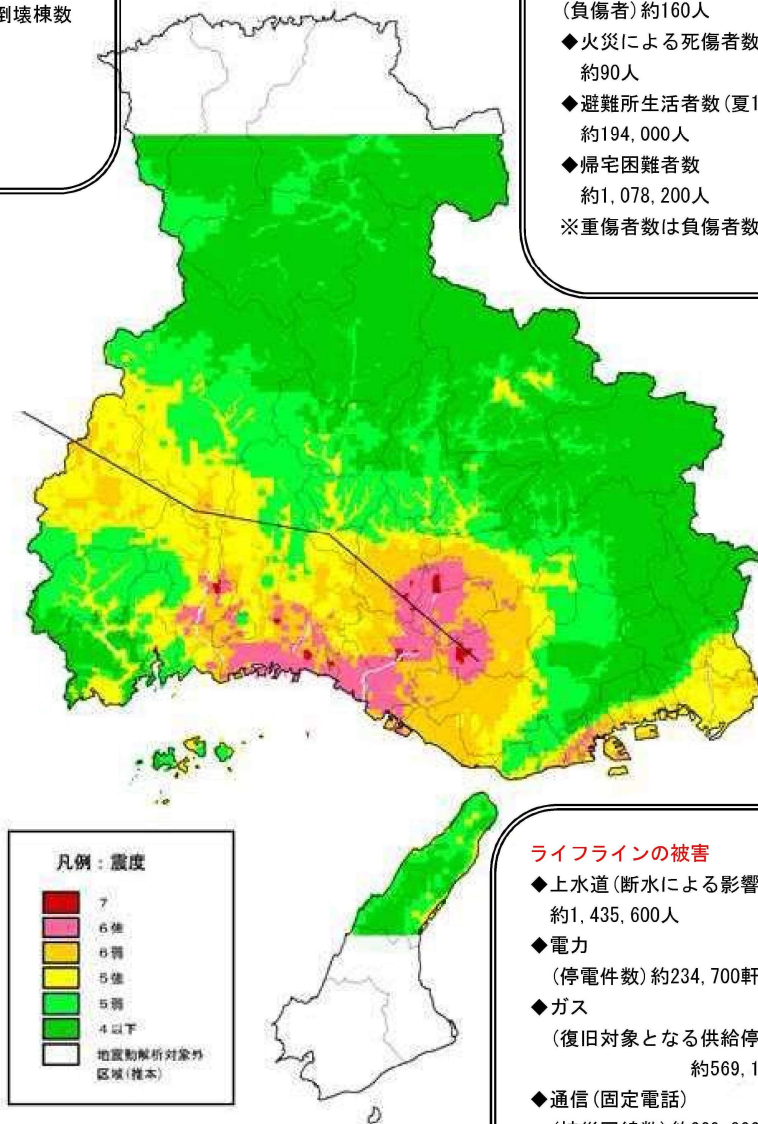
①山崎断層（大原・土方・安富・主部南東部）帯地震

建物の被害(冬18時)

- ◆揺れによる建物倒壊棟数
(全壊)約57,600棟
(半壊)約150,600棟
- ◆液状化による建物倒壊棟数
(全壊)約5,500棟
- ◆がけ崩れによる建物倒壊棟数
(全壊)約1,900棟
(半壊)約4,300棟
- ◆火災による焼失棟数
約1,100棟

人の被害

- ◆建物倒壊による死傷者数(冬5時)
(死者) 約3,600人
(負傷者)約24,900人
(重傷者)約2,600人
 - ◆がけ崩れによる死傷者数(冬5時)
(死者)約130人
(負傷者)約160人
 - ◆火災による死傷者数(冬18時)
約90人
 - ◆避難所生活者数(夏12時)
約194,000人
 - ◆帰宅困難者数
約1,078,200人
- ※重傷者数は負傷者数の内訳



ライフラインの被害

- ◆上水道(断水による影響人口)
約1,435,600人
 - ◆電力
(停電件数)約234,700軒
 - ◆ガス
(復旧対象となる供給停止戸数)
約569,100戸
 - ◆通信(固定電話)
(被災回線数)約229,800回線
- ※電力、ガス、通信は早期復旧困難地域を除く

※兵庫県被害想定結果

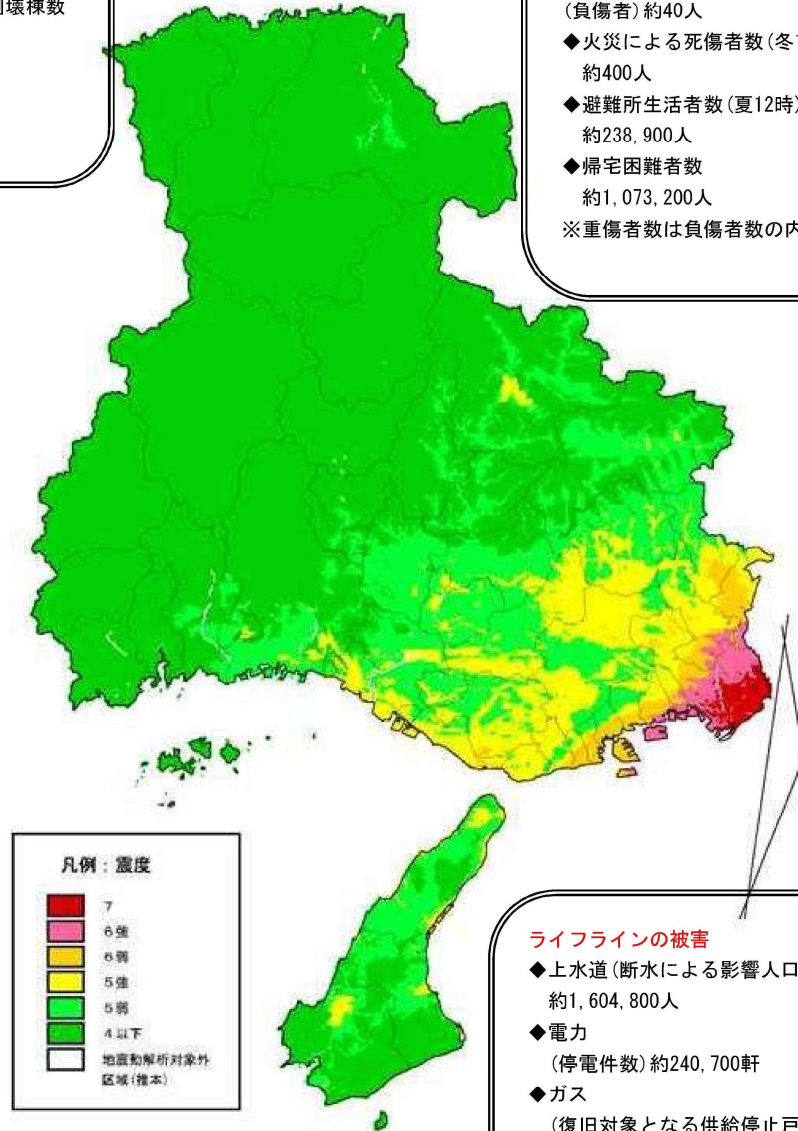
②上町断層帯地震

建物の被害(冬18時)

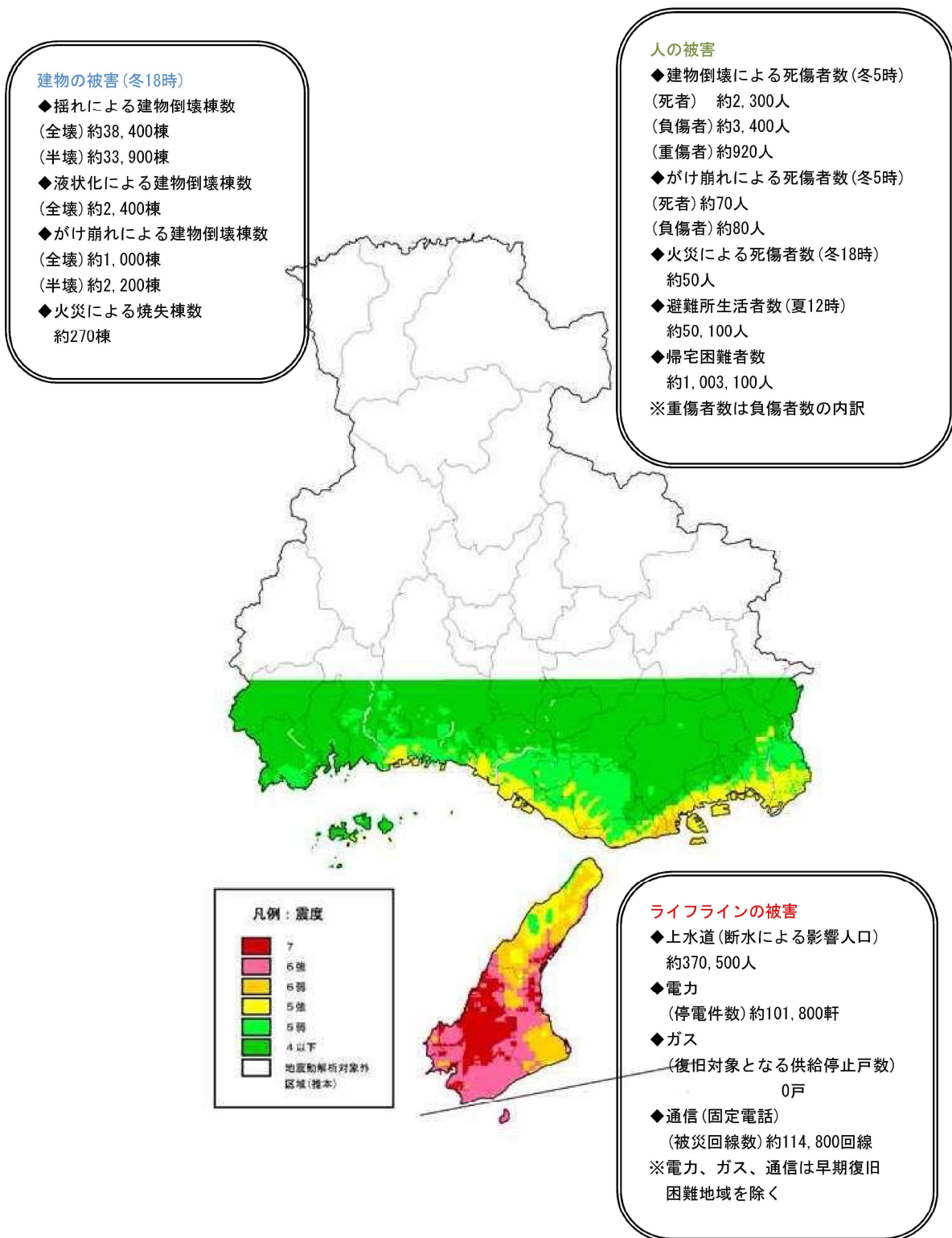
- ◆揺れによる建物倒壊棟数
(全壊)約89,300棟
(半壊)約95,500棟
- ◆液状化による建物倒壊棟数
(全壊)約5,600棟
- ◆がけ崩れによる建物倒壊棟数
(全壊)約460棟
(半壊)約1,100棟
- ◆火災による焼失棟数
約6,200棟

人の被害

- ◆建物倒壊による死傷者数(冬5時)
(死者) 約5,500人
(負傷者)約20,100人
(重傷者)約6,600人
 - ◆がけ崩れによる死傷者数(冬5時)
(死者)約30人
(負傷者)約40人
 - ◆火災による死傷者数(冬18時)
約400人
 - ◆避難所生活者数(夏12時)
約238,900人
 - ◆帰宅困難者数
約1,073,200人
- ※重傷者数は負傷者数の内訳



③中央構造線断層帯（紀淡海峡-鳴門海峡）地震



※兵庫県被害想定結果

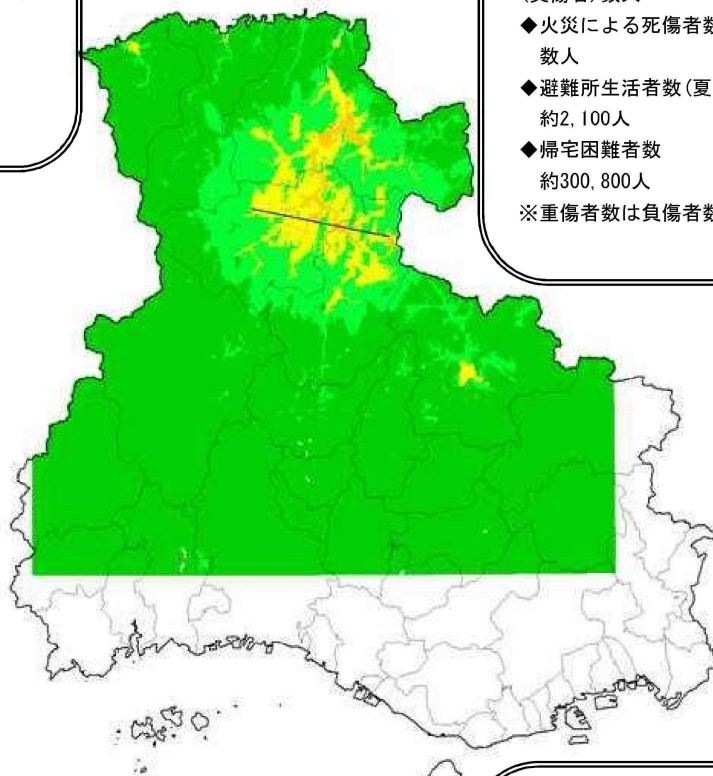
④養父断層帯地震

建物の被害(冬18時)

- ◆揺れによる建物倒壊棟数
(全壊)約150棟
(半壊)約2,900棟
- ◆液状化による建物倒壊棟数
(全壊)約160棟
- ◆がけ崩れによる建物倒壊棟数
(全壊)約110棟
(半壊)約250棟
- ◆火災による焼失棟数
数棟

人の被害

- ◆建物倒壊による死傷者数(冬5時)
(死者) 約10人
(負傷者)約200人
(重傷者)約数人
- ◆がけ崩れによる死傷者数(冬5時)
(死者)数人
(負傷者)数人
- ◆火災による死傷者数(冬18時)
数人
- ◆避難所生活者数(夏12時)
約2,100人
- ◆帰宅困難者数
約300,800人
- ※重傷者数は負傷者数の内訳



凡例：震度



ライフラインの被害

- ◆上水道(断水による影響人口)
約17,800人
- ◆電力
(停電件数)約1,100軒
- ◆ガス
(復旧対象となる供給停止戸数)
0戸
- ◆通信(固定電話)
(被災回線数)約1,500回線
- ※電力、ガス、通信は早期復旧
困難地域を除く

※兵庫県被害想定結果

建物の被害(冬18時)

- ◆揺れによる建物倒壊棟数
(全壊)約150棟
(半壊)約2,900棟
- ◆液状化による建物倒壊棟数
(全壊)約160棟
- ◆がけ崩れによる建物倒壊棟数
(全壊)約110棟
(半壊)約250棟
- ◆火災による焼失棟数
数棟

人の被害

- ◆建物倒壊による死傷者数(冬5時)
(死者)約10人
(負傷者)約200人
(重傷者)約数人
- ◆がけ崩れによる死傷者数(冬5時)
(死者)数人
(負傷者)数人
- ◆火災による死傷者数(冬18時)
数人
- ◆避難所生活者数(夏12時)
約2,100人
- ◆帰宅困難者数
約300,800人
- ※重傷者数は負傷者数の内訳



凡例：震度



ライフラインの被害

- ◆上水道(断水による影響人口)
約17,800人
- ◆電力
(停電件数)約1,100軒
- ◆ガス
(復旧対象となる供給停止戸数)
0戸
- ◆通信(固定電話)
(被災回線数)約1,500回線
- ※電力、ガス、通信は早期復旧
困難地域を除く

3 津波を伴う地震

(1) 地震発生の危険性

・南海トラフ地震

南海トラフでは、西南日本弧が位置する大陸プレートに海洋プレートであるフィリピン海プレートが沈み込んでおり、その境界面（以下、「プレート境界面」という。）がずべることにより、これまでに繰り返し大地震が発生してきた。近年では昭和 19 年（1944 年）に昭和東南海地震、昭和 21 年（1946 年）に昭和南海地震が発生し、地震動や津波により甚大な被害が生じた。これらの地震発生から既に 70 年近くが経過し、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まっており、発生時には、東海・東南海・南海地震が連動して発生する可能性も有り、広範囲に及ぶ被害が予想される。

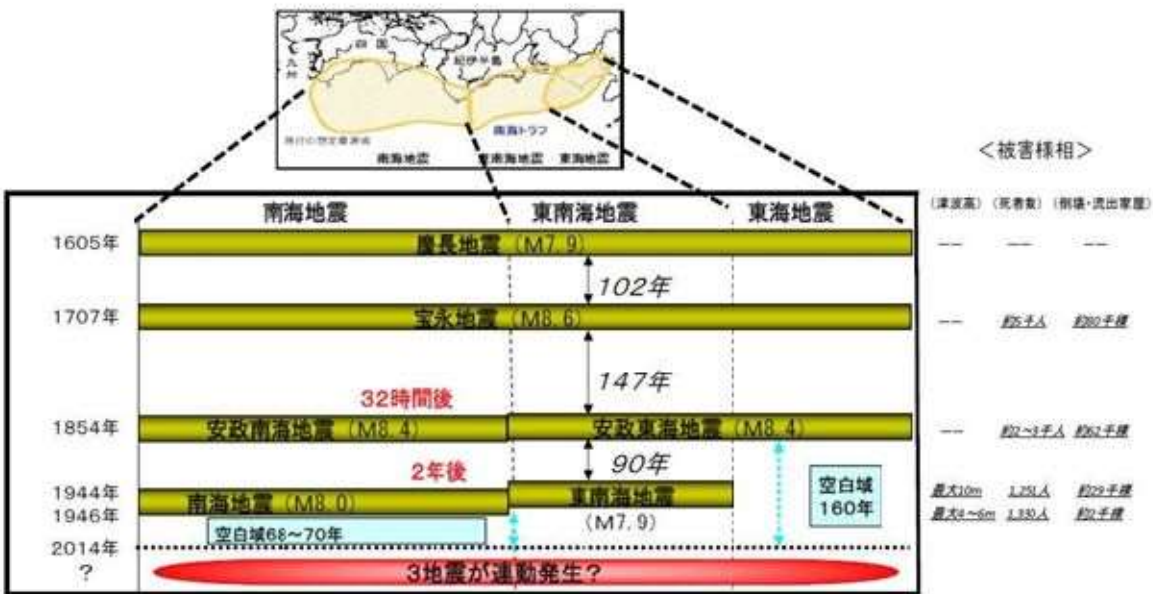
南海トラフについては、歴史地震に関する豊富な記録に加えて、地震活動、地殻変動、地殻構造、変動地形などについて数多くの研究が行われており、大地震の繰り返しの発生履歴が詳しく調べられているプレート境界の一つとして知られている。

(参考)地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価

（海溝型地震の今後 10、30、50 年以内の地震発生確率：算定基準日令和 6 年(2024 年)1 月 1 日）

領域または地震名	長期評価で予想した地震規模	地震発生確率			平均活動間隔（上段）
		10 年以内	30 年以内	50 年以内	最新活動時期（下段）
南海トラフ	M8～M9 クラス	30%程度	70%～80%	90%程度もしくはそれ以上	次回までの標準的な値 88.2 年
					78.0 年前

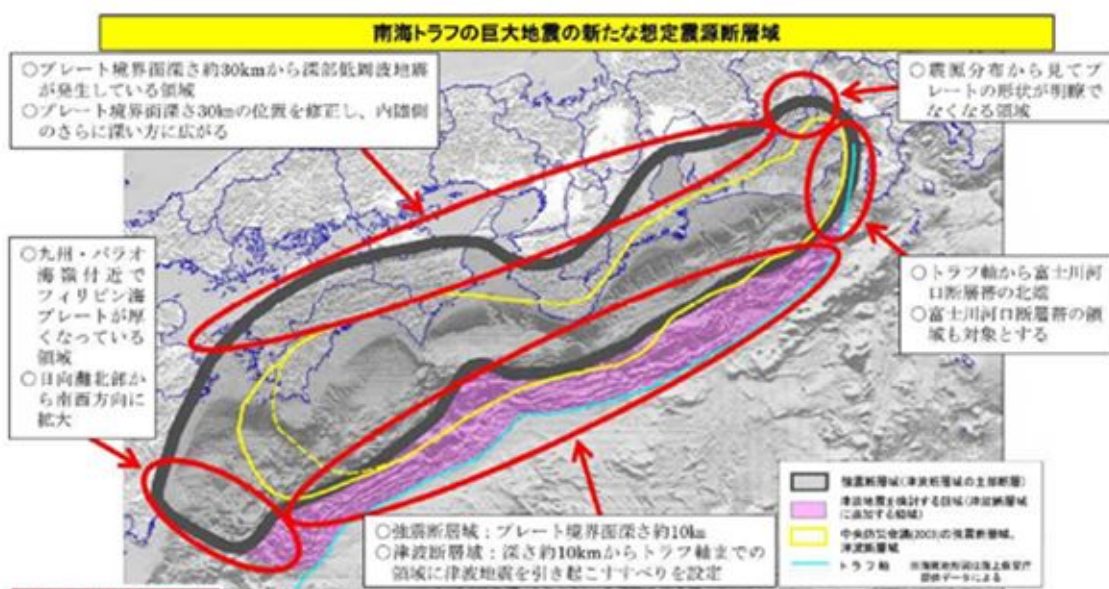
(参考) 南海トラフにおける過去の地震



(2) 想定地震

東日本大震災後、国の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、南海トラフを震源とする地震について、東日本大震災で得られたデータも含め、現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの地震・津波として Mw9.1 の巨大地震が検討された。

「南海トラフの巨大地震モデル検討会」による想定震源断層域



地震の規模(確定値)		参考				
	南海トラフの巨大地震 (海盆断層域)	南海トラフの巨大地震 (津波断層域)	2011年 東北地方太平洋沖地震	2004年 スマトラ島沖地震	2010年 チリ中部地震	中央防災会議(2003) 巨大地震断層域
面積	約11万km ²	約14万km ²	約10万km ² (約500km×約200km)	約18万km ² (約1200km×約150km)	約6万km ² (約400km×約140km)	約6.1万km ²
モーメント マグニチュード Mw	9.0	9.1	9.0 (気象庁)	9.1(Ammon et al., 2005) [9.0(理科年表)]	8.7(Pulido et al. in press) [8.8(理科年表)]	8.7

(出典:南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ:最終報告(平成25年5月28日公表)、南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)【別添資料1】南海トラフ巨大地震の地震像、p1)

(3) 津波浸水想定及び被害想定

国の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」の検討結果を踏まえ、本県独自の詳細な津波浸水想定及び被害想定を実施した。(詳細の浸水想定図等は資料編を参照)

【想定地震の概要】

想定地震	想定震源地	想定規模
南海トラフ巨大地震	南海トラフ	Mw9.1

①浸水想定

市町名		シミュレーション結果		
		最高津波水位 (m)	+1mの到達時間 (分)	浸水面積 (ha)
神戸市		3.9	83	1,586
播磨地域	明石市	2.0	115	24
	播磨町	2.2	110	3

	加古川市	2.2	113	17
	高砂市	2.3	117	86
	姫路市	2.5	120	276
	たつの市	2.3	120	259
	相生市	2.8	120	84
	赤穂市	2.8	120	489
阪神地域	尼崎市	4.0	117	981
	西宮市	3.7	112	911
	芦屋市	3.7	111	79
淡路地域	洲本市	5.3	45	215
	南あわじ市	8.1	44	964
	淡路市	3.1	65	167

※最高津波水位は満潮時のもので、T.P.（東京湾平均海面）で表示。

②被害想定

建物の被害(冬18時)

- ◆揺れによる建物倒壊棟数
(全壊)約32,000棟
(半壊)約109,000棟
- ◆液状化による建物倒壊棟数
(全壊)約1,000棟
(半壊)約35,000棟
- ◆がけ崩れによる建物倒壊棟数
(全壊)約270棟
(半壊)約640棟
- ◆火災による焼失棟数
約2,200棟
- ◆津波による建物倒壊棟数
(全壊)約3,000棟
(半壊)約32,500棟

人の被害

- ◆建物倒壊による死傷者数(冬5時)
(死者) 約1,900人
(負傷者)約24,400人
(重傷者)約2,900人
- ◆がけ崩れによる死傷者数(冬5時)
(死者)約20人
(負傷者)約30人
(重傷者)約10人
- ◆火災による死傷者数(冬18時)
約260人
- ◆津波による死傷者数(夏12時)
(死者) 約28,000人
(負傷者)約14,200人
(重傷者)約4,800人
- ◆避難所生活者数(夏12時)
約169,000人
- ◆帰宅困難者数
約591,000人

※重傷者数は負傷者数の内訳

ライフラインの被害

- ◆上水道(断水による影響人口)
約696,000人
- ◆電力
(停電件数)約1,135,000軒
- ◆ガス
(復旧対象となる供給停止戸数)
約6,600戸
- ◆通信(固定電話)
(被災回線数)約57,000回線

※電力、ガス、通信は早期復旧
困難地域を除く

※兵庫県被害想定結果

地表震度

- 7
- 6 強
- 6 弱
- 5 強
- 5 弱
- 4
- 3 以下

第 2 編 災害予防計画

<目次>

第1章 基本方針	49
第1 災害応急対策に係る備えの充実	49
第2 市民参加による地域防災力・減災力の向上	49
第3 堅牢でしなやかな防災基盤の整備	49
第2章 災害応急対策に係る備えの充実	51
第1節 組織体制の整備	51
第2節 研修・訓練の実施	52
第1 研修	52
第2 防災訓練	52
第3 自主防災組織等への防災訓練に関する指導	53
第4 職員行動マニュアル等の作成	53
第3節 関係機関等との応援体制の整備	54
第1 県、近隣市町等との連携強化	54
第2 防災関係機関等との連携強化	54
第3 民間企業等との連携強化	54
第4 応援・受援体制の整備	54
第5 広域避難・広域一時滞在の体制の整備	54
第4節 情報収集・伝達体制の強化	56
第1 災害時非常無線通信体制の充実強化	56
第2 フェニックス防災システムの活用	56
第3 防災気象情報提供システム等の活用	56
第4 災害情報を瞬時に伝達するシステムの活用	56
第5 ICTの活用	56
第6 監視カメラの整備と活用	56
第7 市民に対する通信連絡手段の整備	56
第8 緊急地震速報の広報	57
第5節 防災拠点の整備	58
第1 地域防災拠点（物資集積拠点）の整備・充実	58
第2 コミュニティ防災拠点の整備・充実	59
第3 広域防災拠点等との連携	60
第6節 火災予防対策の推進	61
第1 出火防止・初期消火体制の整備	61
第2 消防力の強化	62
第7節 防災資機材の整備	63
第1 自主防災組織等の資機材	63
第2 防災資機材	63
第8節 災害救急医療システムの整備	64
第1 災害対応病院等の整備	64
第2 災害救急医療システムの充実	64

第 3	医薬品等の確保	64
第 4	市民に対する啓発	64
第 5	災害医療体制等の整備	64
第 9 節	緊急輸送体制の整備	65
第 1	緊急輸送道路ネットワークの形成	65
第 2	緊急交通路の確保	65
第 3	ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用	65
第 10 節	避難対策の充実	66
第 1	避難所等の指定	66
第 2	避難所管理運営体制の整備	68
第 3	施設、設備の整備	68
第 4	避難所運営組織の育成	69
第 5	避難所開設・運営訓練	70
第 6	避難所管理運営マニュアルの普及・周知	70
第 7	感染症に対応した適切な避難対策	70
第 8	避難指示等発令判断の準備	70
第 9	「マイ避難カード」の普及による避難意識の向上	70
第 10	在宅避難者等への支援	70
第 11 節	通勤・通学・帰宅困難者対策の推進	71
第 1	普及啓発	71
第 2	通勤・通学・帰宅困難者等への支援	71
第 12 節	備蓄体制等の整備	72
第 1	基本方針	72
第 2	食料	72
第 3	生活必需物資	73
第 4	衛生物資	74
第 5	応急給水	75
第 6	医薬品	75
第 13 節	家屋被害認定体制等の整備	76
第 1	家屋被害認定体制等の整備	76
第 2	被災建築物応急危険度判定体制の整備	76
第 3	被災宅地危険度判定体制の整備	77
第 4	兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）への加入促進	77
第 14 節	廃棄物対策の充実	78
第 1	実施責任	78
第 2	災害廃棄物処理計画の策定	78
第 3	応援体制の整備	78
第 15 節	要配慮者支援対策の充実	80
第 1	健康・福祉・医療の連携	80
第 2	要配慮者支援体制の確保	80

第3	要配慮者自らの備えの充実	81
第4	社会福祉施設等の整備	82
第5	要配慮者利用施設に係る総合的な災害対策の実施	82
第16節	災害ボランティア活動の支援体制の整備	83
第1	災害ボランティア受入計画の作成	83
第2	受入体制の整備	83
第3	災害ボランティア活動の環境整備	83
第4	県災害救援専門ボランティアの活用	84
第17節	土砂災害対策の充実	85
第1	警戒避難体制の整備	85
第2	地震に伴う土砂災害による被害を防止するための対策	85
第18節	中山間地等における地震対策	86
第19節	災害対策基金の積立・運用	87
第20節	重要施設の防災対策	88
第1	重要施設の登録	88
第2	平常時の取組	88
第3章	市民参加による地域防災力・減災力の向上	89
第1節	防災に関する学習等の充実	89
第1	市民に対する防災思想の普及	89
第2	災害教訓の伝承支援	89
第3	市民に対する防災・減災知識の普及	89
第4	市及び防災関係機関の職員が習熟すべき事項	91
第5	防災要員等の養成	91
第6	防災上重要な施設の職員等に対する教育	91
第7	学校における防災教育	92
第2節	自主防災組織の育成強化	94
第1	方針	94
第2	活動	94
第3	自主防災組織への指導、支援	95
第3節	自主防災体制の整備	97
第1	地区防災計画の策定	97
第4節	消防団の充実強化	98
第1	内容	98
第5節	企業等の地域防災活動への参画促進	99
第1	災害時に企業等が果たす役割	99
第2	企業等の平常時対策	99
第3	企業等の自衛防災組織	100
第4章	堅牢でしなやかな防災基盤の整備	102
第1節	市街地等の防災構造の強化	102
第1	安全・安心な都市づくりの推進	102

第2	市街地等の防災構造化	102
第3	市街地等を連絡する道路ネットワークの確保	102
第4	幅員狭小区間道路の解消等	102
第5	その他施設の整備	102
第2節	建築物等の耐震性の確保	104
第1	計画的かつ総合的な耐震化の推進	104
第2	公共施設の耐震化	104
第3	一般建築物耐震化の促進	104
第4	建築物の耐震性強化の普及啓発	106
第5	落下物等の対策	107
第6	ブロック塀の倒壊防止対策	107
第7	家具等の転倒防止	108
第3節	地震防災緊急事業計画	109
第1	地震防災緊急事業五箇年計画	109
第2	事業の実施	109
第4節	防災基盤・施設等の整備	110
第1	防災基盤整備事業計画	110
第2	防災基盤整備事業の実施	110
第5節	地盤災害の防止施設等の整備	111
第1	砂防設備の整備	111
第2	地すべり防止施設の整備	111
第3	急傾斜地崩壊防止施設の整備	111
第4	治山施設の整備	112
第5	土地改良施設の整備	112
第6	宅地施設の整備	112
第7	災害危険区域対策の実施	113
第8	ため池施設の整備	113
第6節	交通関係施設の整備	114
第1	道路施設の整備	114
第2	災害時用臨時ヘリポートの整備	114
第7節	ライフライン関係施設の整備	115
第1	電力施設の整備等	115
第2	ガス施設の整備等	117
第3	電気通信施設の整備等	119
第4	水道施設の整備等	123
第5	下水道施設の整備等	124

第1章 基本方針

災害予防計画（震災対策編）は、加東市強靱化計画を踏まえ、次の考え方を基本方針とする。

第1 災害応急対策に係る備えの充実

地震災害（以下「災害」という。）応急対策を迅速かつ円滑に展開するための平常時からの備えを充実するため、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備の内容等を明示する。

- (1) 組織体制の整備
- (2) 研修・訓練の実施
- (3) 関係機関等との応援体制の整備
- (4) 情報収集・伝達体制の強化
- (5) 防災拠点の整備
- (6) 火災予防対策の推進
- (7) 防災資機材の整備
- (8) 災害救急医療システムの整備
- (9) 緊急輸送体制の整備
- (10) 避難対策の充実
- (11) 通勤・通学・帰宅困難者対策の推進
- (12) 備蓄体制等の整備
- (13) 家屋被害認定体制等の整備
- (14) 廃棄物対策の充実
- (15) 要配慮者支援対策の充実
- (16) 災害ボランティア活動の支援体制の整備
- (17) 土砂災害対策の充実
- (18) 中山間地等における地震対策
- (19) 災害対策基金の積立・運用
- (20) 重要施設の防災対策

第2 市民参加による地域防災力・減災力の向上

「自らの命、自らのまちは自ら守る」という防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、次の事項を中心に、市民や企業等の防災活動への参画促進の方策を明示する。

- (1) 防災に関する学習等の充実
- (2) 自主防災組織の育成強化
- (3) 自主防災体制の整備
- (4) 消防団の充実強化
- (5) 企業等の地域防災活動への参画促進

第3 堅牢でしなやかな防災基盤の整備

災害による被害を防止し、又は最小限に抑え、迅速かつ円滑な復旧を図りうる強固でし

なやかなまちづくりを進めるため、次の事項を中心に、防災基盤の整備の内容等を明示する。

- (1) 市街地等の防災構造の強化
- (2) 建築物等の耐震性の確保
- (3) 地震防災緊急事業計画
- (4) 防災基盤・施設等の整備
- (5) 地盤災害防止施設等の整備
- (6) 交通関係施設の整備
- (7) ライフライン関係施設の整備

第2章 災害応急対策に係る備えの充実

災害応急対策を迅速かつ有効に展開するために必要な体制、資機材等の備えの充実に努める。

第1節 組織体制の整備

市及び関係機関における組織体制の整備について定めるものとする。

1 市の防災組織体制

市は、市域における防災対策の推進のため、平常時から、防災に係る組織体制として加東市防災会議の整備、充実に努める。

- (1) 設置根拠
災害対策基本法第16条
- (2) 組織及び運営
災害対策基本法、加東市防災会議条例の定めるところによる。
- (3) 所掌
加東市地域防災計画の修正及びその推進

2 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災組織体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれ平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努める。

3 その他

市は、関係部局連携の下、審議会等を通じて有識者等の意見を参照し、防災・減災目標を設定するように努める。

資 料

- 1-1 加東市防災会議条例
- 1-2 加東市防災会議委員構成

第2節 研修・訓練の実施

防災関係機関との相互連携並びに市職員等の災害対応能力の向上のための研修及び訓練について定める。

第1 研修

市は、学識経験者等を講師とした研修会を開催するほか、県等が主催する防災に関する講習会やシンポジウム等へ職員や自主防災組織員の積極的な参加を図り、災害対応能力の向上に努めるものとする。

第2 防災訓練

市は、実践的な対応力を高めるとともに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努め、防災対策の充実強化を図る。

また、防災訓練の企画、立案に際しては、女性の参画を求め、女性の視点からの意見を取り入れるなど、多様な観点からの検討を加え、要配慮者の支援を含めた訓練を実施する。

1 総合防災訓練

市は、防災関係機関・団体と相互に連携し実践的な総合防災訓練の実施に努める。

なお、実施の時期、場所、想定災害、訓練内容等については、参加機関等が協議して決定するものとする。

(1) 災害対策本部設置訓練

職員の非常参集、被害状況の収集・伝達、災害想定に応じた応急対策の検討等災害対策本部の設置運営に係る訓練

(2) 会場展示型訓練

人命救助、医療救護、消火、避難、物資輸送、応急復旧等防災関係機関が相互に連携した実戦的な訓練

(3) 市街地活用型訓練

市街地における災害発生を想定して、実際の建物等を活用した人命救助、避難、救護・搬送等の実戦的な訓練

(4) 広域連携訓練

物資の集積・配送、救援部隊・要員の駐屯・搬送等被災地への支援対策に係る訓練

(5) 地域総ぐるみ訓練

市民、自主防災組織、学校、事業所等が連携した避難、初期消火、避難所開設等の訓練

2 個別防災訓練

市は、非常参集訓練や情報伝達訓練を実施するなど、現行の防災体制を検証するための訓練を単独又は共同で実施することにより、防災体制の充実強化に努める。

(1) 非常参集訓練

勤務時間外における災害の発生に備え、職員が緊急に参集する訓練

(2) 情報収集伝達訓練

(3) 図上訓練

災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を図上で行う訓練。

① 対策のシミュレート訓練

② 他機関との連携訓練等

③ 鉄道事故等地震に伴う複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した訓練等

(4) 実地訓練

① 水防訓練

② 消防訓練

③ 災害救助訓練

④ 土砂災害対策及び避難訓練

⑤ 大規模事故等対策訓練

⑥ 林野火災訓練

3 「1.17は忘れない」地域防災訓練

阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承し、市民一人ひとりが大震災を忘れず、将来の災害への備えの充実を図るため、「ひょうご安全の日」である1月17日を含む「減災月間」を中心に、学校や自主防災組織等の市民と連携した防災訓練等の実施に努める。

第3 自主防災組織等への防災訓練に関する指導

市は、消防機関等と連携して、自主防災組織等の情報収集・伝達訓練、避難訓練、初期消火訓練、救出・救護訓練、炊き出し訓練等の実施を指導する。

第4 職員行動マニュアル等の作成

市は、職員が災害発生または警戒時に迅速かつ的確に災害応急活動が実施できるように、職員のとるべき行動をとりまとめた職員行動マニュアルを作成し、その周知徹底を図ることとする。

第3節 関係機関等との応援体制の整備

大規模な地震による広域的な災害に対し、国、県、近隣市町及び防災関係機関等と連携・協力して対処する体制の整備に努める。

第1 県、近隣市町等との連携強化

市は、災害応急対策等に関する協力体制の強化を図るため、広域的な相互応援体制の整備に努める。

第2 防災関係機関等との連携強化

市は、自衛隊、警察及びボランティア団体等との連携強化に努める。

第3 民間企業等との連携強化

市は、民間企業等との災害時における協力・支援等について協定を締結するなど連携強化に努める。

第4 応援・受援体制の整備

市は、関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」及び県が作成した「兵庫県災害時受援計画」「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた受援計画を作成する。

なお、応援職員の派遣にあたっては、**職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意し**、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れにあたっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、新型コロナウイルスなどの感染症対策に配慮する。

また、**応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員に対して紹介できる、ホテル、旅館、避難所に指定されていない公共施設など仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。**

第5 広域避難・広域一時滞在の体制の整備

- (1) 市は、大規模広域災害のおそれがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結並びに指定公共機関又は指定地方公共機関である運送事業者への運送の要請・指示など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- (2) 市は、県その他防災関係機関と関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定めておくよう努める。その際、加古川減災対策協議会など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築等に努める。
- (3) 市は、県外への広域避難・広域一時滞在が必要であると認める場合は、関西広域連合の「関西広域応援・受援実施要綱」に基づく広域避難等の枠組を活用した協力体

制の活用等も検討する。

資 料

4-1 主な協定一覧

第4節 情報収集・伝達体制の強化

災害に的確に対処ができるよう様々な情報を迅速に収集し伝達・連絡できる体制を整備する。整備にあたっては、情報伝達手段の多重化に努めるものとする。

第1 災害時非常無線通信体制の充実強化

防災関係機関と連携して、災害時に加入電話又は携帯電話等が使用できない時、または利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、近畿地方非常通信協議会の活動を通して、県の実施する衛星通信等を活用した非常通信体制の整備及びネットワーク（有線・無線）の多重化等による充実に協力する。

第2 フェニックス防災システムの活用

迅速かつ的確な応急対応を図るため、フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の活用により、適切に情報を入手するとともに、迅速な被害等の報告に努める。

第3 防災気象情報提供システム等の活用

市は、気象庁から情報提供される防災気象情報提供システム及び国土交通省から提供される川の防災情報システム等の活用により、市民等への的確な情報伝達に努める。

第4 災害情報を瞬時に伝達するシステムの活用

気象庁が発する緊急地震速報を、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用により、防災行政無線、CATV等を通じて市民に瞬時に伝達する。

第5 ICTの活用

統合型GISシステムを活用した情報の収集などについて検討を進める。

第6 監視カメラの整備と活用

災害危険箇所等へ応急監視カメラを設置し、リアルタイムの画像情報収集について研究を進める。

第7 市民に対する通信連絡手段の整備

市は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線、IP通信網、CATV、かとう安全安心ネット、ひょうご防災ネット、エリアメールと緊急速報メール等の活用を図り、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討するとともに、要配慮者等、個々のニーズにも配慮の上、災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実に努めるとともに、大規模停電時も含め、常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努める。また民生委員、児童委員、社会福祉協議会、NPO法人加東市国際交流協会、外国人雇用の多い企業・事業所等との協力体制の構築に努める。

〈 現有の主な情報伝達手段例 〉

- (1) 防災行政無線（同報系）の屋外拡声器や戸別受信機
- (2) C A T V
- (3) かとう安全安心ネット（メール配信）
- (4) ひょうご防災ネット（スマートフォン用アプリ）
- (5) インターネット（ホームページ）
- (6) 電話、ファクシミリ等
- (7) サイレン等（特に緊急を要するとき。）
- (8) 広報車
- (9) 消防関係車
- (10) 放送事業者（テレビ、ラジオ）との連携（Lアラート（災害情報共有システム）を經由した連携を含む）
- (11) 消防団、自主防災組織、民生委員、児童委員等人的ネットワーク
- (12) アマチュア無線等情報ボランティアの協力

第 8 緊急地震速報の広報

緊急地震速報の活用についての周知に努める。

第5節 防災拠点の整備

防災拠点とは、消防庁により次のように考えられている。

【消防庁「広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会報告書」（H15.8.15）抜粋】

防災拠点は、平常時には防災に関する研修や訓練の場や地域住民の憩いの場などとなり、災害時には防災活動のベースキャンプや住民の避難地となるもので、通常、その役割と規模に応じコミュニティ防災拠点、地域防災拠点、広域防災拠点の3つの種類が考えられる。

① コミュニティ防災拠点

町内会や自治会の単位で設置されるもので、地区の集会所を兼ねたコミュニティ防災センターと児童公園レベルのオープンスペースで構成される。

② 地域防災拠点

災害時に市町村等の現地活動拠点や中短期の避難活動が可能な避難地、あるいはコミュニティ防災拠点を補完する機能が期待される、小中学校区単位もしくはそれらを包括する規模で設置されるもの。

③ 広域防災拠点

広域防災拠点は、災害時に広域応援のベースキャンプや物資の流通配給基地等に活用されるもので、概ね都道府県により、その管轄区域内に1箇所ないし数箇所設置されるものである。

市は、地域防災拠点及びコミュニティ防災拠点の整備並びに広域防災拠点との連携に努める。

第1 地域防災拠点（物資集積拠点）の整備・充実

市は、地域防災拠点（物資集積拠点）の整備にあたって、県広域防災拠点やコミュニティ防災拠点等と交通や通信のネットワークが確保されるように配慮する。

また、災害時における地域の救援・救護、復旧活動が効果的に実施できるよう、必要な機能の充実に努めるものとする。

1 役割

広域防災拠点や他地域から派遣される要員や緊急物資等の受け皿であり、消防、救援・救助、復旧等の活動拠点、物資等の備蓄・保管拠点、情報通信拠点等としての役割を果たす。

2 機能

地域防災拠点には、以下の機能・設備を整備するよう努める。

(1) 県広域防災拠点等から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積、保管、配送スベ

ース

- (2) 地域の防災活動のための駐屯スペース
- (3) 物資、復旧資機材の備蓄スペース
- (4) 災害対策本部、医療機関、北はりま消防本部及び他の拠点と交信可能な通信設備
- (5) 緊急用エネルギー設備（非常用電源設備等）
- (6) 臨時ヘリポート
- (7) 耐震性貯水槽、井戸等
- (8) 広域避難スペース

3 配置

地域防災拠点として、庁舎南駐車場（加東市社50）及び加東市防災広場を含めた周辺施設を位置づける。

第2 コミュニティ防災拠点の整備・充実

市は、コミュニティを中心とした町内会や自治会の単位において、災害時における避難と救援の拠点となるコミュニティ防災拠点の整備・充実に努める。

1 役割

コミュニティ防災拠点は、災害時における防災拠点として地区内の市民の避難地及び防災活動拠点となるものであり、避難と救援の接点としての役割を果たす。

2 機能

コミュニティ防災拠点には、以下の機能・設備を整備するよう努める。

- (1) 災害時において避難・応急生活が可能な機能
 - ① 避難・滞留空間
 - ② 備蓄施設
- (2) 地域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積・配送スペース
- (3) 情報通信設備
 - ① 地区内の市民への情報連絡装置（同報無線等）
 - ② 災害対策本部や他の拠点等との交信が可能な通信設備
- (4) 対象地区内の防災活動に必要な設備
 - ① 防災資機材（小型発電機、ポンプ等）
 - ② 耐震性貯水槽（雨水や河川水等の利用も検討）
- (5) 電気及び飲料水等の自給自足機能
 - ① 自家発電設備、再生可能エネルギー発電設備
 - ② 飲料水兼用型耐震性貯水槽、井戸

3 配置

市内の各地区（自治会）の集会所及びその周辺のオープンスペースをコミュニティ

防災拠点として位置づける。

第3 広域防災拠点等との連携

市は、地域防災拠点（物資集積拠点）、コミュニティ防災拠点の整備にあたっては、広域防災拠点等との交通や通信のネットワークが確保されるように努める。

県広域防災拠点

区分	防災拠点名	所在地	備考
全県拠点	三木総合防災公園	三木市	
その他拠点	播磨中央公園	加東市下滝野	要員宿泊出動機能 物資集積配送機能

第6節 火災予防対策の推進

火災に対する予防及び防御体制について定める。

第1 出火防止・初期消火体制の整備

1 火災予防対策

(1) 一般予防対策

- ① 消防予防行政を強化するとともに、広報活動により防火思想の普及徹底と、予防消防の根本である防火意識の高揚を図るほか、あわせて消火・防火機器の普及に努める。また、立入検査等を強化する。
- ② 地域の自主防災組織や事業所における自衛消防を育成強化し、防火防災教育を充実することにより、災害の未然防止、災害時の被害の軽減を図る。
- ③ 火を使用する設備・器具の所有者・使用者に対して、北はりま消防組合火災予防条例に基づき火災の予防に努める。
- ④ 消防法に基づく予防査察を計画的に実施し、地域における防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防に対する指導を強化する。

(2) 建築物の火災予防

- ① 火災発生時の類焼等の危険性を低減し、市街地の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域において、道路・公園等の都市空間、防火水槽等防災施設の整備を検討する。また、石油類等の貯蔵施設・工場、住宅等が混在する区域については、火災予防のため、用途地域の指定を検討する。
- ② 建築物の新築等にあたっては、防火上の観点からその計画を審査することにより、建築物それぞれについて、あらかじめ火災予防を図る。

(3) 防火対象物等の火災予防

- ① 防火セーフティマークの表示指導
法令で義務化された対象物について、防火対象物定期点検報告制度を遵守させるとともに、点検基準に適合した対象物については、防火セーフティマークの表示を指導し、利用者の安全確保体制を確立する。
- ② 消防法令違反に対する是正指導の推進
不特定多数の者が出入りする防火対象物で、消防用設備等の設置義務違反に対して是正促進を行うなど、人命が危険となる防火対象物の一掃を図る。

(4) 林野火災予防対策

市は、次の対策を講じる。

- ① 広域的、総合的消防防災体制の確立
市及びその他の防災関係機関は、相互に連携を密にし、林野火災の発生防止及び火災による損害を軽減して森林資源の確保を図る。
林野火災に対処するため消防団員を確保するとともに、林野火災多発期における常備体制、林野火災警報時における警戒体制、林野火災を考慮した消防団の編成その他林野火災に対処する組織を確立するよう努める。

② 自衛消防組織の育成

地域の実情に応じ、林野の所有者等による自衛消防隊その他自主防災組織などの防火組織の育成強化を図る。

③ 出火防止対策

林野火災の出火原因の大部分が失火であることにかんがみ、出火防止に関する啓発の強化、火災多発危険期における巡視及び監視の徹底を図る。

④ 消防戦術及び装備の近代化

火災の発生に際して被害の軽減を図るため、防火線、林道等の構築、林野火災の特性に対処し得る消防用資機材の整備を推進する。

また、消防団幹部等において市所有の無人航空機（ドローン）を活用することで、火災の状況把握及び消防団の適正配置を行うことができ、また、その情報を北はりま消防本部へ提供することにより、被害の拡大防止に努める。

⑤ 自衛隊の派遣要請

林野火災において、県が自衛隊の出動を要請した場合に、自衛隊が常備していない消火用資機材については本市において貸与するものとし、これら消防用資機材について、兵庫県、森林管理署又は森林組合等における保有数を把握し、発災時に速やかに調達できるよう協議を行う。

第2 消防力の強化

1 消防施設等の整備

消防施設・設備について、**大規模地震や同時多発火災など多様な災害**への対応も踏まえ、計画的な整備を進める。

- (1) 消防力の整備指針及び消防水利の基準の達成を目標に、整備を図る。
- (2) 水道施設等の被害によって消防水利の確保に支障を来すことのないよう、消火栓に偏ることなく、防火水槽、自然水利、プール等の活用など、消防水利の多様化とその適正な配置に努める。
- (3) 老朽化した消防ポンプ自動車等の更新及び装備の近代化に努める。
- (4) 通信設備のデジタル化等、通信の近代化に努める。
- (5) 地域の特性に応じた装備の導入を図る。
- (6) 災害時に活用する無人航空機（ドローン）の運用体制を整備する。

資 料

5-1 消防の体制

5-2 消防機関の現有設備

第7節 防災資機材の整備

震災時における応急対策活動用資機材等（防災用資機材）の整備充実を図る。

第1 自主防災組織等の資機材

市は、自主防災組織等の消火、救出、避難活動及び水防協力活動等に要する資機材の充実を図られるよう支援する。

各自主防災組織は、資機材の計画的な備蓄及び定期的な点検に努める。

第2 防災資機材

市は、災害・水防活動に便利な場所に防災備蓄（水防）倉庫を整備し、水防資機材や救出資機材等の防災資機材の充実に努める。

資 料

1-6 加東市防災備蓄倉庫条例

9-1 防災備蓄資器（機）材及び備蓄物資一覧

第 8 節 災害救急医療システムの整備

救急医療活動を迅速かつ的確に実施する体制の整備を図る。

山崎断層帯主部南東部・草谷（くさたに）断層の地震による被害想定では、死者 266 人、負傷者 779 人となっており、加東市及び広域の救急医療体制を構築する。

第 1 災害対応病院等の整備

市は、病院施設・設備等の防災機能を強化するとともに、発災時を想定した防災マニュアルを策定する。

第 2 災害救急医療システムの充実

市は、地域保健医療情報センターを設置する各災害医療圏域における災害救急医療体制の充実・強化を図るために、平常時より医療機関等の業務継続基盤（耐震性、電源、水、地域における役割等）の把握に努め、医療機関相互の応援体制や発災直後の医療対応の具体的手順、市町の役割である救護所予定場所の設定や医薬品及び飲料水等の備蓄並びに市単位の拠点医療機関から災害拠点病院への患者搬送の流れ等の災害時保健医療マニュアルを定め、特に初動期に迅速に対応できる体制を整備する。

第 3 医薬品等の確保

市は、災害時の医療品等確保体制の確立のため次の対策を講じる。

- (1) 各医療機関等に医薬品等の備蓄を奨励する。
- (2) 発災後 3 日間程度診療機能を維持するために必要となる医薬品等（輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等）の確保に努める。

第 4 市民に対する啓発

市は、研修会・訓練等あらゆる機会をとらえて、市民に対し災害時医療についての普及啓発を行う。

第 5 災害医療体制等の整備

- (1) 県の災害救急医療システムとの整合を図りつつ、救護所の設置、救護班の編成、医薬品の備蓄等について、（一社）小野市・加東市医師会、小野加東歯科医師会、医療機関及び北はりま消防本部等と調整し、整備に努める。
- (2) 傷病者を救急現場から医療機関に搬送するまでの間において、高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、県、災害医療圏内の医師会・医療機関等と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の確立を図る。

第9節 緊急輸送体制の整備

災害発生後、救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うため、また、被災者に緊急物資を供給するため、あらかじめ緊急輸送道路を定める。

第1 緊急輸送道路ネットワークの形成

1 緊急輸送道路の設定

県が設定する緊急輸送ネットワーク（緊急輸送道路）を踏まえ、地域防災拠点に集められた物資を避難所等にするための緊急輸送道路を設定する。緊急輸送道路は、市の道路整備の計画の進捗により適宜見直すこととする。

2 維持管理

道路管理者は、緊急輸送道路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、災害発生時に万一被災した場合には、**生活インフラ事業者・関係機関等と連携強化を図り**、迅速な復旧に努めるものとする。

3 通行の確保

道路管理者は、緊急輸送道路における新設の電柱等による道路占用を原則として禁止するとともに、一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

第2 緊急交通路の確保

災害時に緊急自動車の通行を確保するため、平常時から警察と緊急交通路の確保について連携体制を整備しておくとともに、災害時には優先的に復旧工事が進められる体制を確立しておくものとする。

第3 ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用

県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地については、災害時における航空輸送の確保からも、その活用を図るものとする。

資 料

- 8-6 緊急輸送道路一覧（県・市指定）
- 8-7 緊急輸送道路ネットワーク図
- 8-8 ヘリコプター臨時離着陸場一覧

第 10 節 避難対策の充実

災害時における避難及び避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るための体制整備について定める。

第 1 避難所等の指定

公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定する。また、指定避難所等については、日本工業規格に基づく図記号を使用した標識のほか、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により市民に対して周知徹底を図る。

市は、図記号を使用した標識の見方に関する周知に努める。

1 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所については、災害の危険が及ばない場所又は施設を災害種別ごとに指定することとし、異なる災害に関し、危険が及ばない場合は重複して指定することができる。

指定緊急避難場所の指定基準は次のとおりとする。また、公園等のオープンスペースについては、火災に対して安全な空間とすることに努める。

- ・災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するもの（管理条件）
- ・異常な現象による災害発生のおそれのない区域（安全区域）に立地しているもの（立地条件）
- ・安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水等については、その水位よりも上に避難スペースがあるもの（構造条件）

2 指定避難所

震災による最大規模の避難者数 9,635 人（第 1 編第 2 章第 3 節第 3 参照）を収容できる避難所を確保する。

(1) 指定基準

指定避難所の指定基準は次のとおりとし、指定避難所は指定緊急避難場所と相互に兼ねることができる。

- ・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するもので、県被害想定による最大規模の避難者数を収容できる避難所を確保し、1 施設あたりの収容者数は概ね数百人程度までとする。（規模条件）
- ・速やかに被災者等の受入れ、生活関連物資の配布が可能な構造・設備を有するもの（構造条件）
- ・想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること（立地条件）
- ・車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであるこ

と（交通条件）

- ・要配慮者の滞在を想定し、バリアフリー化や、相談・介助等の支援体制に配慮する。

(2) 指定順位

避難所を指定する場合の順位は、原則として次の通りとし、施設管理者の同意を得た上で指定する。

- ・公立小、中学校
- ・その他公立学校
- ・公民館
- ・その他の公共施設（社会教育施設、福祉センター、文化・スポーツ施設等）
- ・その他の民間の施設（集会施設、体育施設、宿泊施設、寺社仏閣、社会福祉施設等）

(3) 広域避難及び広域一時滞在への配慮

- ・指定避難所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努め、その際には、施設管理者に対し、広域避難及び広域一時滞在の用に供する避難所になりうることに同意を得るよう努める。
- ・大規模広域災害のおそれがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の市町との広域避難及び広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受入れ方法を含めた手順等を定めることに努める。
- ・県その他防災関係機関と関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定めておくよう努める。その際、加古川減災対策協議会及び東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進協議会など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築等に努める。

(4) 留意事項

- ・避難所の場所について、標識、案内板、防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布等により市民に周知する。
- ・学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と十分協議し、平常時からの協力・連携体制の充実に努める。
- ・指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障害者等の要配慮者のため、福祉避難所として指定避難所を指定し、必要な避難先を適切に確保するよう努める。
- ・福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。
- ・福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入

対象者を特定して公示する。その際、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

- ・指定管理施設が指定避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- ・指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- ・住民票の有無等に関わらず、避難してきた者を適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。
- ・**新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症含む。）**を含む感染症対策について、避難所において感染症患者が発生した場合や有症状者の避難等に適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局、加東健康福祉事務所が連携する。また、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。**これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努める。**
- ・指定避難所は、一定期間避難生活を送るための施設であるため、災害種別による区分けはないが、指定緊急避難場所は、災害が発生した際に、緊急的に身の安全を守るための施設であるため、地震又は洪水には対応できない施設がある。指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から市民等へ周知徹底するよう努める。
- ・自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、**新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症含む。）**を含む感染症の自宅療養者等の避難先として活用する可能性もあることから、地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域では、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。**その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。**
- ・在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援対策を検討するよう努める。

第2 避難所管理運営体制の整備

避難所への職員派遣計画を作成し、派遣基準を明らかにする。

避難所開設期間が7日を超えることも想定し、避難所管理・運営体制を整備する。

第3 施設、設備の整備

避難所となる施設は、耐震、耐火構造、バリアフリー化、看板等の設置を目標とし、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備等（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器、再生可能エネルギー等の代替

エネルギーシステムや電動車の活用を含めた非常用発電機等）計画的な整備を推進する。また、整備にあたっては、女性及び高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも十分配慮する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

1 避難所施設の利用上における女性や要配慮者への配慮

(1) 居住スペース等における配慮

間仕切りの導入など、最低限の遮蔽が可能になるよう配慮し、また、女性の避難者や要配慮者についても考慮の上、居住スペースを割り当てることに留意する。

(2) 更衣室等に関する配慮

避難所の居住スペースには、着替え時等において他人の目につかない場所の確保に努める。

(3) トイレに関する配慮

仮設トイレに関しては男女の区別がなく設置されるため、必要に応じて全体の何割かを女性専用のトイレとして設定し、外部から内部が見えにくい構造にするなど、女性にとって安心して使えるトイレ環境に配慮する。

(4) 洗濯物等に関する配慮

避難所生活中に洗濯が必要となった場合、女性の衣類の洗濯、物干し場所として男性の目につかないよう、男女共用の場所とは別に、女性専用の洗濯場所や洗濯機の設置、物干し場所の確保について配慮する。

(5) 風呂、シャワーに関する配慮

女性のプライバシーを確保し、荷物等の一時保管場所を設置するなど、安心して入浴等ができる環境について配慮する。

(6) 巡回診療に関する配慮

避難者について診療の必要性の有無の確認を行い、（一社）小野市・加東市医師会、小野加東歯科医師会、医療機関と調整し、巡回診療に努める。

(7) DV被害者等への配慮

加害者等に居所が知られないよう、当該避難者の個人情報の管理に努める。

2 避難所施設の利用上におけるペット（犬、猫等）への配慮

必要に応じて避難所施設にペット（犬、猫等）のためのスペースを原則屋外に確保することに努める。

第4 避難所運営組織の育成

- (1) 市は、地区（自治会）及び自主防災組織等の協力を得て、女性も含めた避難所運営組織の編成を図るなど運営体制の整備に努め、災害時の円滑な自主運営体制の確立を支援する。
- (2) 地区（自治会）及び自主防災組織等は、地域の居住者、要配慮者に関する情報を本人の同意を得て把握するよう努めるものとする。
- (3) 市は、災害ボランティア団体等と災害時の避難所運営体制について協議する。

第5 避難所開設・運営訓練

市、地区（自治会）及び自主防災組織等が連携した、避難所開設・運営訓練の実施に努めるものとする。

第6 避難所管理運営マニュアルの普及・周知

災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため、県の「避難所管理運営指針（平成25年版）」等に基づき、学校等の施設管理者、その他の関係機関等とともに各避難所の実情に応じたマニュアルの作成に努める。

第7 感染症に対応した適切な避難対策

市は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保、レイアウト及び動線の確認、避難者の健康チェック・検温並びに換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進する。

また、市は、避難所運営マニュアルに感染症への対応を適宜反映する。

第8 避難指示等発令判断の準備

市は、避難指示等を行う際に、国や県のほか、気象防災アドバイザー等の専門家に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

第9 「マイ避難カード」の普及による避難意識の向上

想定される災害に備え、一人ひとりが自ら考えた「避難行動に移るタイミング（逃げ時）」「避難先」「避難経路」をあらかじめ記載しておく「マイ避難カード」の作成を普及啓発することにより、市民の避難意識の向上を図る。

第10 在宅避難者等への支援

在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

資 料

7-1 避難所一覧

第 1 1 節 通勤・通学・帰宅困難者対策の推進

大地震により交通機能が停止した場合、速やかに自宅に帰ることができない者が発生するおそれがあるため、通勤・通学・帰宅困難者対策について定める。

第 1 普及啓発

市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知、企業等に対する必要な物資の備蓄、災害時帰宅支援ステーションのサービス、家族等の間での災害伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板サービスの活用などについて、普及啓発を行うとともに、災害時帰宅困難者への情報伝達体制の整備にも努める。

第 2 通勤・通学・帰宅困難者等への支援

- (1) 市は、通勤・通学、帰宅途中その他外出先で救援が必要になった者に対して、避難所への収容や一時滞在施設の提供等、適切な対応を図る。また、滞在場所等の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所等の運営に努める。
- (2) 市は、要配慮者等に対して代替輸送の確保や調整に努めるなど、状況に応じて通勤・通学及び帰宅支援のための多様な交通手段の確保を図る。

第 1 2 節 備蓄体制等の整備

災害発生直後に必要となる食料、物資等の備蓄、調達体制の整備について定める。

第 1 基本方針

- (1) 市は、市民に対し、平常時から最低でも 3 日間、可能な限り 1 週間分程度の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、地区（自治会）及び自主防災組織等を通じて啓発することとする。
- (2) 市は、市民の備蓄を補完するため、山崎断層地震被害想定における市の最大避難者数（9,635 人）を基準に、現物備蓄及び調達（流通在庫備蓄）により食料・生活必需物資の供給体制の整備に努める。
- (3) 市、その他の防災関係機関は、災害対策要員の必要分として、常時 3 日分の備蓄に努める。
- (4) 市は、備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図るよう努める。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。
- (5) 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設し、運営に必要な人員や資機材を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。また、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第 2 食料

1 備蓄、調達

(1) 食料配給対象者

- ① 避難所等に収容されている被災者
- ② 住家が被害を受け、炊事ができない者
- ③ 病院、ホテル等の滞在者、帰宅困難者及び縁故先への一時避難者で当該滞在先及び避難先で炊事ができない者
- ④ 災害対策活動の従事者

(2) 目標数量

区分	市民による備蓄	行政による備蓄	
		市による備蓄	県による備蓄
発災から 3 日間	1 人 3 日分 (現物備蓄)		

発災から 4 日目		被災者の 1 日分相当量 (現物備蓄)	
発災から 5 日目		被災者の 1 日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)	
発災から 6 日目			被災者の 1 日分相当量 (現物・流通在庫備蓄)
合計	3 日分	2 日分	1 日分

(3) 品目

品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり、高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある方等のニーズにも配慮することとする。

- ① 炊き出し用米穀、おにぎり、弁当、パン、育児用調整粉乳等の主食
- ② 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶等の副食・飲料水
- ③ 粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルギー除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品

(4) 方法

市は、被災者 1 日分以上の食料の備蓄を進めるとともに、小売業者等と流通在庫備蓄供給の協定を締結し、市内で 1 日分以上の流通在庫備蓄を確保するよう努める。

また、必要に応じて県に要請することとする。

2 搬送等

現物備蓄品は市が管理し、職員により搬送するが、市の搬送が困難な場合又は市の避難所以外への搬送が必要な場合は、協定業者や自主防災組織等に、流通在庫備蓄については、協力先の車両、従業員による搬送体制について協力を求める。

第 3 生活必需物資

1 備蓄、調達

(1) 生活必需物資支給対象者

住家に被害を受け、生活に必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 目標数量

目標数量は、「第 2 食料」の項に準ずる。ただし、幼児、女性、高齢者等を対象とした物品については、対象者や用途を考慮して数量を見積もることとする。

(3) 品目

発災から 3 日以内に確実に必要になると考えられる次の品目について、重点的に取り組むとともに、要配慮者のきめ細かなニーズにも配慮することとする。

区分	特に重要な品目例
----	----------

寝具	毛布、床マット、シーツほか
外衣・肌着	下着、防寒衣、衣類、くつ、スリッパほか
身の回り品	タオル、洗面用具、化粧品ほか
炊事道具・食器	食器類、哺乳瓶、紙コップ、紙皿、紙碗、箸、スプーンほか
日用品	トイレットペーパー、ポリ袋、バケツ、生理用品、紙おむつ、土のう袋、仮設トイレ、電動簡易トイレ、携帯トイレ、ブルーシート、ティッシュペーパーほか
光熱材料等	小型エンジン発電機、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ、燃料、ストーブ、テレビ、ラジオほか

＊ この他の生活必需物資や復旧用物資等については、あらかじめ調達先を確保するよう努めることとする。

(4) 方法

- ① 物資の品目に応じて最適な手段での備蓄・調達に努める。
 - ② 小売業者等と協定を締結し、市内の流通在庫備蓄を活用するよう努める。
- また、必要に応じて県に要請することとする。

2 搬送等

「第2 食料」の項に準じる。

第4 衛生物資

1 備蓄、調達

市は、災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、マスク、消毒液等の衛生物資の確保・備蓄に努める。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

(1) 品目

あらかじめ、調達・確保することが望ましい衛生物資は次のとおりである。

区分	必要な物資・衛生資材等
感染症対策用衛生物資等	消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル など
健康管理用資材等	非接触体温計 など
運営スタッフ防護用物資等	マスク、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード など
避難所運営用資材等	間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド含む）、受付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 など

(2) 方法

市は、コミュニティ域又は小・中学校レベル及び市域レベルで備蓄を行うこととする。

2 搬送等

「第2 食料」の項に準じる。

第5 応急給水

1 対象

上水道の給水が停止した断水世帯等

2 目標数量

市(水道管理者)は、最小限必要量の1人1日3リットルを給水することを目安に、給水体制を整備する。

〈 給水目標水準 〉

- (1) 災害発生から3日間：1人1日 3リットル
- (2) 4日～10日目：1人1日 3リットル～20リットル
- (3) 11日～20日目：1人1日 20リットル～100リットル
- (4) 21日目以降：1人1日 100リットル～被災前の水準

3 供給体制

- (1) 運搬給水基地からの拠点給水、給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。
- (2) 災害時において迅速かつ円滑に供給体制が進められるよう、給水用資機材や応急対策資機材、マニュアル等の充実に努める。
- (3) 「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づくブロック内市町間の相互応援体制の充実に努める。

第6 医薬品

「第2章 第8節 災害救急医療システムの整備」の節を参照

資 料

- 9-1 防災備蓄資器(機)材及び備蓄物資一覧
- 9-3 給水用施設の貯蔵水量及び給水用資機材の保有状況

第 1 3 節 家屋被害認定体制等の整備

家屋被害認定、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の体制について定める。

第 1 家屋被害認定体制等の整備

災害対策基本法第 9 0 条の 2 で市長は、災害発生時に、遅滞なく被害の程度を証明する書面を交付すると定められている。このため今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に努める。

1 家屋被害認定士の育成

市長は、家屋被害認定士となるべき市職員を選定し、県が実施する養成研修へ参加させるなど、十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる認定士の育成に努める。また、「被害認定調査・り災証明書発行業務マニュアル」を作成し、家屋被害認定調査及びそれに続くり災証明書発行業務を的確かつ迅速な実施に努める。

2 家屋被害認定士の役割

家屋被害認定士の役割は、県の定める「兵庫県家屋被害認定士制度」要綱によるが、おおむね以下のとおりとする。

- (1) 災害時に調査員として被害調査を行う。
- (2) 被害調査に関する調査方法、判定方法及びこれらの考え方を必要に応じて被災者等へ説明する。
- (3) 常に自己研鑽を行うとともに、調査員となる他の職員等に対し、必要な教育・訓練を行う。

3 相互応援体制の整備等

県と連携して、被害調査に従事する調査員及び家屋被害認定士の市町間の相互応援体制の整備を図るよう努めるとともに、県内における被害調査の調査方法及び判定方法の統一化に協力する。

第 2 被災建築物応急危険度判定体制の整備

地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下などによって生じる二次災害から市民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施する体制の整備に努める。

1 危険度判定実施体制の整備

県と協力して、被災建築物応急危険度判定体制の整備に努める。

2 資機材の備蓄

県と協力して、危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄するよう努める。

〈 備蓄品目 〉

判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール、腕章、住宅地図等

第3 被災宅地危険度判定体制の整備

災害により被災した宅地において新たに降雨等により生じる二次災害から市民の安全を確保するため、県に必要な支援を要請し、被災宅地の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施する体制の整備に努める。

1 危険度判定実施体制の整備

県と協力して、被災宅地危険度判定の実施体制の整備に努める。

2 資機材の備蓄

県と協力して、判定業務実施マニュアルに基づき、危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄するよう努める。

〈 備蓄品目 〉

判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール、腕章、住宅地図等

第4 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）への加入促進

被災者が自立した生活を再建するため、兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の趣旨を踏まえ、県が実施する広報活動に協力するとともに、平常時から市民の自助意識の醸成のための啓発活動とあわせて、共済への加入広報活動に努める。

資 料

13-6 兵庫県（住宅再建共済・家具再建共済）制度の概要

第 1 4 節 廃棄物対策の充実

廃棄物対策への備えについて定める。

第 1 実施責任

災害時における廃棄物の処理を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ必要な準備を行い災害に備えるものとする。

第 2 災害廃棄物処理計画の策定

災害時の廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、市は、あらかじめ仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について、具体的に示した災害廃棄物の処理計画を定め、おくとともに、平常時から仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制について検討しておく。また、広域処理を行う地域単位で一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理の多重化や代替性の確保を図る。

なお、災害廃棄物の最大発生量は県による地震被害想定により、次の量を推定している。

震災廃棄物発生推定量（山崎断層地震の場合）

地域名	被害量（千トン）	
	木造倒壊による	非木造倒壊による
加東市	193	521

第 3 応援体制の整備

市は、以下の各協定を踏まえ災害時の廃棄物の円滑な処理を行うための、応援の受入れ及び他市町への派遣に関する体制の整備を行う。

1 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

県及び市町は、廃棄物処理の円滑実施をめざし、平成 17 年 9 月に「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」を締結している。また、この協定に基づき、県が被災地市町の要請を受けて応援の調整を行い、市町間で相互応援を行う体制を整備している。

- （協定内容）（1）県が被災市町の要請を受けて調整
（2）（1）に基づき各市町間で相互応援を実施

2 災害時の廃棄物処理に関する応援協定

県及び神戸市安全協力会、（一社）兵庫県産業資源循環協会、（一社）兵庫県水質保全センター、（一社）日本建設業連合会（関西支部）、兵庫県環境整備事業協同組合及び兵庫県環境事業商工組合との間で、県の要請・調整により、これらの団体が、被災市町を応援するしくみをつくるために、平成 17 年 9 月以降、順次、災害時の廃棄物処理に関する応援協定を締結している。

- (協定内容) (1) 県が被災市町の要請を受け各団体に要請・調整
(2) (1)に基づき各団体が被災市町を応援

3 災害時の石綿（アスベスト）処理に関する方針

災害時の建物等の倒壊や解体における処理の際には、石綿（アスベスト）の飛散が懸念されるため、環境省が平成 29 年 9 月に作成した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」を参考に対策を行うものとする。

4 費用負担

応援に要する費用のうち、災害廃棄物処理事業の国庫補助対象となるものについては、原則として応援を受けた市町が負担することとする。

第 1 5 節 要配慮者支援対策の充実

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るための体制整備について定める。

第 1 健康・福祉・医療の連携

市民の自立と相互の助け合いを基調として、要配慮者の健康及び福祉の増進や、保健医療福祉サービスの連携に努める。

第 2 要配慮者支援体制の確保

1 要配慮者支援体制の整備

(1) 要配慮者の日常的把握と避難行動要支援者名簿の整備

防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時から要配慮者に関する情報を把握するよう努める。このうち、避難行動要支援者（自力での避難が困難な要配慮者）については、災害対策基本法に定める避難行動要支援者名簿の作成を行う。名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

(2) 避難行動要支援者名簿の共有

加東市避難行動要支援者名簿に関する条例に基づき、避難支援等に携わる関係者として、北はりま消防本部、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、地区（自治会）及び自主防災組織等に対して、避難行動要支援者本人の同意を得た上であらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を行う。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。なお、避難行動要支援者本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示されなかったときは、本人の同意を得ているものとして取り扱うものとする。

(3) 個別避難計画作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備

災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、自主防災組織、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。この場合、コミュニティの希薄化や担い手の高齢化、都市部と山間部の違い、積雪や凍結といった地域特性等に留意する。なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努める。

被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計

画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行う。

地区（自治会）、自主防災組織等は、避難行動要支援者の避難に係る個別避難計画の策定に取り組むこととする。

(4) 訓練・研修の実施

要配慮者も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者及び市民等を対象に研修会等を開催し、要配慮者支援に必要な人材の育成に努める。

(5) マニュアル等の作成

市は、要配慮者支援のための体制を充実させるため、「兵庫県災害時における要配慮者支援指針」を参考に、要配慮者支援に関するマニュアル等の作成に努める。

2 要配慮者への情報伝達手段の確立

要配慮者に対する情報伝達について、その特性に応じた多様な情報伝達手段の確保に努める。

(1) 障害者への情報伝達体制の整備

通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障害者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムの整備に努める。

また、障害者等への防災知識の普及啓発に努める。

(2) 緊急通報システムの拡充

高齢者、障害者等と北はりま消防本部の間に緊急通報システムを拡充するとともに、その周知に努める。

なお、障害者については、緊急の通報を迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

(3) 障害者への情報伝達体制の整備

通常の音声・言語による手段では適切に情報を入手できない障害者が、防災に関する情報を迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムの整備など、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。

(4) 外国人に対する日常の情報提供等

市は、国際交流協会等と連携して、外国語による防火・防災対策の啓発に努める。

① 生活情報リーフレットや市ホームページによる防災情報の提供

② ひょうごE（エマージェンシー）ネットの登録推進

③ インターネットで聴取できるコミュニティFM（FMわいわい）等の利用推進

第3 要配慮者自らの備えの充実

要配慮者は、平常時から家族・親戚や近隣住民等との連携を図り支援体制を確立してお

くなど、非常時における備えの充実に努める。

第4 社会福祉施設等の整備

1 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立

高齢者、障害者等の中で、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、社会福祉施設の一時入所措置等の取扱いが円滑に行われるよう体制を整備する。

2 社会福祉施設等の対応強化

社会福祉施設等を利用する高齢者や障害者等が、災害時に独力で自らの安全を確保するのは困難であることから、社会福祉施設等に対し防災設備・資機材等の整備、防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実に努めるよう協力を求める。

3 社会福祉施設等の整備

高齢者や障害者等をはじめ不特定多数の人が利用する社会福祉施設等の管理者に次の事項について要請する。

- (1) 車いす等で通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備
- (2) 光、音声等により、視覚障害者及び聴覚障害者に非常警報を知らせ、避難場所への誘導を表示する設備の整備

4 高齢者や障害者等に配慮した避難所の整備等

災害時に避難所となる施設の管理者は、高齢者や障害者等の利用を考慮して、施設のバリアフリー化に努めるほか、トイレの洋式化や簡易ベッド、車いす、介助用具の確保など、医療生活支援設備の強化に努めるものとする。

また、要配慮者に配慮した支援体制を検討する。

第5 要配慮者利用施設に係る総合的な災害対策の実施

- (1) 県が実施する要配慮者利用施設に対する土砂災害に関する情報の提供、防災体制整備の指導等、要配慮者利用施設に係る総合的な土砂災害対策に協力する。
- (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域（以下「土砂災害警戒区域」という。）が指定された場合には、同区域内の要配慮者利用施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報を施設の管理者等に伝達する体制の整備に努める。
- (3) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称と所在地及び利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、ハザードマップ等で市民に周知する。

資 料

10-1 要配慮者利用施設

第 16 節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

大規模地震が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平常時から災害ボランティア活動における関係機関との役割分担や支援体制の整備等に努める。

第 1 災害ボランティア受入計画の作成

市は、災害ボランティアの受入体制を充実させるため、県が作成した「災害ボランティア活動支援指針」を参考に、受援計画の中に災害ボランティア受入計画を位置づけるよう努める。

第 2 受入体制の整備

市及び社会福祉協議会は、県内で大規模災害等が発生した場合に備え、災害ボランティアセンターの設置など、主に次の事項を内容とする災害ボランティアの受入れ体制の整備に努める。

- (1) 行政機関、市民、ボランティア団体等とのネットワークの構築
- (2) 災害時に活動できるボランティア・コーディネーターの育成支援
- (3) 災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上

また、地域防災計画の作成にあたり、社会福祉協議会、日本赤十字社 その他のボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練（災害ボランティアの受入訓練、避難所運営に関する訓練、災害ボランティアと行政や地域住民等が連携した訓練等）の実施等により、災害中間支援組織の育成・強化に努める。

第 3 災害ボランティア活動の環境整備

1 ボランティア活動の支援拠点の整備

社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしている NPO・NGO 等との連携を図りながら、ボランティア活動の支援拠点の整備に努める。

なお、加東市災害ボランティアセンターの設置場所は、「加東市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書」で、加東市社福祉センターとすることを定めている（災害の状況等により社福祉センターに設置が困難なときを除く。）。

2 ボランティア資機材等の確保

市は、一輪車、スコップ、じょれんなど、誰もが使用できる簡易なボランティア用資機材の備蓄やホームセンター等との間で災害時に必要な資機材確保に係る協定の締結等に努めるとともに、ボランティアに対しては、現場状況に合った服装や必要資機材等の持参を促す。

3 災害ボランティア団体等とのネットワークづくり

市は、県に協力して、災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、社会福祉協議会、日本赤十字社、ボランティア団体及び NPO 等と連携を図りながら、

災害に係るボランティア・コーディネーターの養成、ボランティアのネットワーク化、ボランティア団体・企業・行政のネットワーク化、その他の環境整備に努める。

4 感染症の拡大が懸念される状況下における対応

市は、感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底し、ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図る。

第4 県災害救援専門ボランティアの活用

市は、大規模災害等が発生した場合に県が運営する制度を活用し、県災害救援専門ボランティアの派遣を要請する。

〈 災害救援専門ボランティアの活動内容 〉

- (1) 救急・救助
- (2) 医療（医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士）
- (3) 介護
- (4) 建物判定
- (5) 情報・通信
- (6) 手話通訳
- (7) ボランティアのコーディネート
- (8) 輸送

第 1 7 節 土砂災害対策の充実

土砂災害の予防と被害の軽減に向けた対策について定める。

第 1 警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに警戒避難体制の整備を図る。

- (1) 情報の収集及び伝達
- (2) 土砂災害に関する予報又は警報の発令及び伝達
- (3) 避難、救助、その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- (4) 当該警戒区域に要配慮者が利用する施設があつて、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合には、施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法

第 2 地震に伴う土砂災害による被害を防止するための対策

土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難所等に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、以下に例示する方法により、市民への周知に努める。

1 平常時からの防災意識の高揚を促すための周知

- (1) 土砂災害情報を記載した印刷物（山地災害危険地区の情報も含めた土砂災害ハザードマップ等）の作成・公表
- (2) 土砂災害に対して警戒を要する区域であることを明示した看板の設置
- (3) 過去の土砂災害に関する情報の提供
- (4) 土砂災害発生のおそれを判断する情報の提供

資 料

- 2-5 土石流危険箇所
- 2-6 地すべり危険箇所
- 2-7 がけ崩れ危険箇所
- 2-8 宅地造成工事規制区域の指定状況
- 2-9 土砂災害警戒区域（特別警戒区域含む。）

第 18 節 中山間地等における地震対策

中山間地等において、集落の孤立に備え、次のように災害対策について定める。

1 通信の確保

市は、孤立するおそれのある集落との通信途絶を防止するため、衛星携帯電話の設置や防災行政無線等の通信手段の確保を図るとともに、定期的に通信訓練等を行い、機器の操作方法の習熟に努める。

2 物資供給の備え

- (1) 災害時の食糧及び物資について、市民による自主的な備蓄の推進に努める。
- (2) 高齢者の多い集落などでは、孤立した場合、日常的に服用している医薬品等の不足も懸念されることから、孤立時の供給体制について検討しておく。

3 道路・ライフライン等寸断への対策

- (1) 迅速な道路被害情報の収集及び関係機関への情報提供が行えるよう、連携体制等の整備に努める。
- (2) 地震による土砂災害のおそれがあり孤立することが予見できる場合は、事前に避難所等へ物資の供給などを実施する。
- (3) 市は、県と協力しヘリコプター等による支援を検討するとともに、ヘリコプター離着陸適地をヘリコプターの大小も考慮して選定・確保する。また、着陸可能な箇所（田畑、農・林道）についても検討しておく。

4 要配慮者に対する支援対策

市は、防災関係機関、地区（自治会）、自主防災組織、福祉関係者等との連携による要配慮者への情報伝達体制を整備しておく。

資 料

2-10 孤立の可能性がある集落等

第 19 節 災害対策基金の積立・運用

加東市災害対策基金条例に基づき、自然災害及び大規模な火災や突発重大事故等の人為的災害に係る予防対策、復旧対策、復興対策等を円滑に推進するため、災害対策基金の積立を行い、適正な運用を図る。

資 料

1-5 加東市災害対策基金条例

第 2 0 節 重要施設の防災対策

重要施設における防災対策について定める。

第 1 重要施設の登録

市は、病院や災害応急対策に係る機関が保有する施設等について、ライフライン事業者等から円滑な支援を受けられるよう重要施設として登録する。

重要施設の登録は、施設住所、担当者、非常用電源の設置状況、燃料確保先等をあらかじめ収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

作成した重要施設リストは、ライフライン事業者等と共有する。

第 2 平常時の取組

重要施設の管理者は、平常時から、防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、発災後 72 時間の業務継続が可能となる非常用電源の確保等を行う。

また、重要施設以外の施設管理者においても、同様に努める。

第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上

「災害は必ずやってくる、明日にもやってくる」という現実及び「減災」の視点に立ち、まさかの事態を想定した日頃の準備を進め、防災意識の啓発、教育・訓練等の充実を図る。

第1節 防災に関する学習等の充実

市民及び職員に対する防災意識及び知識の普及、高揚を図るため、防災学習の推進に努める。

第1 市民に対する防災思想の普及

市民一人ひとりが「自らの生命は自ら守る。」「自分たちの地域は自分たちで守る。」ということを基本に、平常時から地域、家庭、職場等で防災への積極的な取り組みを行うよう促すなど、自主防災思想の普及、徹底、自主防災組織の育成及び組織強化に努める。

第2 災害教訓の伝承支援

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の**自然災害伝承碑**が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとし、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第3 市民に対する防災・減災知識の普及

あらゆる機会を通じて市民の防災・減災意識の高揚に努める。

1 普及方法

正しい防災知識をわかりやすく伝えるため多様な媒体の活用にも努める。

- (1) 講習会、防災訓練等の実施
- (2) ハザードマップ、広報紙、冊子、その他印刷物、CATV、ホームページによる普及
- (3) 兵庫県広域防災センター等普及啓発施設の活用

2 普及内容

防災知識の普及にあたり、災害をイメージする能力を高めるための防災学習コンテンツ等の充実にも努めるとともに、最近の災害における市民の避難行動や被災事例、気候変動の影響等についても考慮する。

- (1) 市内の防災対策
- (2) 地震災害等に関する知識と過去の災害事例
- (3) 地震災害に対する平常時の心得

- ① 地盤災害等周辺地域における災害危険性の把握
 - ② 家屋等の点検、家具の転倒防止、ガラス飛散防止フィルムの貼り付け等室内の整理点検
 - ③ 家族内の連絡体制の確保（被災地域住民に係る安否情報の確認やメッセージの送信が可能な「災害用伝言ダイヤル171」の活用等）
 - ④ 火災の予防（火を使う所の不燃化、防災製品の使用、消火用具の準備、燃料の転倒漏洩防止等）
 - ⑤ 応急救護等の習得
 - ⑥ 避難行動への負担感、これまでの経験等のみに照らした危険性の判断、自身は被害にあわないという思い込み（正常性バイアス）の克服とマイ避難カードの作成等により避難行動に移るタイミング（逃げ時）等をあらかじめ設定しておくことの重要性
 - ⑦ 避難の方法（警戒レベルに応じた避難のタイミング、指定緊急避難場所や安全が確認された親戚宅・ホテル・自宅等の多様な避難場所、自身の置かれた状況に即した適切な避難行動の選択（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）、安全な避難路、市内での避難が困難な場合の広域避難等）や必要性（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと）
 - ⑧ 食料、飲料水、物資の備蓄（最低でも3日間、可能な限り1週間分程度）
 - ⑨ 非常持ち出し品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等）
 - ⑩ 停電時に使用可能な暖房器具、調理器具、燃料等の確保
 - ⑪ 自主防災組織の育成
 - ⑫ 自動車へのこまめな満タン給油
 - ⑬ 要配慮者及び外国人への配慮
 - ⑭ ボランティア活動への参加
 - ⑮ 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）及び地震保険への加入の必要性
 - ⑯ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
- (4) 津波に関する予報・警報や緊急地震速報、避難指示、警戒区域の設定、津波の特性等について正しい理解とそれに基づく的確な行動についての周知徹底
- (5) 災害発生時の心得
- ① 災害発生時にとるべき行動
 - ② 出火防止と初期消火
 - ③ 自宅及び周辺地域の被災状況の把握
 - ④ 救助活動
 - ⑤ インターネット・テレビ・ラジオ等による情報の収集
 - ⑥ 親戚・知人宅等も含めた多様な避難先の検討
 - ⑦ 避難行動上の注意事項
 - ⑧ 避難実施時に必要な措置
 - ⑨ 避難所等での行動
 - ⑩ 避難所等での性暴力・DVなど「暴力は許されない」意識の徹底

- ⑪ 自主防災組織の活動及び活動への参加
- ⑫ 諸条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時取るべき行動
- ⑬ 安否情報の確認のためのシステムの活用
- ⑭ 生活再建に必要な行動（被災家屋の撮影等）

第4 市及び防災関係機関の職員が習熟すべき事項

- (1) 市及び防災関係機関の職員は、それぞれの業務を通じ、また、講習会・研修会、見学・現地調査、印刷物の配布等により、次の事項の習熟に努めることとする。
 - ① 各機関の防災体制と防災上処理すべき業務
 - ② 災害発生時の動員計画とそれぞれが分担する任務
 - ③ 各関係機関等との連絡体制と情報活動
 - ④ 関係法令の運用
 - ⑤ 災害発生原因についての知識
 - ⑥ 過去の主な災害事例と災害対策上の問題点 等
- (2) 市は、地域防災計画を基本とした職員行動マニュアルを作成し、全職員に周知するとともに、検証を重ね、必要に応じて随時見直しを行う。

第5 防災要員等の養成

訓練・研修等を通じて防災要員等の養成を図る。

1 職員

職員を対象として適宜次の訓練・研修等により、災害対応能力の向上を図る。

- (1) 人と防災未来センター研修
- (2) 職員行動マニュアルの周知
- (3) 図上訓練、ロールプレイング演習
- (4) 防災・危機管理 e-カレッジ
- (5) ひょうご防災リーダー講座
- (6) その他一般研修

2 地域防災リーダー

地域の防災リーダー・要員等を養成するため、適宜次の訓練・研修等の参加を推進する。

- (1) ひょうご防災リーダー講座
- (2) 防災訓練
- (3) その他一般研修

第6 防災上重要な施設の職員等に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、講習会や防災訓練等を通して防災意識、防災施設の管理・応急対策上の措置等の周知徹底に努めるものとする。

（注）「防災上重要な施設」とは、災害が発生するおそれがある施設、及びその施設に

災害が及んだときは被害を拡大させるような施設、並びに災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設をいい、その管理者に対しては、災害対策基本法第 48 条により、防災訓練の実施が義務づけられている。

第 7 学校における防災教育

(1) 市（教育委員会）は、学校における防災教育の推進を図るため、次の事項について進行管理に努める。

① 防災教育推進連絡会議を開催し、防災教育推進上の以下の諸課題の解決の方策を協議する。

ア 避難所指定に関わる学校と市、自主防災組織との連携強化について（学校における避難所運營業務及び市への移行手順の策定）

イ 学校防災計画策定に関する課題整理と調整について

ウ 地域や消防団員等と連携した防災訓練の効果的実施方法について

エ 防災教育実践上の課題の整理と調整について

② 教職員の指導力を向上させるため、各種研修会、訓練等の充実を図る。

ア 教職員への研修会の参加促進

イ 防災教育推進指導員養成講座への参加促進

ウ 震災・学校支援チーム（EARTH）養成研修等への参加

(2) 各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、児童生徒に対する地域の災害リスクに基づいた防災教育を推進するため、次の事項について周知徹底に努める。

① 学校における防災教育の充実

ア 様々な災害から自らの命を守るために、主体的に判断し、行動する力を育成

イ 助け合いやボランティア精神など共生の心を育み人間としての在り方生き方を考えさせる防災教育の推進

ウ 地域の災害の特性や歴史などを踏まえた地域学習素材を活用するなど、「総合的な学習の時間」等での効果的な指導の展開

エ 副読本や学習資料等を活用して防災学習の効果的な指導方法の工夫・改善を進めるとともに、研修会を通じた実践的指導力の向上

② 学校防災体制の充実

ア 「災害対応マニュアル」の見直し

イ 地域の災害特性を考慮した防災訓練や学校が避難所となった場合を想定したものなど、地域の人々や関係機関と連携した実践的な訓練の実施（「1.17 は忘れない」地域防災訓練等）

ウ 震災・学校支援チーム（EARTH）を活用するなど、効果的な実施方法を工夫した実践的研修会や訓練の実施

③ 心のケアの充実

ア 教育復興担当教員及びケア担当教員の取組を生かした教育相談体制の充実

イ 研修会などを通して教職員のカウンセリング・マインドの向上を図り、災害や事件・事故等により心に傷を受けた児童生徒の心の理解とケアを実施

ウ 心のケアを必要とする児童生徒への対応に関する学校と専門家、関係機関等との連携強化

第2節 自主防災組織の育成強化

平成7年1月に発生した阪神淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災などの大規模地震は、人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、地域及び市民の財産に甚大な被害を与えた。災害の発生を完全に防ぐことは困難であり、行政機関をはじめとして各種防災機関の初期の対応にも限界があり、被害を最小限にとどめるには市民の自主的な防災活動、すなわち、市民自らが出火防止、初期消火に努め、被災者の救出、救護、避難、誘導に当たり、避難所の開設及び運営にあたる的確な行動が必要である。

市民が自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織の育成、充実を図る。

第1 方針

- (1) 市は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の充実強化に努める。その際、市は組織運営・管理について、消防機関等は活動面について密接に連携、協力する。
- (2) 市民は、災害対策基本法第7条第3項の規定に基づき、自主防災組織の活動へ積極的に参加し、防災に寄与するよう努めるものとする。

第2 活動

自主防災組織の参加者は、自らの規約及び防災計画（マニュアル）を定め、活動を行うものとする。

1 防災計画（マニュアル）の内容

- (1) 自主防災組織の編成と任務分担に関すること。（役割の明確化）
- (2) 防災知識の普及に関すること。（普及事項、方法等）
- (3) 防災訓練に関すること。（訓練の種別、実施計画等）
- (4) 情報の収集伝達に関すること。（収集伝達方法等）
- (5) 出火防止・初期消火に関すること。（消火方法、体制等）
- (6) 水防協力活動に関すること。（出動方法、体制等）
- (7) 救出・救護に関すること。（活動内容、医療機関への連絡等）
- (8) 避難誘導及び避難生活に関すること。（避難の指示の方法、要配慮者への対応、避難路・避難場所、避難所の運営協力等）
- (9) 給食・給水に関すること。（食料・飲料水の確保、炊き出し等）
- (10) 防災資機材等の備蓄・管理に関すること。（調達計画、保管場所、管理方法等）
- (11) 自警活動に関すること

2 自主防災組織の編成

- (1) 自主防災組織内の編成
情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等
- (2) 編成上の留意事項

- ① 女性や若者の参加と昼夜別々の組織編成の検討
- ② 水防班、がけ崩れの巡視班等、地域の実情に応じた対応
- ③ 事業所の自衛消防組織や従業員の参加
- ④ 地域的片寄りの防止と専門家や経験者の活用

3 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

消防団との密接な連携のもとに以下の活動に努めるものとする。

- ① 風水害等防災に関する知識の向上
- ② 防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡
- ③ 地域における危険度の把握（山崩れ・がけ崩れ、危険物施設延焼拡大危険地域等）
- ④ 地域における消防水利（防火水槽、消火栓、小川等）の確認
- ⑤ 家庭における防火・防災等予防上の措置
- ⑥ 地域における情報収集・伝達体制の確認
- ⑦ 避難所・医療救護施設の確認
- ⑧ 防災資機材、防災備蓄品の整備、管理
- ⑨ 防災訓練の実施
- ⑩ 要配慮者の把握
- ⑪ 「マイ避難カード」作成の普及促進

(2) 災害発生時の活動

消防団との密接な連携のもとに以下の活動に努めるものとする。

- ① 出火防止と初期消火、延焼防止
- ② 負傷者の救助
- ③ 市民の安否確認
- ④ 情報の収集・伝達
- ⑤ 避難誘導、避難生活の指導
- ⑥ 給食・給水
- ⑦ 近隣地域への応援
- ⑧ 要配慮者の支援

4 その他

自主防災組織は、消防団、婦人防火クラブ、企業の自主防災（消防）組織等との連携を図るとともに、女性の地域防災活動への参画の促進にも配慮することとする。

第3 自主防災組織への指導、支援

市及び消防団は自主防災組織の育成を促進するとともに、その活動の活性化を支援する。また、過去に災害で被害が甚大であった地域については、重点的に育成を図るものとし、主に次の事項について推進する。

(1) 啓発資料の作成

- (2) 各種学習会、講演会、懇談会等の実施
- (3) 情報の提供
- (4) 個別指導・助言
- (5) 訓練、研修会の実施
- (6) 顕彰制度の活用
- (7) 活動機（器）材の貸出、資材の提供
- (8) 地域防災リーダーの育成

第3節 自主防災体制の整備

地域において、市民及び事業者の自主的な防災活動が、被害の拡大防止に果たす役割が大きいことを踏まえ、ボトムアップ型の地域コミュニティ活性化を促進する。

第1 地区防災計画の策定

市内の一定の地区（自治会）内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用を図られるよう努める。

第4節 消防団の充実強化

地域防災力の充実強化は、市民、自主防災組織、消防団、市、県、国等の多様な主体が適切に役割分担しながら相互に連携協力して取り組むことが重要であり、災害発生直後に、地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の充実強化に関する事項について定める。

第1 内容

1 実施機関等

- (1) 市は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、消防団の充実強化を図る。
- (2) 市民は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、地域における防災活動への積極的な参加に努める。
- (3) 事業者は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、できる限り配慮する。
- (4) 大学等は、その学生の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、協力する。

2 充実強化対策

(1) 市の取り組み

市は、消防団の充実強化を図るため、次の事業を推進する。

- ① 消防団と自主防災組織が連携して行う訓練、研修の実施
- ② 消防団員に対する必要な資格の取得など実践的な教育訓練の実施
- ③ 消防団活動の安全管理マニュアルの策定
- ④ 消防団員の処遇の改善
- ⑤ 消防団の車両・資機材等の改善
- ⑥ 消防団の活動拠点施設の整備
- ⑦ 女性消防団員の確保に向けた加入促進活動・環境整備
- ⑧ 消防団協力事業所表示制度、機能別消防団員制度等による消防団員の確保
- ⑨ 大学等の協力による消防団員の確保
- ⑩ 市民等に対する広報啓発活動による消防団への加入促進

第5節 企業等の地域防災活動への参画促進

企業等の事業所が災害時において、従業員・顧客等の安全確保と、地域の防災活動における貢献、地域との共生、及び迅速な復旧と事業の継続を行えるよう、以下のとおり企業等の地域防災活動への参画促進に努める。

第1 災害時に企業等が果たす役割

市内の企業等は、次の役割を果たすものとする。

- (1) 従業員、顧客等の安全確保
- (2) 被災従業員への支援
- (3) 二次災害の防止
- (4) 事業の継続、経済活動の維持
- (5) 地域貢献・地域との共生
- (6) 地元自主防災組織との連携

第2 企業等の平常時対策

- (1) 企業等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、次の対策を実施するなど、防災活動の推進に努めることとする。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めることとする。

- ① 事業継続計画（BCP）の作成、点検・見直し

〔事業継続計画〕

企業が災害等に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を取り決めておく計画

- ② 防災計画、防災マニュアルの作成、点検・見直し
- ③ 防災組織（自衛消防（防災）組織）の育成
- ④ 防災訓練の実施
- ⑤ 地域の防災訓練への参加
- ⑥ 防災体制の整備
- ⑦ 復旧計画の作成、点検・見直し
- ⑧ 防災資機材、物資の備蓄
- ⑨ テレワークや時差出勤、計画的休業等の災害時の従業員の不要不急の外出を抑

制するための環境整備

⑩ 従業員の消防団への入団等、消防団への積極的な協力 等

(2) 市は、企業等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや必要に応じて防災に関するアドバイス等を行う。

第3 企業等の自衛防災組織

市内の企業等は自衛防災体制を整備・充実させるものとする。

市は、自衛防災組織の育成指導及び事業継続計画、自主防災計画等の作成支援、防災訓練等への参加促進並びに防災に関するアドバイスを行う。

1 対象施設

- (1) 多数の者が利用する施設（中高層建築物、集会所、宿泊施設、学校、病院、大規模小売店等）
- (2) 危険物等を取り扱う施設（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵又は取扱う施設）
- (3) 多数の従業員が働く事業所等で、自衛防災組織を設置することが効果的な施設
- (4) 複数の事業所が共同して自衛防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル等）等

2 計画の作成

- (1) 予防計画
 - ① 予防管理組織の編成
 - ② 火気使用施設、危険物、指定可燃物等の点検整理
 - ③ 消防用設備等の点検整備
- (2) 学習訓練計画
 - ① 防災学習
 - ② 防災訓練
- (3) 応急対策計画
 - ① 応急活動組織の編成
 - ② 情報の収集伝達
 - ③ 出火防止及び初期消火
 - ④ 避難誘導
 - ⑤ 救出救護

3 防災組織の活動

- (1) 平常時
 - ① 防災訓練
 - ② 施設及び設備等の訓練整備
 - ③ 従業員等の防災に関する教育の実施
- (2) 災害時

- ① 情報の収集伝達
- ② 出火防止及び初期消火
- ③ 避難誘導
- ④ 救出救護

第4章 堅牢でしなやかな防災基盤の整備

「減災」の視点に立った都市構造の整備、強化に努める。

第1節 市街地等の防災構造の強化

災害に強い都市づくりを進めるため、市街地内の公共空間の整備について配慮すべき事項を定める。

第1 安全・安心な都市づくりの推進

- (1) 加東市都市計画マスタープランに位置づけられた安全・安心な都市づくりの方針に十分配慮しつつ、加東市都市計画マスタープランと市街地の防災に関する事項に関して、本計画と整合を図ることとする。
- (2) 次の点に配慮し、地域総体として安全・安心な都市づくりに取り組んでいくこととする。
 - ① 都市機能を分散配置し、バランスのとれた交通体系を構築して、災害に強い地域構造を構築すること。
 - ② 体系的な防災拠点の整備により広域的な都市の防災機能を強化すること。
- (3) 平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

第2 市街地等の防災構造化

住宅等が密集した市街地等においては、震災時には大きな被害が想定されるため、建築物の耐震化や不燃化の推進、道路や公園、広場などのオープンスペースを確保するとともに、緑地や生垣などの緑の確保に努め、災害に強いまちづくりを目指す。

第3 市街地等を連絡する道路ネットワークの確保

市域には、集落が散在しているため、災害時には道路ネットワークが遮断され、孤立する地区（自治会）の発生が想定される。このため、孤立するおそれのある地区（自治会）については、緊急輸送道路などの幹線道路と複数の市道等でネットワークするよう、市道等の整備に努める。

また、災害対策拠点や防災拠点などの拠点施設と緊急輸送道路のネットワークを確保し、迅速な災害対応に備える。

第4 幅員狭小区間道路の解消等

一部の地域では、道路幅員が狭いため、消防車などによる救援・救助活動に支障をきたす場合が想定される。このため、道路改良や安全施設の整備等を図り、救援・救助活動が可能となるよう、環境整備に努める。

第5 その他施設の整備

1 公営住宅

公営住宅の建設又は建て替えにあたっては、不燃化を図るとともに、緑地の確保に努め、火災等に強い住宅供給に努めるものとする。

2 公園施設の整備

公園管理者は、公園施設が災害時に避難地として機能するよう、広場の確保又は整備に努めるものとする。

3 学校施設の整備

学校管理者は、学校施設が災害時における地域住民の避難、救護の拠点として利用されることを考慮し、施設の安全性の向上に努めるものとする。

第2節 建築物等の耐震性の確保

昭和 56 年以前の庁舎、病院、学校等の公共建築物や交通施設等の防災上重要な施設について、計画的に耐震性を強化することに努めるとともに、一般建築物の耐震性強化を促進する対策について定める。

第1 計画的かつ総合的な耐震化の推進

- (1) 計画的に耐震改修を進めるため、耐震診断を行うべき建築物の量と耐震診断の実施体制との関係等を考慮の上、県耐震改修促進計画の改定時には、必要に応じて市耐震改修促進計画を改定する。
- (2) 昭和 56 年の建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を市耐震改修促進計画に沿って推進する。
- (3) 特に防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。

第2 公共施設の耐震化

次の耐震化措置に努める。

- (1) 市施設について大地震時の安全性を確保するため、数値目標を設定するなどして、改築、改修工事等を計画的かつ効果的に推進することに努める。
- (2) 新たに建築する市施設について、建築物の用途に応じ、耐震性の強化を図る。
- (3) 防災上重要な施設が大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、ライフライン系統の不測の事態に備え、次の対策に努める。
 - ① 耐震性に優れた機器類の採用と耐震性のある取付け（躯体と緊結）
 - ② バックアップ機能の充実
 - ③ 早期復旧ができる設備の構築
 - ④ エネルギー源の多重化と量の確保
 - ⑤ 自己電源の確保
 - ⑥ 自己水源の確保
 - ⑦ 消火・避難経路の確保
 - ⑧ 情報通信システム等を稼働させるための必要な諸設備（電気、水道、燃料）の確保
 - ⑨ 排水処理施設（汚物処理を含む。）の確保

第3 一般建築物耐震化の促進

昭和 56 年の建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を市耐震改修促進計画に沿って推進する。

なお、従来実施している補助対象工事に加え、住宅が倒壊しても居室内で耐震性を確保（住宅が倒壊しても一室で安全性を確保）するシェルター型工事や簡易耐震改修工事、屋根軽量化工事を含めた住宅部分型耐震化工事も補助対象としている。

1 簡易耐震診断推進事業

住宅の耐震化を促進するため、住宅所有者の求めに応じて、簡易な診断方法で耐震診断を実施する。

[対象住宅] 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅で延べ面積の過半が住居の用に供されているもの

[申請者自己負担割合] 1 割

[市負担割合] 残り 9 割

2 住宅耐震改修促進事業

市内に存する住宅の所有者に対し、耐震改修計画を策定する費用又は耐震改修工事を実施する費用の一部を補助することとしている。

[対象住宅] 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅で、簡易耐震診断又は耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅

[対象者] 補助金の交付対象となる住宅の所有者（耐震改修工事費補助の場合にあっては、総所得金額が 1,200 万円以下の個人に限る。）であって、市の債権に係る徴収金の滞納がなく、兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）に加入している者又は加入する予定である者

[補助対象要件]

(1) **耐震改修計画策定** 計画が地震に対して安全な計画となっており、耐震診断の結果により安全な構造であることを確認できること。

(2) **耐震改修工事** 兵庫県住宅改修事業の適正化に関する条例に基づく住宅改修業者登録制度へ登録し、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。また、耐震改修工事の結果、地震に対して安全な構造となること。

[補助金額]

(1) **耐震改修計画策定** 補助対象となる費用の 3 分の 2 以内

（補助限度額：戸建住宅→20 万円、その他の共同住宅→12 万円／戸）

(2) **耐震改修工事**

ア 戸建住宅 補助対象となる費用の 5 分の 4 以内

（補助限度額：100 万円／戸）

イ その他の共同住宅 補助対象となる費用の 2 分の 1 以内

（補助限度額：40 万円／戸）

3 住宅耐震化建替事業

耐震診断の結果、市内に存する戸建住宅で安全性が低いと診断されたものを除却し、安全性を確保している住宅への建て替えを行う者に対して工事費用の一部を補助することとしている。

[対象住宅]

(1) **除却住宅** 除却する住宅が、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅で簡易耐震診断又は耐震診断の結果、耐震基準を満たしていないと診断され、所有者等が自己の居住の用に供している住宅

(2) **新築住宅** 建築基準法に適合しており、自己の居住の用に供し、兵庫県住宅再

建共済制度（フェニックス共済）に加入している者又は加入する予定である者が所有する住宅

[対象者] 次に掲げるすべての要件に該当すること

- ・ 総所得金額が 1,200 万円以下の者
- ・ 市の債権に係る徴収金の滞納がない者
- ・ 除却する住宅の所有者が 2 人以上ある場合は、全ての所有者の同意が得られていること。
- ・ 所有者が死亡している場合は、相続人の同意が得られていること。
- ・ 新たに建築する住宅の所有者であり、自己の居住の用に供すること。
- ・ 過去に同じ補助金の交付を受けていない者

[補助金額] 補助対象となる費用の 5 分の 4 以内（補助限度額：100 万円／戸）

4 住宅部分型耐震化事業

耐震診断の結果、安全性が低いと診断された市内に存する戸建住宅の住宅部分型耐震工事を行う者に対して、工事費の一部を補助することとしている。

[対象住宅]

- (1) **簡易耐震改修工事及びシェルター型工事** 市内に存する戸建住宅で、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、簡易耐震診断又は耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅で、自己の居住の用に供するものであること。
- (2) **屋根軽量化工事** 市内に存する木造戸建住宅で、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、自己の居住の用に供する住宅であること。

[対象者] 補助金の交付対象となる住宅の所有者（総所得金額が 1,200 万円以下の者であって、市の債権に係る徴収金の滞納がなく、兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）に加入している者又は加入する予定である者

[補助対象要件] 当該工事に要する費用が 50 万円以上であること。

[補助金額]

(1) 簡易耐震改修工事

ア 戸建住宅 補助対象となる費用の 5 分の 4 以内
（補助限度額：50 万円／戸）

イ その他の共同住宅 補助対象となる費用の 2 分の 1 以内
（補助限度額：20 万円／戸）

(2) シェルター型工事 一戸当たり 50 万円

(3) 屋根軽量化工事

ア 戸建住宅 一戸当たり 50 万円

イ その他の共同住宅 補助対象となる費用の 2 分の 1 以内
（補助限度額：20 万円／戸）

第 4 建築物の耐震性強化の普及啓発

1 建物所有者及び市民への普及啓発

建築物の耐震化が建物所有者の努力義務である旨及び耐震改修の必要性について普及啓発に努める。

2 建築物相談所の開設

県、建築士事務所協会その他の団体の協力を得て、臨時建築物相談所を開設し個々の建築物の防災に関する相談の実施に努める。

3 建築物防災診断の実施

必要に応じて建築士会その他の団体と協力して個々の建築物の防災診断の実施に努めるものとする。又、実施にあたっては、昭和 56 年建築基準法施行令改正前の既存建築物に対する耐震性の確保を啓発するものとする。

4 建築基準法令の普及

関係団体（建築士事務所協会、建築士会、大工組合等）に対し耐震性の確保を図るために建築基準法で定められた中間検査の受検等の適正な実施についての協力を要請し、遵法精神の高揚に努める。

第 5 落下物等の対策

1 落下物

(1) 公共施設

所管施設について、強化ガラス、網入ガラス、飛散防止フィルム等の使用により窓ガラス飛散防止対策の実施に努める。

(2) 一般建築物

県が行う、広いガラス面をもった建築物、外壁面に広告物や空調機器をもった建築物に対する、次の対策に協力する。

- ① 外壁タイル等の耐震診断の指導
- ② 落下物防止対策の普及、啓発

2 その他

据え付けの悪い自動販売機や立枯れしている樹木等の所有者、管理者に対して、転倒、倒壊防止措置の普及啓発に努める。

第 6 ブロック塀の倒壊防止対策

ブロック塀の倒壊防止対策の実施に努める。

- (1) ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法の普及啓発
- (2) ブロック塀の危険箇所の調査
- (3) 危険なブロック塀の造り替えや生け垣化の奨励
- (4) 建築基準法の遵守、指導

第7 家具等の転倒防止

地震時に住宅や事業所等の建築物内に設置されている家具やロッカー等の転倒を防止するため、各種広報媒体や自主防災組織の活動、県の実施するE-ディフェンス（三木総合防災公園に立地する実大三次元震動破壊実験施設）での実験等の成果の活用などを通じて、適正な対処方法等について、普及啓発に努める。

資 料

13-6 兵庫県（住宅再建共済・家具再建共済）制度の概要

第3節 地震防災緊急事業計画

地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の作成とそれに基づく事業の推進について定める。

第1 地震防災緊急事業五箇年計画

計画対象地域の地震被害の危険性等を踏まえ、対象施設における長期的な整備目標や今後の必要整備量を把握するとともに、整備の必要性や緊急性を明らかにした上で、長期的な整備目標の記載、各施設の整備状況の把握、地震防災上の整備の必要性・緊急性の明確化に留意し作成する。

第2 事業の実施

地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、防災関連事業の計画的執行に努める。
今後においては、次の事業を予定している。

- (1) 消防施設の整備
- (2) 公共施設の耐震補強工事

市が計画している地震防災緊急事業五箇年計画は、資料編のとおりである。

資 料

15-2 地震防災緊急事業5箇年計画

第4節 防災基盤・施設等の整備

「災害時に強い安全安心なまちづくり」を進めるため、重点的に実施する必要がある防災基盤の整備の推進について定める。

第1 防災基盤整備事業計画

本計画及び防災に関する調査の結果等に基づき、次のような施設・設備の整備を要する場合は、整備事業計画を策定し、事業促進に努める。

また、事業の目的、効果、種類、事業量等を記載した防災基盤整備事業計画の策定に当たり、あらかじめ県と協議する。

防災基盤整備事業の概要

区 分	事 業 例
消防防災施設 整備事業	防災拠点施設、初期消火資機材、消防団に整備される施設、消防本部又は消防署に整備される施設、防災情報通信施設等

第2 防災基盤整備事業の実施

防災基盤整備事業計画に基づき、防災基盤整備の計画的執行に努める。

市が計画している防災基盤整備事業は、資料編のとおりである。

資 料

15-1 防災基盤整備事業

第5節 地盤災害の防止施設等の整備

地盤災害に係る被害を未然に防止し、又は軽減するために必要な整備について定める。

第1 砂防設備の整備

1 砂防事業の推進

土砂の流出による被害を防止するため、県が実施する砂防設備の整備等に協力する。

2 土砂災害警戒区域（土石流）等の把握と市民への周知徹底

土砂災害警戒区域（土石流）等に対する警戒避難体制の整備に資するため、県が実施する、土砂災害警戒区域図等の市民への閲覧及び周知に協力する。

3 土石流防止対策の普及啓発

土石流災害を未然に防止するため、「土砂災害防止月間」（6月1日～6月30日）を中心に県が実施する、砂防指定地等の点検指導、防災意識の周知徹底及び防災体制の整備推進に協力する。

市内の土砂災害警戒区域（土石流）等箇所一覧は資料編に示す。

第2 地すべり防止施設の整備

1 地すべり対策事業の推進

地すべりによる被害を防止するため、県が実施する地すべり防止施設の整備等に協力する。

2 土砂災害警戒区域（地すべり）等の把握と市民への周知徹底

土砂災害警戒区域（地すべり）等に対する警戒避難体制の整備に資するため、県が実施する、土砂災害警戒区域図等の市民への閲覧及び周知に協力する。

3 地すべり防止対策の普及啓発

地すべり災害を未然に防止するため、「豊かなむらを災害から守る月間」及び「土砂災害防止月間」を中心に県が実施する、地すべり防止区域の点検指導、防災意識の周知徹底及び防災体制の整備推進に協力する。

市内の土砂災害警戒区域（地すべり）、地すべり防止区域等の指定状況は資料編に示す。

第3 急傾斜地崩壊防止施設の整備

1 急傾斜地崩壊対策事業の推進

急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、県が実施する急傾斜地崩壊防止施設の

整備等に協力する。

2 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）等の把握と市民への周知

土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）等に対する警戒避難体制の整備に資するため、県が実施する、土砂災害警戒区域図等の市民への閲覧及び周知に協力する。

3 急傾斜地崩壊防止対策の普及啓発

「土砂災害防止月間」を中心に県が実施する、市民へのがけ崩れの危険性についての周知徹底及び防災意識の普及に協力する。

4 急傾斜地崩壊危険区域の指定に伴う措置

県が実施する急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域内における行為制限、防災措置の勧告、改善命令等の災害の未然防止措置に協力する。

市内の土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）等箇所一覧は、資料編に示す。

第4 治山施設の整備

1 治山事業の推進

山崩れ等による被害を防止するため、県が実施する治山事業に協力する。

2 治山施設の点検

地震及び梅雨期・台風期における山地災害を未然に防止するため、毎年6月を重点的に県が実施する、危険地区を中心とした治山施設等の点検に協力する。

第5 土地改良施設の整備

県実施による防災機能を持つ農地・農業水利施設等の整備、災害に強い農村を創るための土地改良施設の整備に協力する。

第6 宅地施設の整備

県に協力して宅地造成工事及び危険な既存住宅のがけ崩れ、又は土砂の流出を未然に防止するために必要な規制、その他の措置について実施する。

1 宅地造成工事に対する措置

宅地造成工事に伴い、がけ崩れ、土砂等の流出の発生を防止するため、宅地造成工事に対する県の行う指導に協力する。

2 既存宅地に対する措置

県が行う既存宅地における災害防止のための措置の指導に協力する。

3 宅地造成工事規制区域の指定にする措置

県が行う宅地造成工事規制区域の指定に伴う調査及び再調査に協力する。

第7 災害危険区域対策の実施

1 災害危険区域の指定

県との協議により、災害の危険の著しいと認められる地域において、建築基準法第39条に基づく「災害危険区域に関する条例」による災害危険区域の指定を県に要請する。

2 災害危険区域内の住宅除却又は移転対策

災害危険区域内に存する危険住宅の除却又は移転を行う者にその費用の一部を補助することができる。

(1) 危険住宅の除却等に要する経費

限度額 1,333 千円

負担割合 国 1/2、県 1/4、市 1/4

(2) 危険住宅に代わる移転先住宅の建設又は購入に要する経費

限度額 6,210 千円（土地を取得しない場合 5,250 千円）

年利 8.5%を限度に金融機関からの借入利息相当額等について助成

負担割合 国 1/2、県 1/4、市 1/4

第8 ため池施設の整備

市は、ため池管理者に対し、県が行うため池の決壊等による災害を未然に防止するための「豊かなむらを災害から守る月間」を中心とした、ため池の点検・改修の技術指導、防災意識の周知徹底及び防災体制の整備等の指導に協力する。

また、市は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのあるため池について、緊急時の迅速な状況把握や避難行動につなげる対策として、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、ハザードマップの作成・周知等、避難に係る判断に必要な情報を市民に提供する。

資 料

2-5 土石流危険箇所（土石流危険渓流・崩壊土砂流出危険地区）

2-6 地すべり危険箇所（地すべり危険箇所・地すべり防止区域・地すべり危険地区）

2-7 がけ崩れ危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所・山腹崩壊危険地区）

2-8 宅地造成工事規制区域の指定状況

2-9 土砂災害警戒区域（特別警戒区域含む）

第6節 交通関係施設の整備

多元多重の交通ルートの確保を考慮の上、災害に強い道路施設の整備及びヘリポート対策について定める。

第1 道路施設の整備

震災時における道路施設は、避難だけでなく、緊急輸送等の応急対策上の要の施設となるので、施設の耐震補強等について国、県の管理するものにあってはそれぞれに要請するとともに、市が管理するものにあっては、同様の補強を行うものとし、災害に強い道路ネットワークの整備に努める。

第2 災害時用臨時ヘリポートの整備

災害用臨時ヘリポートを常に使用可能な状態に確保しておくとともに、使用が不可能になった場合の代替施設の確保に努める。避難所の開設状況を踏まえ、学校のグラウンド等を臨時ヘリポートとして使用できるよう、平常時から学校関係者と協議する。

資 料

8-8 ヘリコプター臨時離発着場一覧

第7節 ライフライン関係施設の整備

市域における電力、ガス、電気通信、上下水道のライフライン施設の防災性及び代替性を確保し、災害に強いライフラインづくりを目指す。

第1 電力施設の整備等

災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする電力施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

1 関係機関との相互連携協力体制の構築

関西電力送配電㈱は、災害の発生に備え、関係機関との相互連携協力体制を構築するため、次の事項を実施する。

(1) 市との協調

平常時には市の防災会議等への参画、最低年1回の連絡窓口等の相互確認を実施し、また、災害時には対策組織が市の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

① 防災会議等へ参画

防災会議等には、委員を推薦し参加させる。また、地域防災計画の作成や被害想定検討等に関し、必要な資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求められた場合は、これに協力する。

② 災害対策本部等との協調

この計画が、円滑かつ適切に行われるよう、要請に応じて、対策組織要員を派遣し次の事項に関し協調をとる。

ア 災害に関する情報の提供及び収集

イ 災害応急対策及び災害復旧対策

(2) 防災関係機関との協調

地方气象台、消防署、自衛隊、警察等の防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供・収集等、相互連携体制を整備しておく。

(3) 他電力会社等との協調

他電力会社、他一般送配電事業者等、協力会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

(4) 迅速な復旧活動に係る相互連携強化策

非常事態において、広域的な連絡体制を早期に確立し、市や関係機関等と連携して迅速な復旧活動を実施するため、相互連携強化策として次の事項を実施する。

① 災害時のオープンスペース利用等に関する市との情報共有

② 復旧に係る協働体制等に関する自衛隊との協定締結

③ 災害時優先道路の緊急通行に係る警察等との連携

④ 工業用水等の早急な確保等に係る自治体等との協議の実施

⑤ 災害時の設備調査等の協力に関する電気工事組合等との協定締結

- ⑥ 燃料利用等に関する関係企業との協定締結
- ⑦ 他のライフライン事業者や報道機関等と災害時のリアルタイムな情報共有化を目的とした「Lアラート」の活用
- (5) 地域貢献
 - 市民の安全確保に寄与する取組みとして、関西電力送配電(株)の施設への帰宅困難者受入れ、ポータブル発電機の貸出、生活物資の支援等について、市等から要請があった場合は検討・協力する。

2 災害予防に関する事項

- (1) 防災教育
 - 関西電力送配電(株)は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。
- (2) 防災訓練
 - 関西電力送配電(株)は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。
 - なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、市が実施する防災訓練には積極的に参加する。
- (3) マニュアル類の整備
 - 関西電力送配電(株)は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理するとともに、復旧の迅速化に資する社内ルールやマニュアル等を整備し、従業員へ周知する。

3 復旧用資機材等の確保及び整備

- 関西電力送配電(株)は、災害の発生に備え、次の事項を実施する。
- (1) 復旧用資機材の確保
 - 平常時から復旧用資機材、工具、消耗品等の確保に努める。
- (2) 復旧用資機材の輸送
 - 平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。
- (3) 復旧用資機材の整備点検
 - 平常時から復旧用資機材の数量把握及び整備点検を行う。
- (4) 復旧用資機材の広域運営
 - 平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。
- (5) 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄
 - 平常時から食料、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。

(6) 復旧用資機材等の仮置場の確保

災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

第2 ガス施設の整備等

災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にするガス施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

1 大阪ガス㈱、大阪ガスネットワーク㈱の取組

(1) ガス施設（ガス導管）の耐震性強化

ガス導管は、ガス事業法並びに日本ガス協会「ガス導管耐震設計指針」に基づき設計・施工する。

- ① 高圧導管は主として溶接鋼管を使用することとする。
- ② 中圧導管は溶接鋼管のほか、耐震性に優れた機械的接合のダクタイル鋳鉄管を使用することとする。
- ③ 低圧導管はポリエチレン管、機械的接合のダクタイル鋳鉄管又は鋼管を使用することとする。

(2) 防災システムの強化

① 地震計の設置

ア 地震発生時に震度状況を迅速に把握し、応急対策の判断資料とするため、製造所、地区事業本部、供給所、支社及び高圧ガスステーションに地震計 258 箇所を設置することとする。

イ 地震計の情報を無線通信により本社に集約し適切な対応に役立てることとする。

② ガス管の「地震被害予測システム」の開発及び導入

地震計から無線により集約したデータや事前に入力してある地盤情報等からガス管の被害状況を予測するシステムを開発し、導入している。

③ 保安用通信設備

ア 本社を中心にして、データ伝送、指令電話及び移動無線は、全て無線化しており、本社、製造所、地区導管本部、供給所及び高圧ステーション間は、ループ化された無線通信回線で運用している。

イ 無線通信網をより強固にするため、通信システムの多重化を実施することとする。また、ポータブル衛星通信設備を 6 箇所配備している。

ウ 万全を期するためバックアップ設備の設置を計画し、常時、都市ガスの供給状態を把握し、保安体制のコントロールを可能にすることとする。

④ 内閣府中央防災無線

本社に内閣府中央防災無線が設置され、有線不通時における国等防災関係機関との通信が確保されている。

⑤ 導管網のブロック化

大規模地震の際にガスの供給を継続することによって、二次災害発生のおそれ

がある地域については、ガスの供給を一時的に停止し、他の地域に対してはガス供給を継続するために、導管網をブロック化するシステムを採用している。このブロック化には、地形に合わせて大きく分割したスーパーブロック（中圧A導管）と、局所的対応を容易にするために更に細分化したミドルブロック（中圧B導管）、そして影響が大きな地域の局所的な対応を容易にするために更に細分化したリトルブロック（低圧導管）がある。スーパーブロック、ミドルブロックについては、本社中央指令室及び京都中央指令サブセンターから遠隔操作ができるシステムになっている。

⑥ 緊急時のガス供給停止システムの強化

緊急時に遠隔操作でガスの供給を遮断できる遠隔遮断装置システムを全供給エリアに設置している。さらに、設定された基準以上の揺れを感知すると自動的に都市ガス供給を停止する感震自動遮断システムも全供給エリアに設置している。

⑦ マイコンメーターの設置

大地震発生時に、メーターで自動的にガスを遮断して、安全を確保するマイコンメーターは、ほぼ100%の家庭に設置されている。

⑧ 復旧作業を効率化する技術の向上

管内テレビカメラ、ガス管の損傷箇所を迅速かつ正確に発見する技術、ガス管の中に入った水・土砂をすばやく取り除く技術等の改良、開発を推進することとする。

(3) 防災体制の整備

① 要員の確保

被害状況に応じて社員及び協力会社作業員を必要な作業工程ごとに効率的に編成動員するため、職能別に要員を把握するとともに、定期的に見直しを行うこととする。

② 教育訓練

災害発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順等について必要な教育を定期的に行うとともに、年1回全社規模での訓練を実施する。

2 （一社）兵庫県LPガス協会

(1) ガス施設の耐震性強化

① 地震による配管の損傷を防止するため、フレキシブル配管（埋設管にあつてはPE管）の導入促進を図ることとする。

② 強度の地震にも耐える容器の転落転倒防止対策を検討し、対応を図ることとする。

(2) 防災システムの強化

① 集中監視システムの導入

電話回線等によって24時間消費先のガス漏れを監視する集中監視システムの導入を進める。

また、このシステムを、震度情報の収集及び福祉の緊急通報システム（救急コ

ール)にも活用することとする。

② 安全機器の取り付け促進

消費に係る安全機器(マイコンメーター、ヒューズコック及びガス漏れ警報器)の普及率は、ほぼ100%に達している。

また、災害時にLPGガス容器の流出及びガス漏洩を防ぐ放出防止型高圧ホースの普及に努める。

(3) 防災体制の整備

① 要員の確保

被害状況に応じて各事業所の社員が出動し、地域の保安を確保する体制が整備されている。

② 相互協力体制の確立

ア (一社)兵庫県LPGガス協会、(一社)大阪府LPGガス協会、(一社)奈良県LPGガス協会、(一社)京都府LPGガス協会、(一社)和歌山県LPGガス協会、(一社)滋賀県LPGガス協会及び(一社)福井県LPGガス協会で組織する「近畿LPGガス連合会」の相互支援協定により、大規模災害時の相互支援体制を整備している。

イ 大阪ガス㈱と「ガス漏洩通知等に対する連携についての協定」を締結し、二次災害の防止を図る。

ウ (一社)日本コミュニティーガス協会近畿支部に設置された各府県防災会(近畿2府5県それぞれの府県に設置)との連携により、簡易ガス事業に関する災害対策に対応することとしている。

③ 防災訓練等の実施と参加

災害を想定した防災訓練を実施するとともに、市が実施する防災訓練に積極的に参加することとする。

(4) 災害防止のための普及・啓発活動の実施

① 年間を通じ、市内又は周辺市町でLPGガス使用家庭の主婦を対象とした消費者安全教室を開催し、災害時における緊急対策の周知を図ることとする。

② 兵庫県内で一定の被害が想定される場合及び緊急対策放送が必要な場合等に、「災害時におけるLPGガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、容器バルブの閉止等を周知する放送を㈱ラジオ関西が自動的に可能な限り反復して放送することにより、早期にLPGガスの対応について、周知を図る。

③ 各事業所は、消費者に対し、災害時におけるLPGガスの緊急対応について周知を図る。

④ 市が開催する各種のイベントに積極的に参加し、一般の消費者に対して、災害時に燃料の確保が容易なLPGガス自動車とLPGガス発電機の普及啓発に努める。

第3 電気通信施設の整備等

災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする電気通信施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

1 西日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニ

ケーショ~~ンズ~~の取組

(1) 通信施設の強化

① 建物及び鉄塔

建物は、耐震・耐火構造とするほか、周辺の諸条件により保護施設（水防壁、水防板等）を設置している。

② 電力設備

ア 停電対策用予備エンジンの設置、整備及び長時間容量蓄電池の設置

イ 電力用各種装置の災害対策の整備、充実

③ 通信設備

ア とう道（共同溝を含む）網の拡充

イ 通信ケーブルの地中化の推進

ウ 地下埋設物等、注意標識板の整備・充実

エ 災害対策機関の２ルート化推進

オ 主要な伝送路の多ルート構成、或いはループ化

カ 中継交換機及びＩＰ網設備の分散設置

(2) 災害対策用機材等の整備・点検

災害対策用機材として、通信途絶防止用無線網の整備を図るとともに、災害対策用機器の整備・充実を図る。

① 通信途絶防止用無線網の整備

ア 可搬型無線機（TZ-403D）、可搬型デジタル無線方式（11P-150M）

② 災害対策用機器の整備・充実

ア 応急復旧ケーブル

イ 非常用可搬型デジタル交換装置、汎用多重化装置、衛生車載局、ポータブル衛星通信システム

③ 移動電源車、可搬型発動発電機

④ 排水ポンプ

⑤ 復旧機材の備蓄

(3) 防災訓練の実施

① 災害発生に備え、災害対策機器の取扱方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災訓練等を計画的に実施するとともに、地方行政機関が主催する防災訓練に積極的に参加することとする。

② 演習の種類

ア 災害対策情報伝達演習

イ 災害復旧演習

ウ 大規模地震を想定した復旧対策演習

③ 演習の方法

ア 広域規模における復旧シミュレーション

イ 事業所単位での、かけつけ・情報伝達演習

ウ 防災機関における総合防災訓練への参加

2 KDDI ㈱の取組

(1) 防災に関する関係機関との連絡調整

各事業所においては、必要に応じて市及び関係機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

(2) 社員の動員計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を円滑に行うため、社員の非常招集、非常配置等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。

(3) 社外関係機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社外関係機関に対し、応援の要請又は協力を求める必要があることを想定し、応援要員の派遣、燃料、食糧等の特別支給、交通規制の特別解除、資材等の輸送援助、通信用電源の確保等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。

(4) 防災に関する教育、訓練

① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にはにおいて、社員の安全の確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行できるよう、必要な教育を実施し、防災に関する知識の普及及び向上を図る。

② 防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生に係る情報の収集・伝達、災害対策本部等の設置、非常招集・参集、災害時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害応急復旧、災害対策用機器の操作、消防・防水、避難・救護等に関する防災訓練を毎年1回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図る。

③ 訓練実施に当たっては、被災想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行う。

3 ソフトバンク ㈱の取組

ソフトバンク ㈱は、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。

(1) 電気通信設備の現況

大規模災害発生に備え、通信サービスの確保ができるように、防災体制を整えるとともに、関係機関との緊密な連携を図り、災害に備えた対策と指針づくりを実施することとする。

① 停電対策

基地局やネットワークセンターには、停電時も安定した通信を確保できるよう、予備電源や非常用発電設備を設置。また、重要拠点については燃料タンクを設置し、さらに燃料優先給油契約により円滑な燃料供給体制をとることとする。

② 伝送路対策

ネットワークセンター間及び複数の基地局の通信を通す基幹伝送路は、線路の冗長化や迂回路を用意して、通信が確保されるような対策を実施することとする。

(2) 自主保安体制の構築

① 対応マニュアルの徹底

速やかなサービス復旧が実現できるよう、対策（災害対応マニュアルの策定、緊急連絡網の整備等）を確立することとする。

② 非常時体制の編成と連絡網の整備

災害発生時に、ネットワーク障害に即応できる体制を編成して万一来臨に備えることとする。

③ 災害対策用設備及び防災備蓄品の配備

災害時に通信サービスの早期復旧を図るため、各地に災害対策用設備、復旧資材、予備品等を確保することとする。

(3) 防災訓練の実施

実際の災害を想定した訓練を実施し、訓練結果をネットワークの運用保守体制の見直し及び改善に反映し、協力会社との合同訓練も実施し、災害発生時には通信サービスの早期復旧を図れるよう訓練することとする。

4 楽天モバイル㈱の取組

(1) 関係機関との連絡調整

災害対策を円滑に実施するために、電気通信事業者として、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、平素から社外関係機関と密接な連携を行う。

① 本社における対応

ア 総務省、内閣府及びその他関係政府機関並びに関係機関と防災業務計画に関し連絡調整を図る。

イ 災害時には国に設置される災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。

ウ 円滑な災害復旧、重要通信の確保等を図るため、地域の統括・調整機能を発揮する。

② 地域における対応

ア 当該区域を管轄する関係機関、地方公共団体と防災業務計画に関し連絡調整を図る。

イ 平常時には当該地方公共団体の防災会議等と、また災害時には党が一合公共団体の各災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。

(2) 通信設備等の高信頼化

電気通信設備等の防災設計を行い、災害が発生した場合においても通信を確保するために、主要な伝送路を多ルート構成又はリング構成とする等、通信網の整備を行う。

(3) 重要通信の確保

災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラフィックコントロールを行い電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。

(4) 災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、災害を迅速に復旧するために保管場所を定め、通信機器、運搬用車両その他災害対策用機器等を配備する。

(5) 防災に関する教育、訓練

災害の発生又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行しうよう、防災に関する教育を実施する。また、防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、災害予報・警報の伝達、通信疎通確保及び災害対策用機器の操作等の防災訓練を実施する。

第4 水道施設の整備等

地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする水道施設の整備と、それに関連する防災対策について定める。水道事業者は、以下のとおり進める。

1 水道施設の整備

震災による断水・減水をできるだけ少なくするため、重要施設について被災を最小限に留めるための計画をたて、施設の新設・拡張・改良計画にあわせて計画的に整備を進める。

(1) 重要度の高い基幹施設

- ① 浄水場、配水池等の構造物
- ② 主要な管路

(2) 防災上重要な施設

- ① 避難所、救急病院
- ② 社会福祉施設

(3) 水道施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な施設

- ① 情報伝送設備
- ② 遠隔監視・制御設備
- ③ 自家発電設備

2 水道施設の保守点検

水道施設の維持管理に当たり、取水、導水、浄水、送水、配水施設等の巡回点検を行う。

また、災害発生時に万一被災した場合には、生活インフラ事業者・関係機関等と連携強化を図り、迅速な復旧に努める。

3 水道施設の更新等

耐震性診断、立地条件等を勘案の上、老朽施設（管路）を、次のような施設へ計画的に更新する。

- (1) 耐震性の高い管材料の採用
- (2) 耐震性伸縮可撓継手の採用

4 断水対策

基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水区域ブロック化（緊急性遮断弁の設置）による被害区域の限定化を図る。

5 図面の整備

緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。

6 系統間の相互連絡

導水管路・送水管路及び配水幹線が災害で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

7 「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく相互応援活動

県内の各市町及び各水道事業体において締結された「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」をはじめ、「災害発生時における日本水道協会関西支部内の相互応援に関する協定」に基づき、災害対策資機材の備蓄状況などの災害対策に関する情報交換や連絡方法等、必要な事項の協議及び調整を定期的に行い、災害時における相互応援活動が円滑に行われるよう努める。

8 水道災害対策行動指針等の作成

応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成するよう努める。

9 災害時用の資機材の整備

必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておく。

10 教育訓練及び平常時の広報

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災担当と連携して、平常時から、次の事項を中心とした教育訓練等を実施する。

(1) 職員に対する教育及び訓練

① 教育

防災体制・災害救助措置などに関する総合的かつ計画的な研修会・講習会の開催

② 訓練

動員・行動計画に基づく訓練

(2) 市民に対する広報及び訓練

① 広報

事前対策及び災害対策、飲料水の確保、給水方法の周知徹底、水質についての注意、広報の方法

② 訓練

給水訓練等

第5 下水道施設の整備等

地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする下水道施設の整備と、それに関連する防災対策について定める。

下水道施設管理者は、地震発生時において下水道がその機能を保持できるよう「下水道

の地震対策マニュアル」((公社) 日本下水道協会) に基づき、以下の対策を講じる。

1 下水道施設の耐震化

「下水道施設の耐震対策指針と解説」((公社) 日本下水道協会) に基づき、新設・増設施設について次の点を主眼に耐震設計を行う。

また、既存施設についても同様に耐震性の診断を行い、現況を分析把握し、計画的に整備を進める。

- (1) 新基準に基づく耐震構造計算の実施
- (2) 耐震性の高い材料の採用
- (3) 伸縮可撓継手の採用

2 災害時における機能確保

下水道施設が被害を受けた場合の機能の全面的な停止を防ぐため、施設のネットワーク化による広域的な排水能力の共有や施設の複数系列化などにより機能確保に努める。

- (1) 重要な管渠の2条化
- (2) ネットワーク幹線の整備
- (3) 施設の複数化
- (4) 自家発電設備の整備
- (5) 用水供給設備の整備

3 下水道施設の保守点検

下水道施設の地震被害を軽減するとともに、被害の発見及び復旧を迅速に行うため、施設の現状を把握しておくとともに、平常時の巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所等の改善を実施する。また、必要に応じて災害対策を講じておく。

- (1) 下水道台帳の整備
- (2) 既往災害履歴の作成
- (3) 耐震点検
- (4) 日常点検保守
- (5) 被災の可能性が高い箇所の把握

4 災害時用の資機材の整備

緊急措置及び応急復旧に必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておく。

5 教育訓練及び平常時の広報

地震発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災担当と連携して、平常時から教育訓練及び市民に対する広報等を実施する。

第 3 編 災害応急対策計画

＜目次＞

第1章 基本方針	126
第1 迅速な災害応急活動体制の確立	126
第2 円滑な災害応急活動の展開	126
第2章 迅速な災害応急活動体制の確立	128
第1節 応急活動体制	128
第1 配備体制	128
第2 連絡・警戒体制	128
第3 災害対策本部	129
第2節 情報の収集・伝達及び報告	139
第1 情報収集・伝達手段の確保	139
第2 地震情報等の収集伝達	140
第3 被害情報の収集・調査	141
第4 被害状況報告	142
第5 施設等の被害調査	144
第6 被災者支援のための情報の収集・活用	145
第3節 防災関係機関等との連携促進	147
第1 自衛隊への派遣要請	147
第2 関係機関との連携	150
第4節 災害救助法の適用	153
第3章 円滑な災害応急活動の展開	156
第1節 消火活動等の実施	156
第1 地震火災の消火活動	156
第2 水防活動	157
第2節 救助・救急、医療対策	158
第1 人命救出活動	158
第2 救急医療活動	158
第3 医療・助産対策	160
第3節 交通・輸送対策	162
第1 交通確保対策	162
第2 緊急輸送対策	163
第3 ヘリコプターの運航	164
第4節 避難対策	167
第1 避難指示	167
第2 避難誘導	168
第3 警戒区域の設定	168
第4 避難所の開設	169
第5 避難所の運営	169
第6 避難所設備の整備	173

第5節	住宅の確保	175
第6節	食料・飲料水及び物資の供給	178
第1	食料の供給	178
第2	応急給水	179
第3	緊急物資の供給	180
第7節	保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等	182
第1	健康対策	182
第2	食品衛生対策	183
第3	感染症対策	183
第4	遺体の火葬等	184
第8節	生活救援対策	186
第9節	要配慮者支援対策	187
第10節	愛玩動物の収容対策	190
第11節	災害情報等の提供と相談活動	191
第1	災害広報	191
第2	災害相談	192
第3	災害放送の要請	193
第12節	廃棄物対策	195
第1	ガレキ処理	195
第2	ごみ処理	195
第3	し尿処理対策	196
第13節	環境対策	198
第14節	災害ボランティアの要請・受入れ	199
第15節	鉄道施設の応急対策	201
第16節	ライフラインの応急対策	202
第1	電力の確保	202
第2	ガスの確保	206
第3	電気通信の確保	208
第4	水道の確保	213
第5	下水道の確保	214
第17節	教育対策	217
第18節	保育対策	219
第19節	警備対策	220
第20節	旅客、帰宅困難者対策	221
第21節	農林関係対策	222
第22節	公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策等	224
第1	土砂災害	224
第2	道路	224
第3	河川	224
第4	ダム	225

第 5	ため池	225
第 6	森林	225
第 7	農地・農業用施設	225
第 8	宅地	225
第 9	建築物等	226
第 10	公園	226
第 11	危険物対策	226

第1章 基本方針

市が実施する災害応急対策は、次の考え方を基本とする。

第1 迅速な災害応急活動体制の確立

災害応急対策を迅速に展開するため、市その他の防災関係機関の緊急時の組織体制、情報の収集・伝達体制を確立するとともに、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制を明示する。

- (1) 応急活動体制
- (2) 情報の収集・伝達
- (3) 防災関係機関等との連携促進
- (4) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用

第2 円滑な災害応急活動の展開

災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に、マニュアル性や職員の安全性も考慮しつつ、対策内容を点検、整備のうえ明示する。

なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、災害が発生するおそれがある段階も含めて時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。

こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示すと次のとおりである。

災害応急対策の主な流れ

時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容
初動対策	・災害対策本部の設置 ・災害対策要員の確保 ・被害情報の収集・分析・伝達 ・通信手段・情報網の確保 ・防災関係機関との連携	・災害情報の提供、広報活動の実施 ・災害救助法の適用 ・人命救出・救助活動、救急医療活動の実施 ・消火等被害拡大防止活動の実施 ・要配慮者等の安全確保対策の実施 ・避難対策の実施 ・食料、物資の供給、応急給水の実施 ・ライフライン応急対策の実施 ・交通規制等交通の確保対策の実施 ・緊急輸送道路の確保等、緊急輸送対策の実施
緊急対策 （発災後 1日程度 以降）	災害の規模、態様及び時間経過に応じた対応体制の整備を図る	・各種相談窓口の設置 ・被災者への生活救援対策の実施 ・災害ボランティアの受入環境整備 ・土木施設復旧及び二次災害防止対策の実施 ・感染症対策等保健・衛生対策の実施 ・遺体の火葬等の実施 ・学校における教育機能回復等の教育対策の実施
応急対策 （発災後 1週間程度 以降）		・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施 ・ガレキ、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施 ・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施

- (1) 消火活動等の実施
- (2) 救助・救急、医療対策の実施

- (3) 交通・輸送対策の実施
- (4) 避難対策の実施
- (5) 住宅の確保
- (6) 食料・飲料水及び物資の供給
- (7) 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施
- (8) 生活救援対策の実施
- (9) 要配慮者支援対策の実施
- (10) 愛玩動物の収容対策の実施
- (11) 災害情報等の提供と相談活動の実施
- (12) 廃棄物対策の実施
- (13) 環境対策の実施
- (14) 災害ボランティアの要請・受入れ
- (15) 鉄道施設の応急対策の実施
- (16) ライフラインの応急対策の実施
- (17) 教育対策の実施
- (18) 保育対策の実施
- (19) 警備対策の実施
- (20) 旅客、帰宅困難者対策の実施
- (21) 農林関係対策の実施
- (22) 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策等の推進
- (23) り災証明の発行

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

災害応急対策を円滑に展開するために必要な体制及び計画について定める。

第1節 応急活動体制

地震による被害を最小限に止め、災害応急対策を迅速かつ適確に実施するための活動体制について定める。

第1 配備体制

地震災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、状況に応じて次の配備体制及び配備基準により、災害警戒及び応急対策にあたる。

■ 配備態勢及び配備基準

基準震度	体制	配備	備 考
震度 3	連絡体制	警戒配備	自動参集 ※ 震度 4 参集の警戒配備員は、市内の状況を確認し、異常が確認された場合は、防災課へ連絡をするとともに、必要に応じて登庁し、対応にあたる。
震度 4	連絡体制	警戒配備	自動参集 ※ 1・2 号配備職員自宅等待機 →状況により自主登庁、参集指示あり
震度 5 弱	災害警戒体制	1 号配備	自動参集 ※ 2・3 号配備職員自宅等待機 →状況により自主登庁、参集指示あり
震度 5 強	災害対策本部	2 号配備	自動参集 ※ 3 号配備職員自宅等待機 →状況により自主登庁、参集指示あり
震度 6 弱 以上	災害対策本部	3 号配備	自動参集

※ 1 基準震度は、3 観測局（加東市社、河高、天神）の内最大の震度とする。

※ 2 参集場所をあらかじめ指定された職員以外は、原則、勤務地に参集するものとする。

第2 連絡・警戒体制

市内において震度 5 弱以下の地震が観測されたときは、災害連絡・警戒体制をとり情報収集等にあたる。

1 連絡体制

震度 4 以下の地震が観測され、被害の生じるおそれのある場合は、予め指定した職員（連絡要員）により以下の事務を処理する体制を整える。

- (1) 緊急連絡に備える。
- (2) 情報の収集及び整理をする。
- (3) 市民等からの問い合わせに対処する。
- (4) 状況に応じ体制を拡大又は縮小を検討する。
- (5) 市長等に報告する。
- (6) 関係機関及び関係者間の情報連絡、収集、調整を行う。

2 警戒体制

震度 5 弱の地震が観測されたとき及び震度 4 以下の地震により小規模な被害が生じた場合は、予め指定した職員（警戒要員）により連絡体制の事務を処理する他、以下のことを検討する体制を整える。

- (1) 応急活動配備体制等について
- (2) 応急対策活動の実施について
- (3) 関係施設等の予防措置の実施について
- (4) 災害対策本部の設置について
- (5) 配備体制の解除について

3 体制の解除

災害対策本部を設置したとき及び被害の生じるおそれなくなったとき。

第 3 災害対策本部

市内において震度 5 強以上を観測したときは、直ちに災害対策本部を設置する。

1 設置場所

災害対策本部は、庁舎内に設置する。

庁舎が被災し使用できない場合、次の順位のとおりとする。

- 〔第 1 順位〕 加東消防署
- 〔第 2 順位〕 旧滝野庁舎

2 指揮の権限

災害対策本部長は、市長とする。

災害対策本部の設置及び指揮は、本部長の権限により行われるが、本部長の判断を仰ぐことができない場合は、副市長、教育長、技監の順位でその職務を代理する。

3 本部会議

本部長は、災害応急対策に関する基本方針等を協議するため本部会議を開催するものとし、次の職にある者をもって構成する。

- （本部長） 市長
- （副本部長） 副市長、教育長、技監
- （本部員） 議会事務局長、秘書広報課長、まちづくり政策部長、総務財政部長、

市民協働部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、会計管理者、委員会事務局長、教育振興部長、こども未来部長、病院事業部事務局長、防災課長、加東消防署副署長、消防団長

4 本部体制

(1) 初動時における体制

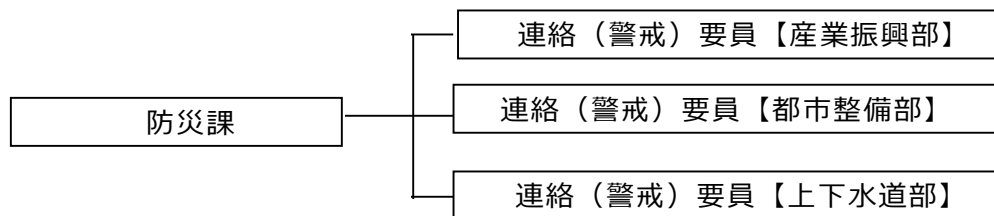
初動時における応急対策活動は、災害対策本部の事務分掌に基づく組織的な活動は困難であるため、別に定める体制で順次参集する職員により対応する。

(2) 災害対策本部体制

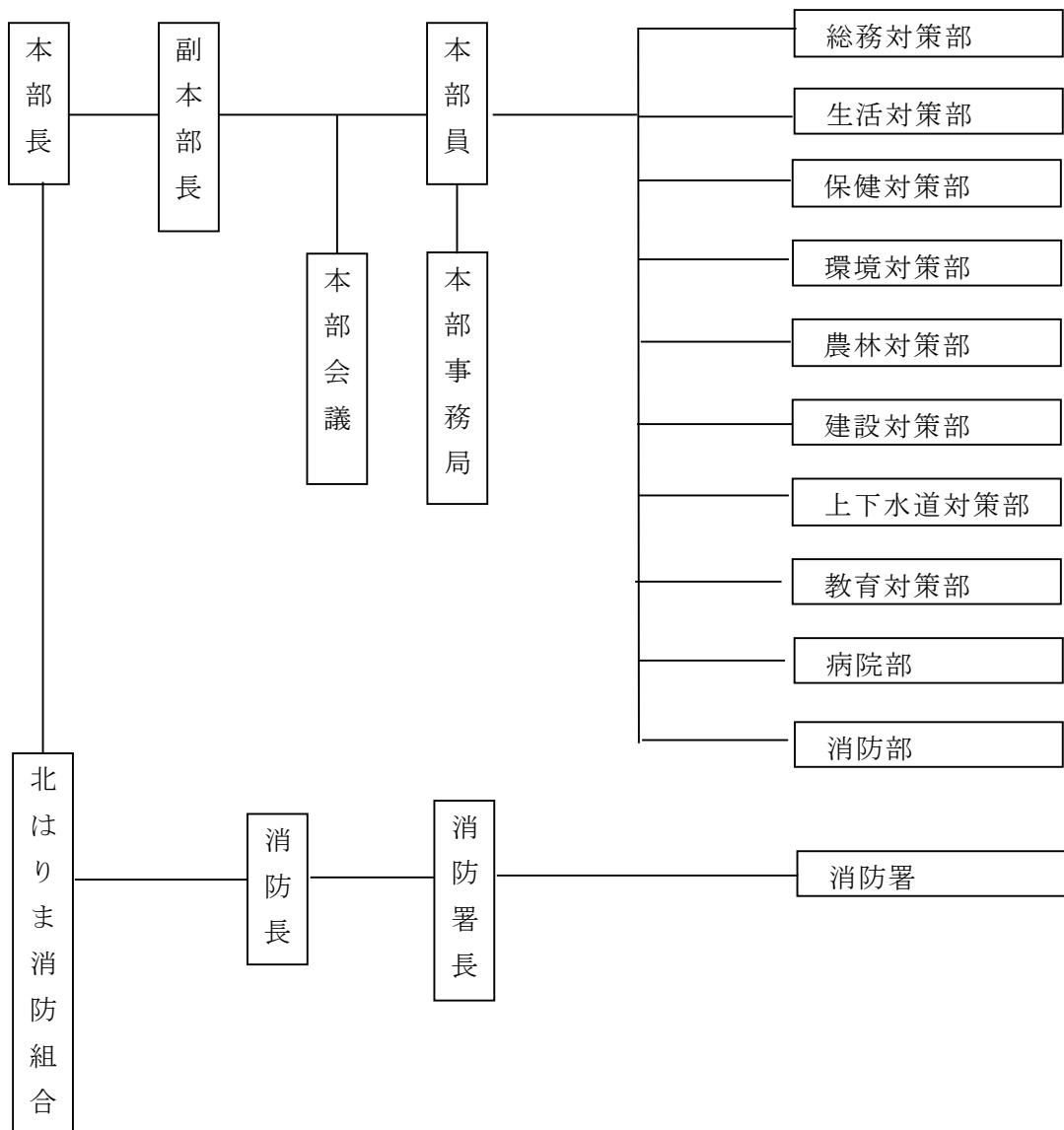
初動時の応急災害対策活動から、本部会議を経て順次組織的な災害対策本部体制に移行する。

■ 災害対策本部等組織

① 連絡体制・災害警戒体制（警戒配備・1号配備） ※震度4、震度5弱



② 災害対策本部（2号・3号配備） ※震度5強以上



■ 事務分掌

対策部	事 務 分 掌
本部事務局 部長 副市長 副部長 防災課長 担当課 防災課	(防災課) 1 災害対策本部の設置（廃止） 2 配備体制、その他本部命令の伝達 3 地震に伴う複合災害発生時の避難情報の発令 4 県、県警察本部、他の地方公共団体、自衛隊等関係機関との連絡調整及び応援要請 5 各部、各班との連絡調整等 ・重要事項の決定及び決定事項の各部への周知徹底 ・通信手段の確保・拡充 ・各部からの要請等処理 6 被害状況、応急対策実施状況の取りまとめ及び県への報告（取りまとめ結果の組織内、関係機関への報告） 7 本部会議の運営（活動方針、復旧活動等の検討・決定） 8 自主防災組織との連絡調整等 9 災害、気象情報並びに被害状況の収集 10 災害救助法の適用申請 11 防災功労者の顕彰等 12 その他本部業務の庶務
総務対策部 部長 総務財政部長 副部長 まちづくり政策部長 担当課等 議会事務局 秘書広報課 企画政策課 まちづくり創造課 デジタル推進課 人事課 総務財政課 管財課 税務課 会計課	(議会事務局) 1 市議会災害対策連絡協議会への報告、連絡調整並びに提出資料の取りまとめ 2 部内の応援 (秘書広報課) 1 本部長及び副本部長の秘書 2 災害視察者その他見舞者の応接 3 市ホームページへの災害専用サイト開設、運営管理 4 災害に関する市民への広報 5 C A T Vによる広報 6 C A T V関連施設の被害状況把握及び機能確保 (企画政策課・まちづくり創造課) 1 報道機関との連絡調整及び災害情報の伝達 ・資料の作成及び情報提供、報道機関対応全般 ・記者会見設定等 2 被害状況の写真による記録及び災害応急対策状況の記録 3 災害復興計画の総合的な企画 4 部内の応援 (人事課) 1 職員の動員、各部の配置調整 2 災害派遣職員、自衛隊受入れに伴う後方支援業務 3 各部の動員状況及び災害対策従事職員等の健康管理、被災救援など後方支援業務 4 災害救助、救援のための作業員等の雇用 5 他機関への職員等派遣要請及び応援職員の厚生 6 職員被災状況の情報収集

対策部	事 務 分 掌
	(総務財政課・デジタル推進課) 1 災害情報の収集（被害状況等の収集及び報告等） ・地震情報、気象情報 ・道路、土木施設、電気、電話、ガス、水道、鉄道被害 ・各部からの報告、本部要請事項 ・避難状況 2 国、県に対する要望事項等被害関係資料の取りまとめ 3 市所有の情報システムの機能確保 4 災害対策本部設置に伴う情報通信機器整備の補助 5 義援金、救援物資の配分 6 応急対策に要する資金の調達 7 災害対策の予算及び財政計画 (管財課) 1 災害時優先電話の確保 2 災害対策物資、資材の調達及び配送 3 車両の調達・確保及び緊急輸送の確認（公用車管理含） 4 庁舎及び市有財産の被害調査、応急対策 5 庁舎内及び周辺の警備 6 災害応急工事の契約等 7 物的支援の受入れに対する対応 (税務課) 1 被災家屋及び土地等の被害調査（認定） 2 被災者台帳の作成及び被災証明書発行 3 被害に対する市税の減免及び徴収猶予 4 市税全般の相談 5 税に関する各種申請窓口の設置 6 部内の応援 (会計課) 1 災害対策に必要な現金の出納 2 災害関係費支出命令審査及び出納 3 見舞金、義援金等の出納（受入れ） 4 部内の応援

対策部	事 務 分 掌
生活対策部 部長 健康福祉部長 副部長 福祉総務課長 担当課 福祉総務課 社会福祉課 高齢介護課 人権協働課	(福祉総務課) 1 民生委員及び児童委員へ要配慮者の支援要請 2 福祉避難所の開設及び運営等 3 ボランティアの受入れ及び調整 4 社会福祉協議会との連携によるボランティアセンターの立ち上げ及び連絡調整 5 災害見舞金、死亡弔慰金及び災害援護金等の給付 6 生活必需品及び物資の支給に関する事務 7 生活福祉資金等の融資 8 災害援護資金の貸付 9 福祉関係災害状況の収録及び応急対策実施の取りまとめ 10 各種申請窓口の設置 (社会福祉課・高齢介護課) 1 避難所の開設及び運営等（教育対策部と連携して運営） 2 避難者の誘導、収容 3 要配慮者等の救援 4 被災者に対する食料品の調達、配給 5 被災者に対する生活必需品の確保及び配給 6 救援物資の受入れ及び配送 7 炊き出し、学校給食施設との連絡調整 8 避難者の情報の取りまとめ及び管理 9 行方不明者の捜索、情報管理等 10 被災者の保険料免除（介護保険料）及び各種給付金の支払い 11 被災者の生活（福祉）相談 12 その他被災者生活救援対策 (人権協働課) 1 避難所運営に係る区長（自治会長）への協力要請 2 避難所運営への男女共同参画の視点の反映 3 部内の応援
保健対策部 部長 委員会事務局長 副部長 健康課長 担当課 健康課 委員会事務局	(健康課) 1 医師会及び医療機関、健康福祉事務所等との連絡調整 2 医療ボランティアの受入れ及び調整 3 医療機関等の被害調査及び応急対策 4 医療救護本部設置の検討 5 応急救護所の設置支援 6 傷病者名簿等の作成 7 保健衛生用資機材の調達 8 保健医療情報の収集 9 広域的な救急搬送受入れ先としての後方支援病院の確保 10 保健衛生、感染症の予防対策 11 防疫活動（資機材、薬剤調達） 12 食品衛生及び食中毒の予防 13 被災者の心のケア対策及び健康管理 (委員会事務局) 1 部内の応援

部	事 務 分 掌
環境対策部 部長 市民協働部長 副部長 生活環境課長 担当課等 生活環境課 市民課 保険医療課	(生活環境課) 1 環境衛生施設等の被害調査及び環境対策 2 応急仮設トイレの設置及び管理 3 し尿の緊急汲み取り 4 愛玩動物の収容、保護、情報提供等 5 災害に伴う水質汚濁等、公害に係る調査及び防止対策 6 災害廃棄物対策 (市民課) 1 災害窓口相談対応等 2 各種申請窓口の設置 3 遺体の収容及び処置、火葬等 4 部内の応援 (保険医療課) 1 医療保険制度等の一部負担金等の減免及び徴収猶予 2 部内の応援
農林対策部 部長 産業振興部長 副部長 農地整備課長 担当課等 農政課 農地整備課 商工観光課	(農政課・農地整備課) 1 警戒パトロール実施（土砂災害警戒区域含） 2 ため池の被害調査及び応急対策 3 農林施設、山地の被害調査及び応急対策 4 治山施設の被害調査及び応急対策 5 農畜産物及び施設の被害調査及び応急対策 6 作物、家畜の伝染病の予防、防疫、処理等 7 農林業関係機関及び団体との連携の総合調整 8 農林関係災害状況及び応急対策実施状況の収録 9 被災農家に対する農業共済金の支払 10 農作物の種子（苗）の確保及びあっせん 11 被災農畜産業者に対する資金の融資 12 穀物の調達 (商工観光課) 1 観光客の安全確保 2 救助救援物資、資機材確保、調達、配布 3 観光施設の被害調査及び応急対策 4 商工業被害等の調査 5 商工業関係機関及び団体との連絡調整 6 被災者の雇用の促進要請 7 中小企業等の災害復旧資金の融資 8 部内の応援

部	事 務 分 掌
建設対策部 部長 都市整備部長 副部長 土木課長 担当課 都市政策課 土木課	(都市政策課・土木課・加古川整備推進室) 1 警戒パトロール実施（土砂災害警戒区域含） 2 がけ地、急傾斜地等の災害対策及び応急復旧 3 管理施設の被害調査及び応急対策 4 建設業者等への協力要請 5 住家、人の被害調査（認定） 6 被災建物の応急危険度の判定 7 交通規制の指示及び実施 8 応急対策用資機材の調達 9 公共施設に関する被害調査及び応急対策 10 仮設道路の建設、障害物除去、交通規制等応急交通・緊急輸送対策等 11 応急仮設住宅の建設 12 民間住宅等のあっせん等住宅確保 13 被災住宅に係る支援 14 被災施設等の本復旧の実施及び実施方法の検討 15 住宅金融支援機構融資のあっせん指導検討 16 災害救助法による住宅の応急修理
上下水道対策部 部長 上下水道部長 副部長 管理課長 担当課 管理課 工務課	(管理課・工務課) 1 上下水道施設、給配水管等の被害調査、応急対策及び災害復旧及びその記録 2 緊急時の活動用水供給 3 飲料水確保及び供給 4 上下水道施設の被害状況、応急対策実施状況の調査 5 応急給水計画の作成及び実施 6 資機材等の調達 7 水質検査等の実施 8 浸水対策 9 排水施設の管理及び運転 10 水道料金等の減免及び徴収猶予 11 その他上下水道事業者及び上下水道関係業者、団体との連絡

部	事 務 分 掌
教育対策部 部長 教育長 副部長 教育振興部長 こども未来部長 担当課等 教育委員会各課	(教育委員会各課) 1 施設利用者の安全確保の指示 2 避難所の開設及び運営（生活対策部と連携して運営） 3 所管施設の被害調査及び応急対策 4 被災者に対する炊き出し等の協力 5 被災者に対する救援物資の配布 6 園児、児童、生徒の被害調査及び安全対策 7 学校、P T Aとの連絡調整及び協力要請 8 避難者の情報の取りまとめ及び管理 9 学校給食施設との連絡調整 10 県教育委員会及び関係機関への報告 11 災害による応急教育施設及び教育の確保 12 災害救助法による学用品の給与 13 園児の保護及び応急保育 14 被災園児、児童、生徒の保護・援護 15 被災者に対する保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免措置等の検討、対応 16 文化財等の被害調査及び応急対策
病院部 部長 病院事業管理者 副部長 病院事業部事務局長 担当課等 病院各課	(病院各課) 1 負傷者の治療 2 医療救護 3 応急救護所の設営等 4 死体の検案等 5 医療用資機材等の調達及び要請 6 近隣医療機関への応援
消防部 部長 消防団長 副部長 消防団副団長 担当課等 消防団	(消防団) 1 警戒パトロール実施 2 警戒及び防御 3 消火、救護、救出 4 情報収集、伝達 5 災害状況報告の整理 6 消防団の出動及び連絡調整 7 資機材の確保、配分及び輸送 8 行方不明者の捜索 9 消防団員の被災状況調査

【各部共通事項】

- 1 所属職員の動員連絡に関すること
- 2 災害対策事務に係る部内の連絡調整に関すること
- 3 各所管施設等の防災活動、応急復旧に関すること
- 4 所管事務に係る被害状況及び災害対策実施状況の収集、報告等に関すること
- 5 所管事務に係る人員及び物資の輸送に関すること
- 6 民間団体及び市民の協力に関すること

- 7 他部等への応援協力に関する事
- 8 施設利用者の安全確保に関する事

5 現地災害対策本部

本部長は、現場における拠点が必要な場合は、災害対策基本法第 23 条の 2 第 5 項及び加東市災害対策本部条例第 4 条の規定に基づき、災害発生現場に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置することができる。

現地災害対策本部の長は、本部会議で定める。

市長は、地方自治法第 153 条に基づき、その権限に属する事務の一部を現地災害対策本部長に委任する。

- (1) 市町村長の避難の指示等（災害対策基本法第 60 条、市長の権限）
- (2) 市町村長の警戒区域設定権等（災害対策基本法第 63 条、市長の権限）
- (3) 通行の禁止又は制限（道路法第 46 条、道路管理者の権限）

6 災害対策本部の廃止

本部長は、災害の発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止する。

なお、災害の規模等により、事後処理を必要とする場合は、関係課等において継続して対処する。

第2節 情報の収集・伝達及び報告

地震災害の応急対策を行う上で重要な資料となる情報の収集及び伝達、被害の調査及び報告について定める。

第1 情報収集・伝達手段の確保

1 通信機能の確保

通信設備の機能維持を図り、防災関係者間の通信及び市民等への広報手段を確保する。

主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話、FAX、ホームページ、CATV（TV映像をいう。以下同じ）	災害対策本部～防災関係機関・市民等
	災害時優先電話	
	防災気象情報提供システム	神戸地方気象台～災害対策本部～市民等
	加東市防災気象情報サイト	気象会社～市民等
有線／無線	兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）	災害対策本部～消防本部・県・近隣市町・防災関係機関
無線	兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）	災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関
	携帯電話	災害対策本部～災害現場
	かとう安全安心ネット エリアメール・緊急速報メール	災害対策本部～市民等
	Lアラート	災害対策本部～放送局・アプリ事業者等のメディア～市民等
	防災行政無線（同報系）	災害対策本部～市民等
	簡易デジタル無線	災害対策本部～災害現場

2 代替通信手段の確保

市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じる場合は、次の代替通信手段を確保する。

(1) 災害時優先電話の利用

市役所に設置している災害時優先電話を活用する。

(2) 非常・緊急通話の利用

災害時優先電話により、市外局番なしの「102」をダイヤルし、西日本電信電話㈱のオペレーターに非常・緊急通話の利用を申し込む。

(3) アマチュア無線の協力要請

兵庫県無線赤十字奉仕団等に、無線通信による通信協力を要請する。

第2 地震情報等の収集伝達

1 地震情報の収集

地震を覚知した場合、速やかに全国瞬時警報システム（J-ALERT）、フェニックス防災システム、インターネット、テレビ、ラジオ等で、地震情報を確認する。

地震情報の種類（気象庁）

種類	発表基準	内容
緊急地震速報（警報）	震度4以上	最大震度5弱以上の揺れが予想されたとき強い揺れ（震度4以上）が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表
緊急地震速報（予報）	震度3以上	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分、本市は「兵庫県南東部」に当たる。）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上でかつ、津波警報等を発表していない場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表

情報		なお、震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
長周期地震動に関する観測情報	震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報や、顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表
推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図形情報として発表

2 震度情報の伝達

震度 4 以上の地震を確認した場合、必要に応じて市民や所管施設の利用者等に伝達する。

第 3 被害情報の収集・調査

1 被害状況の収集

市民、地区（自治会）、自主防災組織、消防団、北はりま消防本部、各部班その他関係機関から地域における被害情報を収集する。

収集すべき主要な情報は、次のとおりである。

- (1) 人的被害状況
- (2) 家屋被害状況
- (3) 火災状況
- (4) 道路状況（道路陥没・亀裂、がけ崩れによる道路障害、落橋等）
- (5) 交通機関の運行状況

- (6) 防災関係機関の地震防災応急対策状況
- (7) ライフラインの状況（電気・ガス・上（下）水道・通信等）
- (8) 公的施設の被害状況
- (9) その他災害に関する各種の情報、資料等

2 情報の共有

被害状況及び応急対策実施状況等を取りまとめるとともに、県、警察、防災関係機関と情報交換を密接にし、情報の共有を図る。

3 点検・巡視等

地震発生直後は、地震の規模によっては、市及び防災関係機関は、担当地域や所管施設等の状況を点検・巡視する。市は、北はりま消防本部と連携を図りながら、必要に応じ重要防災箇所にパトロール班を編成・派遣し、速やかに情報を収集する。

点検・巡視中に、異常（土砂崩れ、落石、斜面の崩壊等）を発見したときは、直ちに本部に報告するとともに、重要情報（死者・重傷者の発生、河川の堤防の決壊や土砂崩れ等の前兆等）は、カメラ、スマートフォン等を活用して映像情報での報告に配慮する。

4 異常現象の通報等

災害が発生又は発生するおそれのある異常な現象（地割れ、斜面の亀裂、地すべり、落石、漏水等）を発見した者は、市長又は警察に通報するものとする。

異常現象等の発見又は災害発生の連絡を受けた場合は、神戸地方気象台及びその事象に関係のある機関に通報すると共に、必要に応じて市民に周知する。

第4 被害状況報告

1 報告基準

地震により以下の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告する。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致する災害
- (2) 災害対策本部を設置した災害
- (3) 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害
- (4) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害（市内で震度4以上を記録した地震、又は市内で被害を生じた地震）
- (5) (1)又は(2)に定める災害になるおそれのある災害

2 報告系統

県に災害状況を報告する。自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努める。

通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、直接消防庁に報告する。

ただし、その場合にも県との通信確保に努め、報告済の連絡をする。

3 報告手段

災害情報の報告は、以下の手段による。

- (1) 災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災端末に情報を入力する。
- (2) あらかじめ県が指定する時間ごとに災害情報を取りまとめ、フェニックス防災端末に入力する。
- (3) 必要に応じて有線若しくは無線電話又はファクシミリなども活用する。
- (4) 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、西日本電信電話㈱災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用する。
必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。
- (5) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。

4 報告内容

(1) 緊急報告

- ① 庁舎の周辺の被災状況を県に報告する。報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。なお、緊急の場合には口頭報告で行う。
- ② 地震が発生し、市内で震度5強以上を記録した場合は、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。
- ③ 火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、北はりま消防本部への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁及び県（災害対策本部及び地方本部経由）それぞれに対し報告する。
- ④ 市（水道管理者）は、水道の供給等に支障を来した場合、速やかに県にその状況を通報する。

(2) 災害概況即報

報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を県に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況並びに火災及び土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、把握できた範囲から、逐次、県に報告する。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県に報告する。

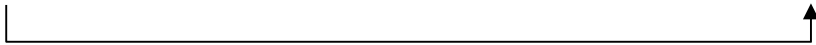
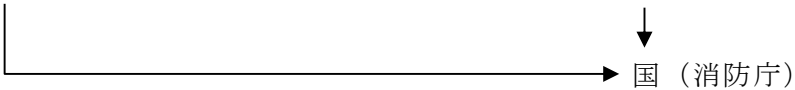
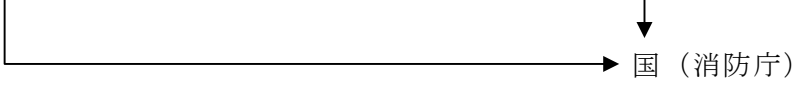
(3) 被害状況即報

被害状況に関する情報を収集し、県に報告する。

(4) 災害確定報告

応急措置完了後速やかに県に文書で災害確定報告を行う。

災害報告内容一覧

報告区分	報告系統及び使用様式 注：〔 〕は様式、 → はフェニックス防災システムの情報経路
緊急報告	加東市 → 県（地方本部） → 県（災害対策本部） → 国（消防庁）  ＊通報殺到時
災害概況即報	加東市〔災害概況即報〕 → 県（地方本部） → 県（災害対策本部）  ＊県への連絡が不能の場合
被害状況即報	加東市〔被害状況即報〕 → 県（地方本部） → 県（災害対策本部）  ＊県への連絡が不能の場合
災害確定報告	加東市〔災害確定報告〕 → 県（地方本部） → 県（災害対策本部） （文書）  国（消防庁）

第5 施設等の被害調査

1 所管施設の報告

災害の危険が解消した段階で、各施設の責任者は被害調査を行い、結果を本部に報告する。

2 被害家屋の調査

災害に係る住家の被害想定調査の実施体制を早期に確立し、被災者台帳を作成する。
 なお、市民等は家屋被害認定調査に協力し、地域内の被害状況や地理を説明する。

(1) 被害家屋調査の準備

被害状況の速報を基に次の準備を行う。

① 税務関係職員を中心とした調査員を確保する。

なお、市職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町及び民間団体への協力を要請する。

② 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。

③ 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備する。

(2) 被害家屋調査の実施

① 一次調査

被害家屋を対象に2人1組で被害程度（損壊程度及び被災家具等）を被災者から聴き取り、外観目視、実測等により調査する。

② 二次調査

一次調査で調査不能であったものや一次調査の結果に不服がある旨の申し出があったものを対象として、内部（建物）調査を含め実施する。

(3) 被災者台帳の作成

調査結果を基に、被災者台帳を作成する。

3 その他

車両等で移動した被災物にあっては移動に関与した者の確認を求めておく。

資 料

3-2 関係機関等の連絡先一覧

3-3 気象庁震度階級関連解説表

3-4 被害程度認定基準

3-5 調査事項・報告先一覧

3-6 県への要請事項・報告先一覧

第6 被災者支援のための情報の収集・活用

円滑な被災者支援のための情報の収集及び活用について定める。

1 内容

(1) 市民等からの問い合わせに対する回答

市は、必要に応じ、発災後速やかに市民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(2) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

（被災者台帳に記載する事項）

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 性別

- ・住所又は居所
- ・住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- ・援護の実施の状況
- ・要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ・電話番号その他の連絡先
- ・世帯の構成
- ・り災証明書の交付の状況
- ・市長が台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ・前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ・その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

(3) り災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

第3節 防災関係機関等との連携促進

地震による被害が大規模で、応急災害対策活動に応援を受ける必要があると認める場合における防災関係機関等に対する応援手続き等について定める。

第1 自衛隊への派遣要請

1 災害派遣要請の方法（市長 → 知事 → 自衛隊）

(1) 市長は、災害時において、人命及び財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、県民局長、警察署長等と十分連絡及び調整を行い、次の事項を明らかにして、自衛隊の派遣要請をすることについて知事に要求する。

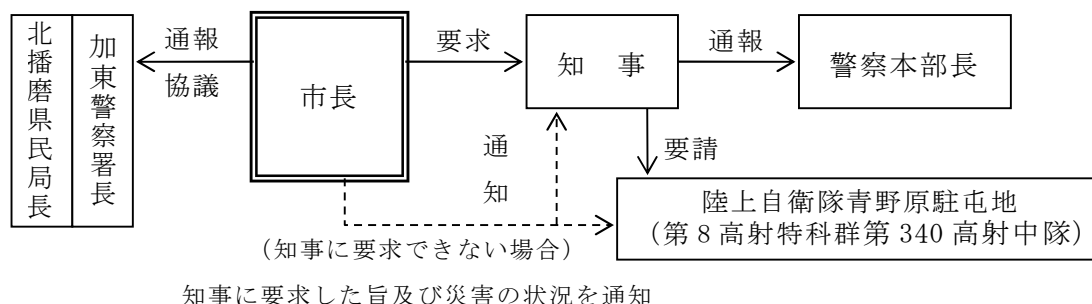
- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項
 - ア 要請責任者の職氏名
 - イ 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
 - ウ 派遣地への最適経路
 - エ 連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

(2) 市長は、通信の途絶等により、知事に対して前記(1)の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

この場合において、自衛隊は、その事態に照らし、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができることとされている。

(3) 市長は、前記(2)の通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

■派遣及び撤収要請手続経路



2 要請先等 ※連絡先等一覧

区 分		電話番号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	北播磨県民局	42-9308 FAX42-4704	
	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	(078)362-9900 (時間内外とも) FAX(078)362-9911～9912 (時間内外とも)	
	(災害対策本部未設置時) 災害対策課 (防災危機管理班)	(078)362-9988 FAX(078)362-9911～9912	(078)362-9900 FAX(078)362-9911～9912
自衛隊	陸上自衛隊青野原駐屯地 (第8高射特科群第340高射中隊)	(0794)66-7301 内線 232	

(注) 緊急文書をファクシミリで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実性を期すること。

3 受入れ準備

派遣を要請した場合、次の措置をとる。

- (1) 作業実施期間中の現場責任者の指定
- (2) 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備 (自衛隊の装備に係るものを除く。)
- (3) 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備

4 撤収要請

自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めるときは、知事に対し、災害派遣要請の方法に準じて、知事に撤収の連絡を行う。

5 活動内容

- (1) 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段による情報収集
- (2) 避難の援助
避難者の誘導、輸送等
- (3) 遭難者等の搜索救助
行方不明者、負傷者等の搜索救助 (通常、他の救援作業等に優先して実施)
- (4) 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積み込み等
- (5) 消火活動
利用可能な消防車等その他防火用具 (必要な場合は、航空機等) による消防機関への協力 (消火剤等は、通常、関係機関が提供)
- (6) 道路又は水路の啓開
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去
- (7) 応急医療、救護及び防疫
被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策 (薬剤等は、通常、派遣要請者が提供)

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）

(9) 給食、給水及び入浴支援

給食、給水及び入浴支援

(10) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物、不発弾等危険物の保安措置及び除去

(12) その他

その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

6 経費の負担区分

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担する。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費及び電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものを除く。）

7 自衛隊の基本方針

- (1) 自衛隊は、人命及び財産の保護のために行う応急救援・復旧のため、速やかに部隊を派遣できるよう平常時から県等関係機関と密接に連絡・協力して災害派遣を計画準備し、知事、海上保安本部長及び大阪空港事務所長（以下「知事等」という。）の要請により部隊等を派遣するものとされている。
- (2) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続きをとるものとされている。

〈 自主派遣の判断基準 〉

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- ② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町長から災害に関する通知、管轄の警察署長等から通報を受

け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合

③ その他災害に際し、上記①及び②に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

(3) 自衛隊の部隊等の長は、自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自らの判断により部隊等を派遣することになっている。

第2 関係機関との連携

1 関係機関等への応援要請

(1) 県への応援要請

市長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援又は応急措置の実施の要請を行う。(災害対策基本法第68条)

また、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関、特定公共機関、他の市町若しくは特定地方公共機関の職員の派遣についてあつせんを求める。(災害対策基本法第30条第1項及び第2項)

(2) 指定地方行政機関への応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関若しくは特定公共機関の長に対し、職員の派遣を要請する。(災害対策基本法第29条第2項)

(3) 他市町等への応援要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町長等に対し、応援を求める。(災害対策基本法第67条)

① 職員の応援派遣要請

災害応急対策及び災害復旧活動に必要があるときは、次の事項を明示し、職員の派遣を要請する。

なお、緊急の場合は電話、FAX等で連絡することとし、正式書類は早急に送付する。

ア 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由

イ 応援を必要とする期間

ウ 応援を希望する職種別人員

エ 派遣される職員の給与、勤務場所等

オ 活動内容

カ その他必要な事項

② 相互応援の範囲

ア 被災者の応急救助に係る職員の派遣及び所要施設の利用

イ 被災者の食糧、飲料水、その他の生活必需品の提供

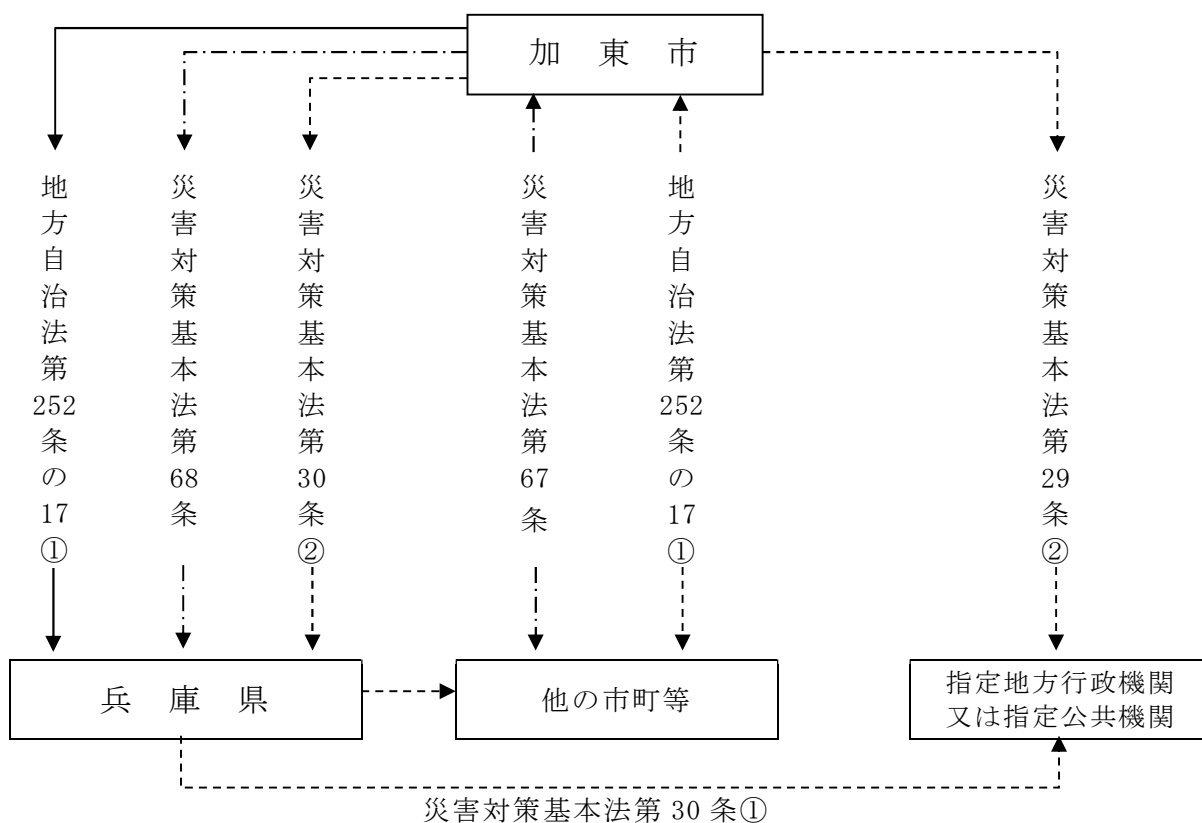
ウ 医療活動、感染症対策活動のための職員の派遣及び所要設備の利用及び医薬品等の提供

- エ 復旧のための土木系技術職員の派遣及び資機材の提供
- オ 廃棄物（し尿、ごみ）の収集運搬及び処理のための職員の派遣及び車両等の提供
- カ 通信施設及び輸送機関の確保のための職員の派遣及び資機材等の提供
- キ 上下水道施設の復旧のための職員の派遣及び車両並びに資機材の提供
- ク 消防職員の派遣
- ケ その他応急対策活動及び復旧活動に必要な職員の派遣

(4) 応援の受入れ

各部署からの応援要請に基づき応援隊を受け入れるとともに、応援隊の案内用の職員又は地図等の情報、及び応援先の災害状況等の情報を提供する。

法律に基づく支援要請系統図



- 注) ———▶ 全般的な相互応援協力要請
 - - - - -▶ 応援措置実施の要求
 - - - - -▶ 職員の派遣要請

2 消防機関の応援要請

(1) 大規模災害時における広域消防応援体制

- ① 兵庫県広域消防相互応援協定に基づく応援要請

消防長は、北はりま消防本部だけでは対応が困難な場合、兵庫県広域消防相互応援協定に基づき、連絡窓口の明石市消防本部に応援要請を行い、その後市長に報告する。

② 緊急消防援助隊の要請

市長は、災害の規模が大きく、兵庫県広域消防相互応援とあわせて更なる応援が必要な場合、知事に対して緊急消防援助隊の応援要請を行う。

③ 応援要請に関する連絡事項

応援要請を行う場合、次の事項を応援先に連絡する。

- ア 災害の発生場所及び被害概要
- イ 必要とする車両、人員及び資機材
- ウ アクセス路の状況（通行止め、通行規制等）
- エ 集結場所及び活動内容
- オ その他必要事項

④ 応援隊の誘導

応援隊の災害現場等への誘導については、北はりま消防組合加東消防署職員が行う。

(2) 関係機関との連携

消防及び警察は、市民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力する。

資 料

4-1 協定一覧

5-1 消防の体制

第4節 災害救助法の適用

一定の規模以上の地震災害が発生し、被災者が現に応急的な救助を必要としている場合は、災害救助法の適用を申請し、応急的、一時的な救助を行う。

1 適用基準

同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次のいずれかに該当するとき、知事により災害救助法が適用される。

(1) 災害が発生した段階の適用（法第2条第1項）

- ① 市の区域内で住家の滅失世帯数が60世帯以上（災害救助法施行令第1条第1項第1号）
- ② 県の区域内で、住家の滅失世帯数が2,500世帯以上に達し、かつ、市の区域内で住家の滅失世帯数が30世帯以上（災害救助法施行令第1条第1項第2号）
- ③ 県の区域内で住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合、又は住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離され、若しくは孤立している等のため生活必需品などの補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合（災害救助法施行令第1条第1項第3号）
- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当すること（災害救助法施行令第1条第1項第4号）
 - ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - イ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 災害が発生するおそれ段階の適用（法第2条第2項）

災害が発生するおそれがある場合において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、市内において被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする場合

2 滅失世帯数の算定

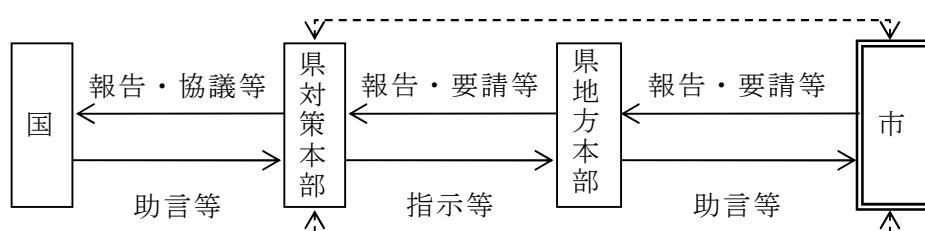
住家の滅失世帯数は、住家の被害程度に応じて、次のように換算する。

- ① 全壊（全焼・流失）住家1世帯は、滅失世帯数1
- ② 半壊（半焼）住家1世帯は、滅失世帯数1／2
- ③ 床上浸水や土砂の堆積で居住できない住家1世帯は、滅失世帯数1／3

3 適用手続

市長は、災害の規模が、(1)の基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、被害状況等を知事に報告する。

※参考（適用手続きの体系）



（注）破線は、緊急の場合及び補助ルート

4 救助内容

（1）実施項目

地域における公共の秩序を維持し、市民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施する。

ただし、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施する。

実施項目	実施期間
避難所の設置	7 日以内
応急仮設住宅の供与	2 年以内 (20 日以内に着工)
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	7 日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10 日以内
医療及び助産	14 日以内 分娩の日から7日以内
被災者の救出	3 日以内
被災した住宅の応急修理	1 ヶ月以内
学用品の給与	教科書等 1 ヶ月以内 文房具等 15 日以内
埋葬	10 日以内
死体の搜索及び処理	10 日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10 日以内

ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の設置とする（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む。）。

（2）防災関係機関

防災関係機関は、地域防災計画、災害救助法の定めるところにより、救助に必要な人員の確保、物資の調達等、救助活動の実施に際して、県、市等救助活動の実施関係機関に協力するものとされている。

（3）救助の応援

救助は、災害が発生した市及び県が行うものであるが、災害が大規模となり、救

助に必要な人員・物資・設備等の確保が困難な場合、他市町に応援を求める。

(4) 災害救助法による救助の基準

市長は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による基準で実施することが困難な場合、特別基準の適用を知事に要請する。

知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て基準を定めることができるとされている。

資 料

12-1 災害救助法による救助の基準

12-2 災害救助事務フローチャート

第3章 円滑な災害応急活動の展開

地震による火災その他の災害が発生した場合における、災害活動の展開について定める。

第1節 消火活動等の実施

地震災害による火災の発生に対する消火活動を行うための体制等について定める。

第1 地震火災の消火活動

1 消火活動の実施

北はりま消防本部は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に大規模な震災の場合は、最重要防災地域等の優先順位を定め迅速に対応する。

2 消防相互応援協定の運用

北はりま消防本部は、その消防責任を果たすため、隣接市との消防相互応援協定及び県広域消防相互応援協定の円滑な運用に努める。

3 他機関との連携

北はりま消防本部は、警察、自衛隊と相互に協力する。

4 救急搬送業務

北はりま消防本部は、災害時における要救助者の救急搬送等に当たり、必要に応じて、まずその市内の医療機関、運輸業者等の協力を求め、次に隣接市からの応援を求める。

5 消防計画

北はりま消防本部は、大規模火災発生時の消防力の効果的な運用を図るため、次のとおり活動体制を確立する。

(1) 重点目標

消防力の効果的な運用を図るため、防御活動の重点目標を次のとおりとする。

- ① 大規模火災の発生を未然に防止するため、火災の初期鎮圧と延焼防止
- ② 危険物施設に対する防御
- ③ 広域避難地に通じる避難路の火災に対する防御
- ④ 救急・救助
- ⑤ 情報活動
- ⑥ 広報

(2) 消防計画に定める基本的事項

大規模火災に対処するため、消防計画に定める基本的事項を次のとおりとする。

- ① 災害対策本部との業務分担に関する事項
 - ② 消防本部・消防署・消防団の業務分担に関する事項
 - ③ 職員の動員と編成・配置
 - ④ 通信網の確保に関する措置
 - ⑤ 情報収集等に関する体制
 - ⑥ 災害対策本部との連絡等に関する事項
 - ⑦ 警察をはじめ関係機関との連絡等に関する事項
 - ⑧ 重点防御に関する方針
 - ア 密集地の火災・危険物施設の事故等に対する措置
 - イ 避難経路の防御に対する措置
 - ウ 救護・救出に関する措置
 - ⑨ 広報に関する措置
- (3) 地震被害想定結果の活用
- 消防計画の作成にあたっては、地震被害想定結果を参考とする。

4 市民等の活動

- (1) 火気使用者
- 地震発生時に火気を使用している者は、出火を防止するため直ちに必要な措置をとるものとする。
- (2) 防火管理者等
- 多数の者が出入りする施設等の、防火管理者その他法令に定める防火等の管理に責任を有する者は、それら施設の消防計画等に基づき、従業員等に指示して施設の出火防止、避難の指示等に当たるものとする。
- (3) 市民及び自主防災組織
- 市民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

第2 水防活動

地震災害により、河川氾濫〔洪水〕等のおそれがある場合は、別に定める「加東市水防計画」により水防活動を行う。

第2節 救助・救急、医療対策

地震災害により被災した者の救出・救護活動、及び医療・助産活動に向けた対策について定める。

第1 人命救出活動

1 救出

- (1) 市は、必要に応じ、職員の動員と負傷者等の救出を実施する。
- (2) 救出活動が困難な場合、県に、可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請する。
 - ① 応援を必要とする理由
 - ② 応援を必要とする人員、資機材等
 - ③ 応援を必要とする場所
 - ④ 応援を必要とする期間
 - ⑤ その他必要な事項

2 行方不明者の搜索

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む。）を対象として搜索活動を実施する。行方不明者情報を収集し、行方不明者のリストを作成して、北はりま消防本部、警察、自衛隊等と連携して搜索する。

3 自主防災組織、事業所、市民等

自主防災組織、事業所の自衛防災組織、市民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努める。

- (1) 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見
- (2) 救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施
- (3) 警察、北はりま消防本部等への通報

4 その他

救出活動を実施する機関は、速やかで的確な救出活動を実施するため、定期的な相互連絡による情報交換を行う。

また、必要により救出活動に必要な人員、機材等について、「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、建設業者等に支援を要請する。

第2 救急医療活動

1 負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡

負傷者等の発見者又は事故等責任機関から第1報を受信した機関は、災害の状況（日時、場所、災害の状況及び死傷者の数）を直ちに北はりま消防本部及び関係機関に連絡するものとする。

2 現場から医療施設への負傷者等の搬送

(1) 負傷者等の発見を受信した搬送担当機関は、直ちに職員、搬送車両等を現場に出動させ、搬送に当たる。

(2) 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。

- ① 救急指定病院の患者搬送車の活用
- ② 応急的に調達した車両の活用
- ③ 隣接市町の応援要請

(3) 市長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県にヘリコプターの出動を要請する。

また、ヘリコプターによる救急活動に関しては、県立加古川医療センターを拠点とするドクターヘリが昼間のみ運用されており、出動を要請する場合は、北はりま消防本部から出動を依頼する。（「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等）

3 医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急措置

市は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事故等責任機関等から要請があり、必要と認めたときは、医療関係者を現場へ出動させる。

4 負傷者等の収容

(1) 負傷者等の収容については、事故等責任機関が特に指示する場合を除き、下記施設の活用を図る。

- ① 救急告示病院・診療所
- ② その他の医療施設
- ③ 公民館、学校等に設置された救護所及び県設置の救護センター
- ④ 寺院（死者の場合）

(2) 死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに警察に連絡する。

5 関係機関への協力要請

災害の規模・内容等により必要があるときは、時機を失することなく関係機関に協力を要請する。

6 災害の現場における諸活動の調整

(1) 災害対策本部が設置された場合

本部長が指名する者が、諸活動の調整を行う。

(2) 災害対策本部が設置されない場合

市長の指名する者が、諸活動の調整を行う。

7 費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるものは同法により、その他のものについては事故等責任機関の負担とする。

第3 医療・助産対策

1 救護所の設置

(1) 次の場合に救護所を設置する。

- ① 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため対応できない場合
- ② 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応できない場合
- ③ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかる等の理由で、被災地での対応が必要な場合

(2) 救護所では、次の活動を行う。

- ① 傷病者のトリアージ

注): トリアージとは、救急医や救急救命士らが中心となり、傷病者の緊急度と重傷度の評価を行い治療の優先順位を決定すること。

- ② 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定
- ③ 傷病者の応急処置
- ④ 助産
- ⑤ 死亡の確認
- ⑥ 遺体の見分

(3) 地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、(一社)小野市・加東市医師会と協議の上、救護所を廃止する。

2 救護班の編成

(1) 救護班の編成、派遣

多数の傷病者が発生した場合は、県及び(一社)小野市・加東市医師会に救護班の編成及び救護所への派遣を要請する。

(2) 救護班の活動

被災地に入った救護班は、市の指揮の下に、発災直後は、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。

その後は、要配慮者を含めた被災者の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たる。

3 医療マンパワーの確保

医療マンパワーの確保を必要とするときは県に応援を要請する。

4 患者等搬送体制

北はりま消防本部は、県、災害医療センターと情報交換を図りながら、患者等を円滑に搬送する。

5 医薬品等の供給

(1) 品目

区 分	期 間	主な医薬品等
緊急処置用	発災後 3 日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等
急性疾患用	3 日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安薬等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

※県と協力して、発災後 3 日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保を行う。

(2) 調達方法

市は、救護所等で使用する医薬品等を確保する。医薬品等は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合、加東健康福祉事務所と連携し、補給を行う。

(3) 搬送、供給方法

販売業者は、市域の集積基地まで搬送し、市は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行う。なお、状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど、目的地への迅速な供給に努める。

6 医療機関のライフラインの確保

県と連携を図りながら、電気、水道、ガス等ライフラインの関係機関に対し、医療機関（特に病院）のライフラインの優先的復旧のための協力を速やかに要請する。

資 料

6-2 災害時の医薬品等の供給体制

10-1 要配慮者利用施設

第3節 交通・輸送対策

人命救助、消防活動等の災害応急対策活動の根幹を支える緊急輸送及び道路の確保等について定める。

第1 交通確保対策

1 被災情報及び交通情報の収集

- (1) 道路管理者は警察と緊密に連携して、所管する道路あるいは地域について道路の点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。
- (2) 道路管理者は、県、市の防災情報ネットワークや、電力・ガス・通信企業等民間のセキュリティシステム等を利用して、幅広い情報収集にも努める。

2 緊急通行車両の確認

災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、「災害対策基本法施行令第33条第1項」の規定に基づき、警察において緊急通行車両等事前届出済証による確認を受け、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

3 陸上交通の確保

道路管理者は、警察と緊密に連携し、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。

- (1) 道路法（第46条）に基づく応急対策

道路管理者は、道路の損壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

- (2) 被災地域への流入抑制

市は、警察と連携し、災害が発生した直後において、避難路及び緊急交通路について、優先的にその機能の確保を図る。

- (3) 災害対策基本法に基づく交通規制（発災時から4、5日ないし1週間程度）

この時期は、道路交通は混雑し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、市民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるため、県公安委員会による災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制の迅速な実施に協力する。

道路管理者は、災害対策本部、県公安委員会、警察等と連携して、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は始期）等交通規制についてあらゆる広報媒体を活用して市民等への周知に努める。

交通規制実施区分

実施責任者	範 囲	根拠法令
道路管理者	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認める場合	道路法 第 46 条第 1 項第 1 号 道路法 第 46 条第 1 項第 2 号
公安委員会	1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合 2 災害応急対策に従事する者又は応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施する際の緊急輸送を確保するために必要があると認めるとき。	道路交通法 第 4 条第 1 項 災害対策基本法 第 76 条第 1 項
警 察 署 長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があると認めるとき。	道路交通法 第 5 条第 1 項
警 察 官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第 6 条第 4 項

(4) 道路の応急復旧作業

道路管理者は、次の措置を講じるものとする。

① 道路啓開の実施

ア 救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路啓開を実施する。

イ 被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急交通路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保にも努める。

② 応急復旧業務に係る民間団体等の運用

民間団体等と連携・協力し、災害発生時には、必要に応じて障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。

第 2 緊急輸送対策

1 緊急輸送に当たっての基本的事項等

(1) 基本方針

① 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を実施するに当たって、次のような事項に配慮する。

ア 人命の安全

イ 被害の拡大防止

ウ 災害応急対策の円滑な実施

② 輸送対象の想定

ア 第1段階

- ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資
- イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ) 政府災害対策要員、県・市災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ) 緊急輸送に必要な輸送施設・輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階

- ア) 上記アの続行
- イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階

- ア) 上記イの続行
- イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ) 生活必需品

(2) 輸送路等に関する状況の把握

広域応援を実施する場合に備え、警察、各道路管理者、鉄道事業者に関係する機関等と連携し、緊急輸送路予定路線等の状況把握に努める。

2 緊急輸送

- (1) 市は、緊急輸送が必要な時は、協定締結輸送業者等へ応援を要請する。また、緊急輸送に対応できるよう、平常時から様々な輸送業者との協定締結に努める。
- (2) 協定締結輸送業者だけでは、十分に人材が確保できないときは、協定未締結の輸送業者等への応援を依頼する。
- (3) 緊急輸送を依頼した場合は、案内用の職員又は地図等の情報の提供に努める。
- (4) 状況に応じて、市の所有する公用車も活用する。

第3 ヘリコプターの運航

1 要請基準

現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、ヘリコプターによる次の業務の支援を必要とする場合は、県に対して要請する。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 火災防御活動
- (4) 情報収集活動

(5) 災害応急対策活動

2 要請手続き

市長若しくは消防長又はそれらの者から委任された者が、県防災監が指定する電話会議システムにより行うものとし、その後、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書を消防防災航空隊にファクシミリ等により提出する。

ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。

また、ヘリコプターによる救急活動に関しては、県立加古川医療センターを拠点とするドクターヘリが昼間のみ運用されており、北はりま消防本部から出動を依頼する。（「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等）

3 要請先

要請の連絡先は次のとおりとする。

(1) 県災害対策本部非設置時

- ・昼間（8:45～17:30）の要請は電話会議システムにより行う。
- ・夜間（17:30～翌朝 8:45）の要請は神戸市消防局警防部司令課に対して行う。

神戸市消防局警防部司令課 TEL（078）333-0119

FAX（078）325-8529

(2) 県災害対策本部が設置された場合

災害対策本部事務局 TEL（078）362-9900～9902

FAX（078）362-9911（県災害対策センター内）

(3) 県立加古川医療センター（救急搬送のみ）

昼間 TEL（079）497-7000(代)

FAX（079）438-8800

4 要請に際し連絡すべき事項

- (1) 災害の発生場所、発生時間、内容、原因
- (2) 要請を必要とする理由
- (3) 活動内容、目的地、搬送先
- (4) 現場の状況、受入体制、連絡手段
- (5) 現地の気象条件
- (6) 現場指揮者
- (7) その他必要事項

5 要請者において措置する事項

- (1) 離発着場の選定
- (2) 離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）

6 患者の搬送

患者の搬送については、医師が承認し、同乗するよう措置する。

併せて受入先の病院、窓口責任者等について確認する。

資 料

- 8-6 緊急輸送道路一覧（県・市指定）
- 8-7 緊急輸送道路ネットワーク図
- 8-8 ヘリコプター臨時離発着場一覧

第4節 避難対策

大規模な災害の発生等に伴う組織的な避難対策について定める。

第1 避難指示

1 避難指示の発令

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の市民等に対し、避難の指示をすることとする。

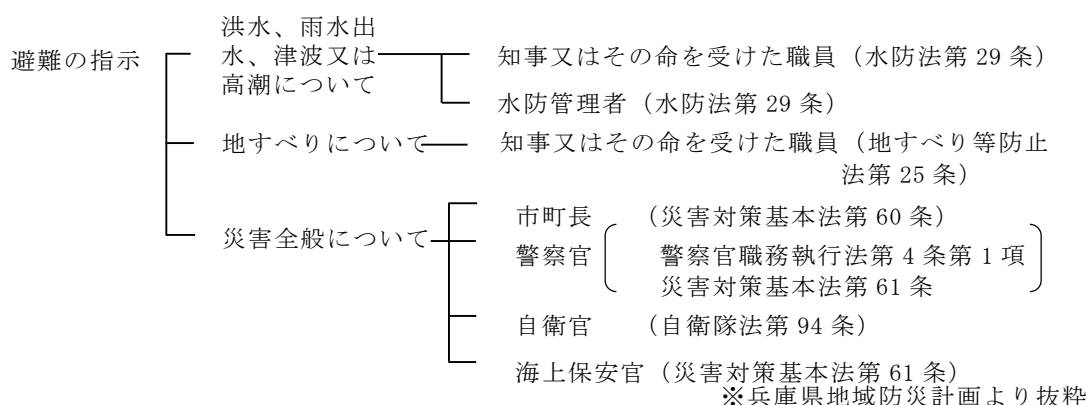
避難の指示は、次の状況が認められるときを基準として発令する。

- ☐ 大規模火災の発生により、付近住民の生命に危険が認められるとき。
- ☐ 地震発生後の警戒パトロールにより、河川堤防決壊又は土砂災害のおそれがある箇所が見つかり、付近住民に生命の危険が認められるとき。
- ☐ その他災害の状況により、市長が必要と認めるとき。

市長は、避難指示にかかる事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事に代行を要請する。

【参考資料：避難の指示】

避難の指示の実施責任機関は次の通りとするが、知事は市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。
(災害対策基本法 60 条第 6 項～8 項)



2 避難指示の伝達方法

- (1) 市は、直ちに、防災行政無線、Ｌアラート、テレビ、ラジオ、広報車等による広報、サイレン、インターネット、ひょうご防災ネット（かとう安全安心ネット）、緊急

速報メール等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図るとともに、警察、自主防災組織等の協力により周知徹底を図る。

(2) 市は、避難指示を発令した時は、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達する。

また、CATVの活用も図る。

(3) 市は、避難指示の伝達にあたっては、事前に例文を作成するなど、市民のとるべき行動が明確に分かりやすく伝わるよう、努める。

3 解除

市長は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、避難指示を解除し、市民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

第2 避難誘導

(1) 市は、北はりま消防本部、警察、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、平常時から避難経路の安全性の向上に努める。

(2) 市は、避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、支援者、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。

(3) 市民は、「マイ避難カード」等を活用し、自らの避難行動に移るタイミング（逃げ時）、避難所、避難経路等を把握しておく。

(4) 市民は、予定していた避難所への到達が困難なときは、近くの公園等に一時的に避難し、安全を確認してから、避難所へ向かう。

(5) 市は、避難に自家用車を使用しないよう普及啓発に努める（地域の実情を踏まえ、自動車避難を受け入れる地域は除く）。

第3 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することとする。警戒区域を設定したときは、立入制限、禁止又は退去の措置を講じることとする。

なお、警戒区域を設定した場合は、市民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯及び防火のためのパトロールを実施することとする。

【参考資料：警戒区域の設定】

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法に基づき、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法に基づいて行うこととする。

なお、知事は、市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第 63 条第 1 項に定める応急措置の全部又は一部を代行することとする。（災害対策基本法第 73 条第 1 項）

災害全般について	市町長又はその委任を受けて市町長の職権を行う市町の吏員（災害対策基本法第 63 条第 1 項） 警察官（災害対策基本法第 63 条第 2 項） 海上保安官（災害対策基本法第 63 条第 2 項） 自衛官（災害対策基本法第 63 条第 3 項）
火災について	消防吏員・消防団員（消防法第 28 条第 1 項） 警察官（消防法第 28 条第 2 項）
水災について	水防団長・水防団員（水防法第 21 条） 警察官（水防法第 21 条第 2 項） 消防吏員・消防団員（水防法第 21 条）
火災・水災以外について	消防吏員・消防団員（消防法第 36 条） 警察官（消防法第 36 条）

※兵庫県地域防災計画より抜粋

第 4 避難所の開設

- (1) 市長は、指定避難所の中から災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。なお、状況に応じて施設管理者、自主防災組織代表者等が応急的に開設することができる。
- (2) 市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- (3) 市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (4) 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。
- (5) 市は、避難所での 3 密（密閉・密集・密接）を回避することにより、指定避難所等だけでは、想定収容人員の不足が生じる等の場合には、ホテルや旅館等の避難所としての活用等を検討する。
- (6) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

第 5 避難所の運営

1 避難所の追加指定等

想定を越える被害により、避難所の不足が生じた場合には、立地条件や施設の耐震性等を考慮して、被災者が自発的に避難している施設等を避難所として位置づける。

また、市域の避難所では収容力が不足する場合は、市域外での避難所開設を行うことができる。

2 開設期間

被害状況、ライフラインの復旧状況、応急仮設住宅の建設状況等を勘案の上、県と協議して設置期間を定める。

3 避難所の運営

(1) 避難所の開設時には、職員派遣計画に基づき、迅速に、避難所ごとに担当職員を配置する。

また、避難所の運営について、女性の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織、専門知識を有するNPO・ボランティア等の外部支援者とも連携して、円滑な初動対応を図る。

(2) 災害救助法第2条の規定に該当する災害であって、県教育委員会が指定する極めて重大な災害において、学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事できることとし、この期間は7日以内を原則とする。

- ① 施設等開放区域の明示
- ② 避難者誘導・避難者名簿の作成
- ③ 情報連絡活動
- ④ 食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配
- ⑤ ボランティアの受入れ
- ⑥ 炊き出しへの協力
- ⑦ 避難所運営組織づくりへの協力
- ⑧ 重傷者への対応

(3) 自主防災組織等は、避難所の運営に対して、市に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保するものとする。

(4) 避難所開設にあたり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を行う。避難者の受入れにあたっては、避難者受付前に健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症対策に留意した避難所運営を行う。

(5) 避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、時間経過毎に避難所・避難者に係る情報管理を行い、避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊き出し等を迅速かつ的確に行う。

(6) 市と避難所との情報伝達手段・ルートを確保する。

(7) ボランティア活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努める。

(8) 要配慮者に対しては、個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニ

ーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

(→「第3章 第9節 要配慮者支援対策」の項を参照)

- (9) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- (10) 市は、必要により、警察と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施する。なお、市で対応が困難な場合は、県に要請する。
- (11) 保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーに配慮（避難所開設当初からパーテーションを設置する等）するほか、文化的、福祉的（段ボールベッド、栄養バランスの取れた適温の食事等）な観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じる。
- (12) 必要に応じ、避難所における愛玩動物のためのスペース及び資材の確保に努める。
- (13) 避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

4 保健・衛生対策

(1) 救護班等の活動

- ① 現地医療機関だけで対応できない場合の救護所の設置予定場所の特定に努め、救護班は、救護所を拠点に巡回活動を行う。
- ② 災害によって生じる睡眠障害、急性ストレス反応、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等に速やかに対処するため、県によるこころのケアチーム（DPAT）活動拠点の設置並びに救護所及び避難所への訪問活動等に協力する。
- ③ やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等、必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境を確保する。

(2) 保健活動の実施

加東健康福祉事務所と協力し、(一社)小野市・加東市医師会等関係機関と連携を図り、保健師、栄養士等による巡回健康相談や栄養相談を実施する。

(3) 仮設トイレの確保

避難所の状況により仮設トイレを設置、管理するとともに、簡易トイレ、トイレカートイレトレラー等のより快適なトイレの設置に努めるものとする。仮設トイレの確保が困難な場合、県にあっせん等を求める。

(4) 入浴、洗濯対策

仮設風呂や洗濯機を設置管理する。その確保が困難な場合は、県に民間業者のあっせんや自衛隊への協力要請等を求める。

なお、市の公共施設として次の入浴施設を確保している。

施 設 名	所 在 地	電 話
滝野温泉ぽかぽ	下滝野 1283-1	48-1126
東条福祉センター「とどろき荘」	岡本 1571-1	46-0912

(5) 食品衛生対策

食品の衛生管理に配慮し必要に応じて、県に食品衛生監視員の派遣を要請する。

(6) 感染症予防対策

感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努める。被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

5 広域避難又は広域一時滞在

(1) 県内における広域避難又は広域一時滞在

被災した市民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、予測される被災状況又は具体的な被災状況、受入れを希望する被災者の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入れを直接協議することができる。また、県に対し、広域避難又は広域一時滞在の協議先とすべき市町及び当該市町の受入能力（施設数、施設概要等）その他広域避難又は広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。

協議を受けた市町は、被災者を受け入れないことについて、正当な理由がある場合を除き、被災者を受入れ、避難所を提供する。

(2) 県外における広域避難又は広域一時滞在

被災した市民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県域における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災者の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災者の受入れを協議するよう求めることができる。

なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

(3) 県が他の都道府県から協議を受けた場合

他の都道府県から被災者の受入れの協議を受けたとき、県は、受入れが可能と考えられる市町に協議を行うため、県から協議を受けたときは、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災者を受入れ、避難所を提供する。

(4) 情報共有

広域避難又は広域一時滞在进行した場合、受入れ市町の協力を得て、広域避難及び広域一時滞在进行している被災者の状況を把握するとともに、被災者が必要とする情報を確実に伝達する体制を整備する。

広域避難又は広域一時滞在接受入れた場合、被災市町とともに、受け入れた被災者の状況の把握と、被災者が必要とする情報を確実に提供する体制の整備に努める。

6 宿泊施設、社会福祉施設等の活用

- (1) 避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、公的宿泊施設等の二次的避難所の確保、ホームステイ等の紹介、あっせんを行う。
- (2) 要配慮者のうち、援護の必要性の高い者について、被災地以外の地域にあるものも含め、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進めるとともに、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等多様な避難所の確保に努める。

7 避難所広報

避難者への広報は、掲示板への掲示、館内放送によって行う。

要配慮者を考慮し、避難所の自治組織を通じて広報紙、チラシ等の配布、口頭による伝達をするように配慮する。

8 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援にかかる情報を避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても提供する。また、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

9 その他

避難指示、警戒区域の設定等を解除したときは、その旨公示し、市民や防災関係機関に連絡する。

第6 避難所設備の整備

1 スペースの配置

避難所の生活対策部は、施設管理者と協力して避難所のスペースを配置する。

■スペース（例）

○生活スペース	○休憩スペース	○更衣スペース
○洗面・洗濯スペース	○救護所スペース	○物資保管スペース
○配膳・配給スペース	○駐車スペース	

2 設備・備品の整備

避難生活に必要な設備・備品を確保し設置する。

特に、季節の特性や要配慮者等に配慮する。

■避難所の設備（例）

- | | | |
|----------|------------|-------|
| ○暖房器具 | ○仮設トイレ（洋式） | ○公衆電話 |
| ○給湯設備 | ○掲示板 | ○間仕切り |
| ○食器、調理器具 | ○清掃用具 | |

資 料

7-1 避難所一覧

第5節 住宅の確保

応急仮設住宅の建設、住家の応急的補修、既設公営住宅の活用等、居住の確保を図るための対策について定める。

1 応急仮設住宅の供与

(1) 応急仮設住宅の要請

市は応急仮設住宅の供与を県に要請するに当たり、次の事項を可能な限り示す。

- ① 被害戸数
- ② 設置を必要とする型別戸数、設置場所
- ③ 連絡責任者

(2) 供与対象者

次のいずれにも該当する者とする。

- ① 住家が全焼、全壊又は流失した者
- ② 住居する住家がない者
- ③ 自らの資力でもってしては、住宅を確保することのできない者

(3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は県が実施し、維持管理は市が実施する。市は平常時から、あらかじめ建設可能な土地及び戸数を把握しておく。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(4) 民間賃貸住宅の借上げ

応急仮設住宅は建設するだけでなく、県と内閣府との協議に基づき、民間賃貸住宅の借上げによる供与も検討する。

(5) 供与期間

応急仮設住宅の供与期間は、完成の日から、建築基準法第85条第3項又は第4項による期限内（最高2年以内）とする。

(6) 住宅の構造

- ① 住宅の構造は、高齢者、障害者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮する。
- ② 必要に応じ、高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

(7) 入居者の認定

- ① 自らの資力では住宅の確保ができない者を対象に認定する。
- ② 高齢者、障害者の優先入居等、要配慮者に十分配慮する。

(8) 管理主体

市が通常の管理を行う。

(9) 生活環境の整備

- ① 仮設住宅の整備と併せて、集会施設等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進する。
- ② 地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な要介護高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努める。

2 空家住宅の確保

(1) 対象

公営住宅等の空家

(2) 募集

市及び提供する事業主体が募集する。

なお、国土交通省の支援により、県は被災者用公営住宅等あっせん支援センターを設置し、情報提供や相談に対応するものとされている。

3 住宅の応急修理

- (1) 住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者（半壊及び準半壊）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（大規模半壊）に対しそのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所に加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、トイレ等、最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、建設業者等の協力を得て、**ブルーシートの展開等を含む**応急修理を実施する。

- (2) 建築業者の不足や、建築資機材の調達困難があるときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあっせん、調達を依頼する。

- ① 被害戸数（大規模半壊、半焼・半壊、準半壊）
- ② 修理を必要とする戸数
- ③ 調達を必要とする資機材の品目及び数量
- ④ 派遣を必要とする建築業者数
- ⑤ 連絡責任者
- ⑥ その他参考となる事項

4 住宅等に流入した土石等障害物の除去

- (1) 住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施する。

- (2) 対応が困難なときは、県に対し、可能な限り次の事項を示して応援を求める。

- ① 除去を必要とする住家戸数
- ② 除去に必要な人員
- ③ 除去に必要な期間
- ④ 除去に必要な機械器具の品目別数量

- ⑤ 除去した障害物の集積場所の有無
- ⑥ その他参考となる事項

5 住宅相談窓口の設置

県と協力して、住宅相談窓口を開設し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じる。

資 料

11-1 応急仮設住宅建設候補地一覧

第6節 食料・飲料水及び物資の供給

地震災害により、食料や飲料水、生活必需品を得ることができなくなった者に対する応急対策について定める。

第1 食料の供給

1 供給対象者

- (1) 避難所等に収容されている被災者
- (2) 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等の被害を受け、炊事のできない被災者
- (3) 病院、旅館・ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- (4) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

2 品目

品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施に当たり高齢者、妊産婦、乳幼児及び食事制限のある方等のニーズにも配慮する。

- (1) 炊き出し用米穀、弁当、おにぎり、パン、育児用調製粉乳等の主食
- (2) 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶、清涼飲料水等の副食
- (3) 粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルギー除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品

3 食料の供給要請等

備蓄する保存食及び調達による食料等を供給するが、市だけでは食料の供給が困難な場合は、次の事項を示して県に供給、あっせんを要請する。

- (1) 供給あっせんを必要とする理由
- (2) 必要な品目及び数量
- (3) 引渡しを受ける場所及び引受責任者
- (4) 荷役作業者の派遣の必要の有無
- (5) その他参考となる事項

なお、災害救助法が適用されてから、米穀の供給について、県と連絡がつかない場合は、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡を要請し、要請後は県へ速やかにその旨を報告する。

4 食料の輸送・配布等

(1) 食料の輸送

食料等の輸送は、供給先まで食料品業者等に要請する。

食料品業者が輸送できない場合や、物資集積拠点に到着した食料については、物資輸送に関する協定締結物流事業者と連携して、物資輸送拠点から避難所等まで円

滑に物資を輸送できるよう、調整を行う。

(2) 食料の配布

供給食料品は、避難所運営班のうち、食料担当が受領し配布する。

配布は、供給先において避難所運営班の食料担当を通じて行う。

ただし、在宅避難生活者で食料品供給場所まで行くことができない要配慮者等にあっては、近隣の市民、地区（自治会）、ボランティア等の協力を得て配布する。

5 炊き出し

必要に応じて、学校給食センター、避難所の調理施設等で炊き出しを行う。

避難所での炊き出しは、自主防災組織、地区（自治会）、ボランティア、自衛隊等に要請する。

学校給食センター概要

所在地	電話	1回最大食数(食)	配送車(台)
山国 2007-125	42-0074	5,000	3

第2 応急給水

1 給水対象者

災害のために、現に飲料に適する水を得ることができない者

2 水源及び給水量

(1) 水源

浄水場、配水池等水道施設（運搬給水基地）の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握しておき、迅速に対応する。

(2) 給水量

災害発生から3日以内は、1人1日3リットル、10日目までには3～20リットル、20日目までには20～100リットルを供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させる。

内容 時系列	期 間	1人当たり 水量 (リットル/日)	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の想定
第1次給水	災害発生から 3日間	3	生命維持のため 最小限必要 量	自己貯水による利用と併せ水 を得られなかった者に対する 応急拠点給水
第2次給水	4日目から 10日まで	3～20	調理、洗面等最 低限生活に必 要な水量	自主防災組織を中心とする給 水と応急拠点給水
	11日目から 20日まで	20～100	最低限の浴用、 洗濯に必要な 水量	仮設配管による給水 復旧した配水幹線・支線に設 置する仮設給水管からの給水
第3次給水	21日目から 完全復旧まで	100～ 被災前水量	通常給水とほ ぼ同量	仮設配管からの各戸給水 共用栓の設置

※期間は、水道が4週間以内に応急復旧を終了することを目標とする。

3 給水方法及び広報

- (1) 運搬給水基地等からの拠点給水、給水車等による運搬給水を実施し、その時間や場所について広報に努める。
- (2) 必要な人員、資機材等が不足するときは、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づき、次の事項を可能な限り明らかにして応援を要請する。
 - ① 給水を必要とする人員
 - ② 給水を必要とする期間及び給水量
 - ③ 給水する場所
 - ④ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
 - ⑤ 給水車両借上げの場合は、その必要台数
 - ⑥ その他必要な事項
- (3) 病院、救護所等へは、最優先で給水する。

4 給水施設と浄水能力

市内で供給できる飲料水の貯水容量、浄水能力及び給水用資機材の保有状況は資料編に示す。

災害時には、中区配水池及び高区配水池の緊急採水口から吸水し、供給する。

なお、平常時の現有浄水能力は、広沢浄水場 5,500m³/日、秋津浄水場 2,740m³/日である。

第3 緊急物資の供給

災害発生時において住家に被害を受け、衣料、生活必需品等の供給が必要と認めた場合は、供給を実施する。

1 供給の対象者

- (1) 住家が被害を受けた者
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (3) 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2 品目

品目としては、主に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者や乳幼児等のニーズにも配慮する。

(1) 生活必需品

寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料

※毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ、小型エンジン発電機、ティッシュペーパー、仮設トイレなど、必要性の高い品目には、特に配慮する。

※障害者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮する。

(2) 衛生物資（避難所での感染予防のための物資）

消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル、非接触型体温計、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード、間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド含む）、受付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 など

(3) 応急復旧用物資

シート、テント、鋼材、セメント、土のう袋ほか

(4) 防災関係物資

毛布、簡易ベッドほか

3 供給

備蓄品では物資の供給が不足する場合、「緊急時における生活物資確保に関する協定」に基づき、市内の流通業者などから調達する。

また、物資の調達が困難な場合は、次の事項を示して県に緊急物資等の供給あつせんを要請する。

- (1) 供給あつせんを必要とする理由
- (2) 必要な緊急物資の品目及び数量
- (3) 引渡しを受ける場所及び引受責任者
- (4) 連絡課及び連絡担当者
- (5) 荷役作業員の派遣の必要の有無
- (6) その他参考となる事項

なお、業務が完了するまでの間、緊急物資の在庫量の把握を続ける。

資 料

9-1 防災備蓄資器（機）材及び備蓄物資一覧

9-3 給水用施設の貯蔵水量及び給水用資機材の保有状況

第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等

災害時におけるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応方法、健康相談及び訪問指導等の健康対策、食品の衛生管理、感染症対策並びに犠牲者の遺体の火葬等の実施について定める。

第1 健康対策

1 巡回健康相談の実施

- (1) 県と協力して、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師、看護師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
- (2) 県と協力して、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施するとともに、コミュニティや見守り体制づくりを推進する。
- (3) 県と協力して、サービス提供に向け保険・医療・福祉関係者、民生委員、児童委員、地域住民との連携を図るためのコーディネートを行う。
- (4) 県と協力して、巡回健康相談や家庭訪問の実施により、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努め、支援が必要な者については、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム（DPAT）等、保険・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。
- (5) 県と協力して、巡回健康相談、家庭訪問及び健康教育により、衛生管理及び危険防止を行い、良好な生活環境を確保し、生活習慣病の悪化又は増加の防止及び感染症、食中毒及び高齢者の生活不活発病等の予防に努める。

2 巡回栄養相談の実施

- (1) 県と協力して、災害時における行政栄養士活動ガイドラインに基づき、**県栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等**と連携して、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。
- (2) 避難所生活が長期化する場合には、食事等について県に助言を求める。
- (3) 県と協力して、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。
- (4) 県と協力して、巡回栄養相談の実施に当たり、要配慮者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

3 こころのケアに対する相談・普及啓発活動

県が実施する、こころのケアに関する相談訪問活動、健康調査、情報提供、知識普及活動に協力する。

4 児童、生徒のこころのケア

(→「第3章 第17節 教育対策」の項を参照)

第2 食品衛生対策

県と協力して、梅雨期や夏期等を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

第3 感染症対策

災害発生時における感染症対策について定める。

1 感染症対策

(1) 感染症対策の推進

必要に応じて感染症対策班を組織し自主防災組織、地区（自治会）、区長等の協力を得て感染症対策を推進する。

(2) 予防教育及び広報活動の推進

防災行政無線、CATV、回覧、広報紙や避難所での掲示等により感染症予防の周知を図る。

(3) 清潔方法

塵芥、汚泥などについて、積換所及び分別所を経て、埋立又は焼却するとともに、し尿の処置に万全を期する。

(4) 消毒方法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づく消毒の実施について指示があった場合に、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒を行う。

① 速やかに次の事項について消毒を実施し、そのために必要な薬剤を保管する。

ア 飲料水の消毒

イ 家屋の消毒

ウ トイレの消毒

エ 芥溜、溝渠の消毒

オ 患者輸送用器などの消毒

薬剤所要量の算出方法

区分	薬剤の種類（例示）	薬剤量算出方法
全壊・半壊家屋	クレゾール	全半壊戸数 × 200 g
	普通石灰	全半壊戸数 × 6 kg
	次亜塩素酸ナトリウム	井戸の数（概数）× 1340ml
	逆性石鹼	

- ② 消毒の実施に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するために必要最小限度のものとする。
- ③ 消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の市民の健康及び環境への影響に留意する。
- (5) ねずみ族、昆虫等の駆除
感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除の実施について指示があった場合には、対象となる区域の状況、ねずみ族、昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除を行う。
- ① ねずみ族、昆虫等の駆除に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するため必要最小限度のものであること。
- ② ねずみ族、昆虫等の駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の市民の健康及び環境への影響に留意する。
- (6) 生活用水の供給等
県の指示に基づき速やかに生活用水の供給を行うこととし、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じた方法によって行う。
- (7) 避難所の感染症対策指導等
県感染症対策担当職員（加東健康福祉事務所）と連携のもとに、避難所における感染症対策活動を実施し、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図る。
- (8) 報告
感染症法に基づく知事等の指示により消毒など災害防疫を行った場合、加東健康福祉事務所を経由して被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を県に報告する。また、災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害時感染症対策完了報告書（災害防疫完了報告書）を作成し、加東健康福祉事務所を経由して県に提出する。

2 その他

県が実施する夏季の腸管出血性大腸菌感染症等、冬季のインフルエンザ、ノロウイルスによる感染性胃腸炎等感染症防止のための検査や保健指導に協力する。特に抵抗力の弱い高齢者や乳幼児への感染症予防やまん延防止の指導等感染防止に努める。

第4 遺体の火葬等

1 遺体の搜索等

- (1) 消防機関は、発災4日以降所在の確認できない者の搜索を警察、自衛隊等関係機関及び自主防災組織、地区（自治会）等の協力を得て実施する。
- (2) 搜索活動は災害発生の日から10日以内で実施する。

2 遺体の処置

- (1) 遺体の身元確認

遺体を発見した場合、速やかに警察に連絡する。発見された遺体については、警察と協力して身元確認作業を行う。

(2) 遺体の搬送

警察など関係機関と協力の上、遺体収容場所までの遺体搬送を行う。

(3) 遺体収容場所

① 次の各項目を基本に遺体収容場所を確保する。

- ・屋内施設を基本とする。
- ・複数箇所を確保する。
- ・避難場所・医療救護施設等、他の用途と競合しないこと。
- ・施設は、想定される死者発生数に対応する広さを有するものとし、検視場所、遺体安置場所、遺族待機場所を有することとする。
- ・照明設備、水道設備を有していること。

② 収容期間は災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、必要に応じ期間を延長する。

3 遺体の火葬

引受人のない遺体及び遺族が埋火葬を行うことが困難な遺体は、応急措置として、次の措置を講じる。

(1) 火葬の実施

遺体は原則として、火葬に付すものとして次の斎場にて実施する。

施設名	所在地
小野加東斎場「湧水苑」	小野市万勝寺町 435 番地 88

遺体が多数の場合は、県に受入先施設確保の要請をするとともに、受入施設と調整して遺体を搬送する。遺族による遺体の搬送が困難なときは、葬祭業者等に協力を要請する。

(2) 遺骨の保管

引受人のない遺骨等は遺留品とともに保管する。

(3) 火葬は、災害発生の日から 10 日以内に実施する。

第8節 生活救援対策

災害による被災者の生活の安定を促進するための救援対策について定める。

1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

- (1) 加東市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した市民、遺族又は世帯主に対して、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。
- (2) これらの支援措置の早期実施を図るため、家屋被害認定士を活用して発災後速やかに被災状況を調査し、被災者台帳を作成するなど、り災証明書等の交付体制を整備する。

2 救援物資

- (1) 物資の受入場所として、あらかじめ指定する地域防災拠点（物資集積拠点）をあてるものとする。
- (2) 地域防災拠点（物資集積拠点）から避難所までの物資の搬送について、（一社）兵庫県トラック協会等の協定締結団体に依頼するものとする。
- (3) 物資の仕分けに際し、ボランティアの活用や専門業者への委託などの方法により、迅速な処理に努め、被災者に対し、物資を配布するものとする。

第9節 要配慮者支援対策

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の要配慮者に対する情報、避難、援護等の支援対策について定める。

1 情報の提供

- (1) 情報伝達ルート…自主防災組織、地区（自治会）、民生委員、児童委員、消防機関、社会福祉協議会等
- (2) 伝達手段……………防災行政無線、CATV、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、Lアラート、広報車、広報資料、広報誌（紙）、ファクシミリ、インターネット、口頭伝達等
（→「第3章 第11節 災害情報等の提供と相談活動」の項を参照）

2 安否確認・救助・避難誘導

避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に活用し、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者又は支援団体を通じて要配慮者の安否確認を行い、救助及び避難誘導を迅速・的確に行う。

3 生活支援

- (1) 被災者ローラー作戦の実施
負傷や慣れない避難生活等によって要援護状態に移行してしまう被災者の存在も想定し、地区（自治会）、自主防災組織、民生委員及び児童委員の協力の下、保健師、看護師、助産師等を中心に避難所への巡回健康相談や家庭訪問を行い、要配慮者の健康状態や福祉ニーズの確認に努める。
- (2) 要配慮者トリアージの実施
被災者ローラー作戦による調査結果を踏まえ、要配慮者の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送又は被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。
- (3) 専門家による支援
医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、栄養士、介護福祉士、保健師、臨床心理士、理学療法士、訪問介護員等の専門家による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に行うとともに、必要に応じて医療機関等へ適切につなぎ、中長期に支援する体制を構築する。
- (4) 避難所の確保
要配慮者に配慮して、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。
- (5) 避難所等における配慮
 - ① 相談窓口の設置
避難所等において要配慮者用の窓口を設け、要配慮者の把握とニーズ調査、相

談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。

② 食料、生活必需品の供給

粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等要配慮者のニーズに対応した食料、生活必需品の供給に配慮する。

③ 福祉サービスの提供

福祉サービスが必要な要介護高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、訪問介護員の派遣等、きめ細かな対応に努める。その際、避難所においても介護保険サービス及び障害福祉サービスの利用が可能であることに留意する。

④ 快適な空間の確保

要介護高齢者や妊産婦、障害者等が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努める。

4 住まい支援

(1) 避難所、仮設住宅、恒久住宅の構造及び設備について、可能な限り、高齢者、障害者等の要配慮者の状況や利便性に配慮する。

(2) 仮設住宅について、必要に応じて高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

(→「第3章 第5節 住宅の確保」の項を参照)

5 社会福祉施設の被害状況調査の実施、福祉相談窓口の設置

(1) 県と協力して、社会福祉施設の被害状況を調査する。

(2) 県と協力して、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置する。

6 外国人への情報伝達等

市内外国人の被災情報を把握するとともに、外国語による情報提供、相談を行う。

(1) 安否確認

県、警察及び外国人団体等と相互に連絡して安否確認（外国人の死亡者数確認）を行う。

(2) ニーズの把握

外国人団体、外国人学校等に照会してニーズを把握する。

(3) 相談体制の確立

外国人用の相談窓口、支援センター等を開設するよう努める。

7 震災障害者への対応

震災障害者の把握に努め、必要に応じてこころのケア等の支援を行うとともに、医療や支援に関する情報の提供、総合的な相談を実施する。

8 震災遺児への対応

震災遺児の把握に努め、必要に応じて保護やこころのケア等の支援を行うとともに、保護者に対して、育児や就学に関する情報提供・相談や、必要に応じてこころのケアを行う。

9 要配慮者利用施設に対する指導・助言

介護保険施設等の要配慮者利用施設における地震を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、策定されていない場合、策定されている項目等が不十分である場合については、指導・助言を行う。

資 料

10-1 要配慮者利用施設

第 10 節 愛玩動物の収容対策

災害で被災、放置された愛玩動物の収容、保護等を行うための対策について定める。

1 動物救援本部

(1) 獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと、次の愛玩動物の収容対策を実施するものとされている。

- ① 飼養されている動物に対する餌の配布
- ② 負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡
- ③ 放浪動物の収容・保管・譲渡
- ④ 飼養困難な動物の一時保管・譲渡
- ⑤ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
- ⑥ 動物に関する相談の実施等

(2) 市は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、動物救援本部に対し、必要に応じ、その状況の情報等を提供する。

(3) 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっては、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めるものとする。

2 死亡動物の処理

(1) 実施責任

地震により死亡した牛、馬、羊、豚、犬及び猫等（死亡動物）の処理は、原則として所有者が行う。ただし、所有者が不明又は自らの資力でこれを処理できない場合は、市が処理を行う。

(2) 処理方法

市は、死亡動物発見の通報を受けたときは、直ちにその状況を調査し、必要に応じて家畜防疫員の見分を受けるとともに、消毒その他の衛生措置を実施する。

所有者が不明の死亡動物は直ちに収集し、関係機関と協議の上焼却又は、埋却する。

第 1 1 節 災害情報等の提供と相談活動

災害時に被災者をはじめとする市民に対して各種情報を迅速、的確に提供するための広報対策、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保、融資等についての相談、要望、苦情に応ずるための相談活動、災害時における放送要請等について定める。

第 1 災害広報

1 基本方針

被災状況・応急対策の実施状況・市民のとるべき措置等について利用できるあらゆる媒体を通じて積極的に広報する。

また、広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施関係機関名等を記して行う。

広報内容は、次の項目のほか、被災者等のニーズに応じた多様な内容をわかりやすい言葉で提供する。

- (1) 発生した地震に関する観測情報
- (2) 地震の発生に関する今後の見通し
- (3) 被災状況と応急措置の状況
- (4) 避難の必要性の有無（避難指示の発令状況等）
- (5) 避難所の設置状況
- (6) 道路状況・交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況
- (7) ライフラインの状況
- (8) 地震発生時におけるガスの安全な使用方法
- (9) 医療機関の状況
- (10) 感染症対策活動の実施状況
- (11) 食料、生活必需品及び燃料の供給状況
- (12) 相談窓口の設置状況
- (13) その他市民や事業所のとるべき措置
- (14) 余震対策に関する情報

2 市における広報体制等

(1) 災害時の広報体制

① 災害広報責任者

災害時に、災害広報責任者を置き、情報の一元化を図る。広報は総務対策部で対応し、災害広報責任者は総務対策部長とする。

② 広報資料の作成

災害広報責任者は、広報を統括し、対策各部と連携して、情報の一元化を図るとともに広報資料を作成する。

(2) 災害情報の収集

災害情報の収集について「第2章 第2節 情報の収集・伝達及び報告」の項に定めるところによるほか、被災者に十分な配慮を図りつつ、次の要領によって収集する。

- ① 場合により職員を現地に派遣して災害現場写真を撮影する。
- ② 市及び関係機関が撮影した写真を収集する。
- ③ 災害の状況により、特別調査班を編成し、現地に派遣し、情報を収集する。
- ④ 区長（自治会長）や自主防災組織と連携して、災害情報を収集する。

(3) 広報の実施

① 報道機関との連携

- ア 記者発表は原則として、副本部長が行う。
- イ 災害報道対応窓口を設置し、記者クラブを通じて発表する。

② 市民に対する広報

- ア 市民や被災者に対し、必要な情報や注意事項及び市の対策などを広報する。
- イ 防災行政無線、CATV、広報車、定期又は臨時の広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、Lアラート等のみならず地区（自治会）、自主防災組織等の協力を得て、災害情報の周知徹底を図る。

ウ 避難所等への情報提供

避難所等に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

- ア) 情報提供ルート…避難所の職員・施設管理者、自主防災組織員、地区（自治会）等
- イ) 伝達手段……………防災行政無線、CATV、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、Lアラート、電話、ファクシミリ、インターネット、広報車、口頭伝達等

エ 市外避難者への情報提供

県と協力し、市外に避難した者に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

- ア) 情報提供ルート…受入避難先の広報担当・避難担当部署、受入施設の管理者等
- イ) 伝達手段……………広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、ファクシミリ、インターネット等

オ 障害者・高齢者等に対する情報提供

（→「第3章 第9節 要配慮者支援対策」の項を参照）

カ 外国人に対する情報提供

（→「第3章 第9節 要配慮者支援対策」の項を参照）

第2 災害相談

1 市における相談窓口

市民からの問い合わせや生活相談に対応するため、相談窓口を設置する。

また、市民の相談に対し迅速に対応するため、必要により各部から担当者を配置する。

- (1) 避難者、救助者、行方不明者、外国人に関すること。
- (2) 火葬許可書の発行に関すること。
- (3) 食料、飲料水、救援物資等に関すること。
- (4) り災証明に関すること。
- (5) 住宅、土砂災害に関すること。
- (6) 道路、上下水道に関すること。
- (7) 保健・衛生・医療に関すること。
- (8) 福祉、災害弔慰金、義援金に関すること。
- (9) 生活福祉資金、ボランティアに関すること。
- (10) ごみ、し尿に関すること。

なお、市民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取し応急対策に反映させる。

第3 災害放送の要請

1 災害時の放送要請

- (1) 災害に関する通知、要請、伝達又は警告のため、日本放送協会神戸放送局、サンテレビジョン、ラジオ関西、兵庫エフエム放送、毎日放送、朝日放送テレビ、朝日放送ラジオ、関西テレビ放送、読売テレビ放送、大阪放送（ラジオ大阪）、FM802（FM C0・C0・L0）の各放送局を利用することが適切と認める場合は、やむを得ない場合を除き、県に「災害時における放送要請に関する協定」に基づく放送要請を依頼する。

やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。

なお、県に要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行う。

- ① 放送要請の理由
- ② 放送事項
- ③ 放送希望日時
- ④ その他必要な事項

2 緊急警報放送

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難指示等、緊急に市民に対し周知する必要がある場合は、日本放送協会神戸放送局に対する、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条に基づく無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送（以下「緊急警報放送」という。）の要請を、やむを得ない場合を除き、県知事に依頼する。

やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。

なお、緊急警報放送により放送要請できる事項は次の通りである。

- ① 市民への警報、通知等
- ② 災害時における混乱を防止するための指示等
- ③ 前各号のほか、知事が特に必要と認めるもの

3 県及び放送事業者との連携

- (1) 避難指示を発令したときは、原則として県及び放送事業者へ速やかに伝達する。
- (2) 県及び放送事業者等と災害時における連絡方法、避難指示等の連絡内容等についてあらかじめ定めるとともに、関係機関の防災連絡責任者を定めたリストを作成し、共有する。

第 1 2 節 廃棄物対策

災害により発生した廃棄物（ガレキ、ごみ、し尿）の処理について定める。

第 1 ガレキ処理

(1) 地震発生後の対応

① 情報の収集及び連絡

損壊建物数等の情報を収集し、ガレキ処理の必要性を把握し、県に連絡する。

② 選別・保管・焼却等の可能な仮置場の確保

ガレキの処理に長時間を要する場合があることから、十分な仮置場を確保する。

(2) 処理作業過程

① 撤去作業

地震等により損壊した建物から発生したガレキについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去する。

② 全体処理量の把握

計画的に処理を実施するため、速やかに全体処理量を把握する。

③ 県等への応援要請

近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、応援協定を締結している事業者に対して応援を要請するとともに、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請する。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、（公財）ひょうご環境創造協会の活用又は県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、（公財）ひょうご環境創造協会の活用及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(3) その他

① 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分及び応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

② 地震被害想定における建物全壊・半壊数等を勘案しながら、ガレキの処理方法等をあらかじめ定めておく。

第 2 ごみ処理

(1) 地震発生後の対応

① 情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要

性や収集処理見込みを把握する。

② ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ、処理施設の応急復旧体制、仮置場を確保する。

(2) 処理作業過程

① 生活ごみ、粗大ごみの収集、処理開始と収集の完了

避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所等においても生活ごみの処理を適切に行うとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについても収集は、遅くとも3～4日以内には開始し、7～10日以内に収集を完了することを目標とする。

② 生活ごみの一時保管場所の確保

生活ごみ等を早期に処理できない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理については、生活環境及び公衆衛生上十分配慮する。

③ 県等への応援要請

ア 生活ごみ等の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両や処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行う。

イ 近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、応援協定を締結している事業者に対して応援を要請するとともに、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に対して、広域的な応援要請を行う。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、(公財)ひょうご環境創造協会の活用又は県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、(公財)ひょうご環境創造協会の活用及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う。

(3) 地震被害想定結果の活用

地震被害想定における避難者数等を勘案しながら、ごみ処理対策をあらかじめ定めておく。

第3 し尿処理対策

(1) 情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数及びし尿の収集・処理見込み量を把握する。

(2) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により仮設トイレを避難所等に設置する。なお、あらかじめ仮設トイレの備蓄等その確保を図るとともに、設置した際の清掃等その管理体制の整備に努める。

(3) 消毒剤等の資機材の準備、確保

仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、生活環境及び公衆衛生上十分配慮する。

(4) 県等への応援要請

- ① し尿の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両等の確保に当たり、処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行う。
- ② 近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、応援協定を締結している事業者に対して応援を要請するとともに、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に対して、広域的な応援要請を行う。

(5) 地震被害想定結果の活用

地震被害想定における避難者数等を勘案しながら、し尿処理対策をあらかじめ定めておく。

資 料

9-4 仮設トイレの調達先及び災害用トイレの供給者一覧

9-5 環境衛生関係施設

第 1 3 節 環境対策

地震により、市域に立地する工場等が被災し発生する有害物質の漏出等への対応について定める。

1 被害状況の把握

県が実施する、工場・事業場からの有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な収集に協力する。

2 応急対策

(1) 環境モニタリングの実施

県が行う、災害の状況、工場の被災状況に応じた環境モニタリング調査について、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行う。

(2) 被災工場・事業場に対する措置

県と協力して、被災地域の有害物質を使用する工場に対して現地調査を実施し、環境関連施設の被災状況の調査、有害物質の漏出状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行う。

(3) 建築物の解体撤去工事等に対する措置

県と協力して、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる、粉じんや石綿の飛散を防止するため、建築物の損壊状況の実態調査を行うとともに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんや石綿の飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導する。

(4) 環境情報の広報

工場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、市民の生命身体に危険が生じるおそれがある場合は、県と連携して、直ちに関係機関に連絡するとともに、防災行政無線、CATV、広報車及び報道機関の協力等により広報を行い、一般への周知を図る。

第 1 4 節 災害ボランティアの要請・受入れ

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合におけるボランティアの派遣及び受入れについて定める。

1 災害ボランティアの受入れ

(1) 災害ボランティアの受入体制

- ① 主として次の活動について、ボランティアの協力を得ることとする。
 - ・ 災害情報、生活情報等の収集、伝達
 - ・ 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
 - ・ 救援物資、資機材の配分、輸送
 - ・ 軽易な応急・復旧作業
 - ・ 災害ボランティアの受入・紹介事務
- ② 「加東市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書」に基づき、(福)加東市社会福祉協議会と連携し、受入・紹介窓口となる災害ボランティアセンターを開設する。なお、災害救助法が適用され、県から事務の委任を受けた場合、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。
- ③ 災害ボランティアセンターは、できるだけ市役所庁舎周辺に設置し、相互に緊密な連携をとれるよう努める。

(2) 災害ボランティアの確保と調整

市は、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

(3) 災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての基本事項

ボランティアの受入窓口、ボランティア団体、ボランティア・コーディネート機関等は、ボランティアの受入れ、派遣に当たっては、特に、次の事項を遵守する。

- ① 被災地住民・被災地区（自治会）の意向に配慮すること。
- ② ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持った上で、救援活動に参加するよう周知すること。
- ③ ボランティアの身分が被災地住民にわかるようにすること。
- ④ ボランティアに対し、被災地住民に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知すること。
- ⑤ ボランティアニーズは、時間の経過とともに変化するので、それに併せて、ボ

ランティアの希望や技能を把握し、活動のオリエンテーションをした上で派遣するよう努めること。

- ⑥ ボランティア、特にボランティア・コーディネーターに対して、レスパイトケア（一時的に現地を離れて休息をとる）の期間を持つよう配慮すること。
- ⑦ 被災地と後方支援との役割分担やネットワークを図るため、両者のネットワークのための会議を開催すること。
- ⑧ 市は、災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との円滑な連携や関係づくりに努めること。
- ⑨ 感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底すること。

第 1 5 節 鉄道施設の応急対策

西日本旅客鉄道(株)は、以下のとおり、鉄道施設における応急対策等を実施するものとされている。

1 対策本部の設置

地震による災害が発生した場合には、現地に現地対策本部を、また、統括本部内等に統括本部対策本部を設置する。

2 発災時の初動体制

(1) 運行規制

地震発生時にはその被害を最小限にとどめるべく、早期に列車を停止させることとしている。乗務員が地震を感知した場合、鉄道沿線に設置した西日本旅客鉄道(株)の地震計（以下「沿線地震計」という。）が 40 ガル以上で動作した場合及び気象庁から提供される緊急地震速報をもとに地震の影響を受けると判断された場合等に、列車の運転を見合わせることにしている。なお、運転再開の取扱いは以下のとおりである。

① 沿線地震計が 40～79 ガルで動作した場合

- ・初列車は、直ちに止まれる 25km/h 以下の速度で走行し、異常のないことを確認
- ・その後の列車は所定運転（ただし、地震被害の注意を要する箇所については、保守区員がスポット巡回で異常のないことを確認した後所定運転）

② 沿線地震計が 80 ガル以上で動作した場合

- ・気象庁が発表する震度階情報が震度 4 以下の場合、直ちに止まれる 25 km/h 以下の速度で最寄り駅まで走行し運転を見合わせる。なお震度 5 弱以上の場合はその場で運転を見合わせる。
- ・保守区員が沿線地震計の受持ち範囲を全線地上巡回
- ・全線地上巡回による点検で線路に異常はなく、列車走行が可能であると確認できた場合、初列車は 45km/h で走行し、異常のないことを確認
- ・その後の列車は所定運転

(2) 乗務員の対応

乗務員は、運転中地震を感知したとき直ちに列車を停止させ、列車及び線路に異常がないと認めたときは、前途見直しの範囲に停止できる速度で次の駅まで注意しながら運転する。

(3) 乗客の避難・救護対策

駅における避難誘導は、災害状況を把握し、避難を必要と判断した場合、乗客に避難を呼びかけ、社員が避難誘導する。

車内の取扱いは、二次災害が発生する危険がある場合、速やかに輸送指令及び最寄りの駅長と打合せの上、乗客を安全な場所に誘導する。

乗客とともに社員も速やかに避難する。

第 16 節 ライフラインの応急対策

ライフライン施設の早急な復旧に向けて、各関係機関との連絡体制を確立し、災害情報及び対策状況等の情報を共有するとともに、二次災害を防止するための対策について定める。

第 1 電力の確保

関西電力送配電(株)は、市内における電力施設の応急対策等を実施するものとされている。

1 防災体制

(1) 地域における防災体制

関西電力送配電(株)の各本部が所管する地域（以下「地域」という。）は、当該地域における非常事態に対処するため、支社長及び本部長を対策組織の長とする非常災害対策総本部を設置する等、本店に準じた対策組織を設置する。

播磨・但馬地域内で、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防又は復旧対策活動を統括するため、次のとおり対策組織を設置する。

- ① 播磨・但馬地域非常災害対策総本部
- ② 播磨・但馬地域発販等非常災害対策本部
- ③ 播磨・但馬地域送配電非常災害対策本部
- ④ 播磨・但馬地域発販等警戒本部
- ⑤ 播磨・但馬地域送配電警戒本部

(2) 総本部の設置基準

非常災害対策総本部の設置基準は、次のとおりとする。

- ① 次に掲げる場合においては、直ちに非常災害対策総本部を設置する。
 - ア 地域内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合
 - イ 地域内に大津波警報が発令された場合
 - ウ 南海トラフ地震臨時情報が発令された場合
 - エ 南海トラフ域を震源とする M 7.9 以上の海溝型地震が発生した場合
- ② 非常災害対策総本部の設置については、関西電力(株)の長と関西電力送配電(株)の長が協議し、決定する。
 - ア 非常災害が発生した場合又は発生することが予想される場合にあつて、関西電力(株)と関西電力送配電(株)が連携して、対応していくことが必要と認められる場合
 - イ その他必要な場合

(3) 体制の確立

関西電力送配電(株)は、非常事態に対処するための必要な要員を速やかに確保し、初動体制を確立する。また、平常時より次の体制を整備する。

- ① 休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、対策組織を指揮する者を直ち

に確保できる体制を整備する。

- ② 対策組織要員等の動員に関する計画をあらかじめ策定する。特に、休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、必要な要員を確保できる体制を整備する。

2 災害応急対策に関する事項

(1) 災害時における情報の収集、連絡

地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店の対策組織の長に報告する。

- ① 気象、地象情報
- ② 一般被害情報
- ③ 社外対応状況
- ④ 電力施設等の被害状況及び復旧状況
- ⑤ 停電による主な影響状況
- ⑥ 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項
- ⑦ 従業員等の被災状況
- ⑧ その他災害に関する情報

(2) 情報の集約

本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長からの被害情報等の報告及び国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、協力会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

(3) 通話制限

対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、本店にあっては関西電力㈱の総務室長、地域にあっては本部長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

3 災害時における広報

対策組織の長は、災害時における広報を、次のとおり実施する。

(1) 広報活動

災害が発生した場合又は発生することが予想される場合において停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

(2) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNS及びLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 要員の確保

(1) 対策組織要員の確保

- ① 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

② 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。

なお、供給区域内において震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。

(2) 復旧要員の広域運営

関西電力㈱及び関西電力送配電㈱は、他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

5 災害時における復旧用資機材の確保

対策組織の長は、災害時における復旧用資機材の確保を、次のとおり実施する。

(1) 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

- ① 現地調達
- ② 対策組織相互の流用
- ③ 他電力会社等からの融通

(2) 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ関西電力㈱及び関西電力送配電㈱と調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

(3) 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、加東市災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

6 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、本店非常災害対策総本部の流通チーム長は、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

7 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

8 災害時における自衛隊との連携

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合または工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、対策組織の長は、県知事に対して、関西電力㈱及び関西電力送配電㈱が自衛隊による支援を受けられるよう依頼する。

9 災害時における応急工事

対策組織の長は、災害時における応急工事を次のとおり実施する。

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

① 送電設備

ヘリコプター、車輛等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

② 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

③ 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

④ 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

(3) 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

10 災害復旧に関する事項

(1) 復旧計画

① 地域の対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定するとともに、本店の対策組織の長に速やかに報告する。

ア 復旧応援要員の必要の有無

イ 復旧要員の配置状況

ウ 復旧用資機材の調達

エ 復旧作業の日程

オ 仮復旧の完了見込

カ 宿泊施設、食糧等の手配

キ その他必要な対策

② 本店の対策組織の長は、前項の報告に基づき、地域の対策組織の長に対し復旧対策について必要な指示を行う。

(2) 復旧順位

対策組織の長は、復旧計画の策定及び実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

なお、必要に応じ市と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

第2 ガスの確保

災害により機能が停止したガスの早期復旧のための対策について定める。

1 大阪ガス㈱、大阪ガスネットワーク㈱の応急対策

(1) 災害発生直後の対応

① 応急対策要員の動員

ア 大阪ガス㈱、大阪ガスネットワーク㈱の供給エリア内で震度5弱以上の地震を感知した場合、本社、地区事業部、製造所等に災害対策本部を設置することとする。また、兵庫事業本部内の供給エリアで震度4以上の地震の発生を感知した場合は、兵庫事業本部内に対策本部を設置することとする。

イ 応急対策要員は、休日、夜間にあっても、テレビ、ラジオ等で大阪ガス供給エリア内で震度5強以上の地震が発生したことを覚知した場合、自動的に出社することとする。

ウ 必要に応じて、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう、動員体制を確立し、呼出しを行うこととする。

② 情報の収集伝達

ア 設置してある地震計から無線、テレメーターにより本社中央保安指令部に集約された震度情報を一斉無線連絡装置により、製造所、地区事業部へ伝達するとともに、必要な措置を講じることとする。

イ 防災関係機関に対して、迅速かつ的確に必要な情報を伝達するとともに、情報の収集を行うこととする。

ウ 兵庫事業部地区対策本部は、担当エリアのガス施設、需要者施設の被害状況を調査するとともに、被害状況と応急対策実施状況等を所定の経路により本社対策本部へ報告することとする。

③ 応急復旧用資機材の確保

必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車両、機械、漏えい調査機器、道路工事保安用具、携帯無線等）について必要な数量を確保することとする。

④ 危険防止対策

都市ガスは生活に欠くことのできない重要なエネルギーであることから、災害時においても可能な限りガス供給を継続するが、都市ガスにより二次災害のおそれがあると判断される場合には、本社災害対策本部の指令に基づいて、スーパーブロック、ミドルブロック等によりガス供給を停止する等の適切な危険防止措置を講じることとする。

(2) 復旧作業過程

① 復旧計画

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命にかかわる拠点及び救急救助活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況

及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行うこととする。

② 復旧要員の確保

社員、協力会社による全社的な動員体制の他に、大阪ガスが単独で復旧を図ることが困難である場合には、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、他のガス事業者から協力を得ることとする。

③ 代替エネルギーの供給

病院や防災拠点など社会的に重要な施設に対して、都市ガスが復旧するまでの間、代替エネルギー（移動式都市ガス発生装置等）を迅速かつ計画的に供給することとする。

④ 災害広報

災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要に応じて、テレビ、ラジオ等の報道機関及び工作車に装備したスピーカーにより、ガス施設の災害及びガスの安全措置に関する各種の情報を広報することとする。

⑤ 他機関との協力体制

復旧を促進するため、県をはじめとする地方公共団体、防災関係機関、報道機関、道路管理者、県公安委員会・県警察本部、埋設物管理者、地域団体等と緊密な連携を取り、各機関との協力体制のもとに災害対策を推進することとする。

2 （一社）兵庫県LPガス協会の応急対策

(1) 災害発生直後の対応

① 災害対策本部の設置

災害の発生により、兵庫県内の行政機関（県・市・町）に災害対策基本法第23条の規定による災害対策本部が設置され、協会の会長が必要と認めた時は、直ちに（一社）兵庫県LPガス協会内に、兵庫県LPガス協会災害対策本部を設置し、関係機関、関係団体等と連携して被害を最小限にとどめる措置を講じる。

② 情報の収集伝達

防災組織を通じ、各地区から被害情報の収集に努めるとともに、防災関係機関に対し、迅速かつ的確に必要な情報を伝達する。

ア 被害状況として、製造設備、貯蔵設備及び人的被害等

イ 支援可能状況として、保安員の確保、入出荷及び周辺の道路状況等並びに在庫量

③ 応急対策の実施

ア 緊急措置の周知

㈱ラジオ関西との「災害時におけるLPガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、LPガスの容器バルブの閉止等を周知する内容を、㈱ラジオ関西が自動的に反復して放送することにより周知を図る。

イ ローラー作戦の展開

LPガス消費家庭等が、災害のため広範囲にわたって被害を受け、LPガス容器並びにガス供給管等に損傷があった場合、又は点検調査が必要となった箇所に対する対応については、各防災事業所がキーステーションとなり、応急対

策を実施する。

ウ 危険個所からの容器の撤収

ブロック塀や家屋の下敷きになっている容器など、危険な状態にある容器の撤収については、北はりま消防本部等との協力を得て迅速に回収する。

また、災害により容器が流出し、河川・海上を漂流した場合は、漁業協同組合等と連携して回収に努める。

エ 高齢者等弱者対策

L P ガス販売事業者は、あらかじめ保安台帳等により、高齢者・身体障害者等の家庭をチェックし、災害時には最優先で点検調査、安全対策等を実施する。

オ L P ガスの供給

ア) 都市ガスが停止した場合には、災害支援協定により各自治体からの要請に応え、病院、避難所等を優先にL P ガスの供給を行う。

イ) 一般充填所の被害状況により、中核充填所において設備の共同利用を始めるとともに、L P ガスの国家備蓄の放出に備える。

カ 電話相談窓口の開設

災害対策本部及びキーステーションに、L P ガス電話相談窓口を開設し、都市ガス事業者とも連絡をとりながら市民の要望に対応する。

キ 不要容器の回収

不要となったL P ガス容器については、市の廃棄物担当セクションと連携を取りながら、迅速に回収する。また、災害時に使用する容器には、不要になった時の返却・連絡先を明記した荷札を取り付けるなど、返却を周知する。

ク 要員の確保

県内の事業者だけで復旧を図ることが困難な場合は、近畿L P ガス連合会の相互応援協定等に基づき、他府県から協力を得る。

第3 電気通信の確保

地震により、電気通信施設が被災した場合、または被災するおそれがある場合は、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施するものとされている。

1 西日本電信電話㈱、㈱N T T ドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱の応急対策

西日本電信電話㈱、㈱N T T ドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱各社は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 災害発生直後の対応

① 被害状況の把握

通信設備の被害状況の把握、復旧に必要な資機材及び要員の確保

② 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、規模、その他の状況等により組織的かつ迅速に復旧対策推進するために、災害対策本部を設置し、応急対策及び復旧活動実施する。

③ 防護措置

設備被害の拡大を防止するため、必要な防護措置を実施する。

(2) 復旧作業にいたるまでの対応

① 通信途絶の解消と通信の確保

通信途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講ずる。

- ア 自動発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
- イ 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
- ウ 電話回線網に対する交換措置、伝送路切替措置等の実施
- エ 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
- オ 非常用可搬型デジタル交換装置等の運用
- カ 臨時・特設公衆電話の設置
- キ 停電時における公衆電話の無料化

② 重要通信の確保

災害の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問い合わせや見舞いの電話の殺到により交換機が異常輻輳に陥り、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

③ 通信の利用と広報

地震により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、広報活動を実施する。

- ア 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。
- イ 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確保し他の通話に優先して取扱う。
- ウ 被害の状況に応じた案内トーキーを挿入する。
- エ 一般利用者に対する広報活動を実施する。
- オ 西日本電信電話㈱兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。

④ 「災害用伝言ダイヤル(171)」又は「災害用伝言板(web171)」を利用した安否確認

災害時において被災地への通信が輻輳した場合には、被災地内の安否の確認が困難になる。そのような状況下でも、安否確認できるシステム「災害用伝言ダイヤル(171)」「災害用伝言板(web171)」を確立する。

ア 提供の開始

ア) 地震、噴火等の災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地への通話が輻輳した場合に提供を開始する。

イ) 被災者の方は、本人・家族等の安否確認等を「災害用伝言ダイヤル(171)」又は「災害用伝言板(web171)」へ登録し、被災者の家族・親戚・知人の方等はその内容を聴取、閲覧して安否等を確認する。

イ 伝言の条件等

7) 「災害用伝言ダイヤル(171)」

- ・登録できる電話番号（被災地電話番号）
加入電話・ISDN・ひかり電話番号及び携帯電話等の電話番号
- ・伝言録音時間…1 伝言当たり 30 秒間
- ・伝言保存期間…提供終了まで
- ・伝言蓄積数…1 電話番号当たりの伝言数は1～20 伝言で、提供時に知らせる。

4) 「災害用伝言板(web171)」

- ・接続条件…インターネット接続できるパソコン、携帯電話、スマートフォンからの伝言の登録が可能
- ・アクセスURL…<https://www.web171.jp>
- ・伝言登録数…伝言板（伝言メッセージボックス）当たり 20 件まで（20 件をこえる場合は、古い伝言から削除され、新しい伝言が保存される。）
- ・伝言板（伝言メッセージボックス）数
利用者情報なしの場合：1 件
利用者情報ありの場合：最大 20 件 ※利用者情報は、事前に登録が必要
- ・伝言保存期間…提供終了まで（ただし最大で6 ヶ月）
- ・登録可能な伝言…定型文及びテキスト情報（伝言 1 件当たり 100 文字）
- ・伝言のセキュリティ…伝言板への登録・閲覧ができる対象者を限定する場合、利用者情報の事前登録により、設定が可能。
- ・伝言通知機能…利用者情報を登録することにより、通知を希望した場合、利用者が指定したメールアドレス・電話番号宛に伝言メッセージの通知を行うことができる

ウ 伝言通知容量 全国約 800 万件

エ 提供時の通知方法

- 7) テレビ、ラジオを通じて利用方法、伝言登録エリア等を知らせる。
- 4) 電話がかかりにくくなっている場合は、「ふくそうメッセージ」の中で、「災害用伝言ダイヤルをご利用していただきたい旨の案内」を流す。
- 9) 避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備する。
- エ) 行政の防災行政無線等により、利用方法を知らせてもらうよう依頼する。

⑤ 復旧順位

地震災害により電気通信施設に被害が発生し、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被害状況に応じた措置により回線の復旧を図る。

ア 気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関

イ ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業社、及びア以外の国の機関又は地方公共団体

2 KDDI ㈱の応急対策

(1) 情報の収集及び連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うものとする。

- ① 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。
- ② 必要に応じて総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

(2) 準備警戒

災害予報が発せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとるものとする。

(3) 防災に関する組織

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。
- ② 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

(4) 通信の非常疎通措置

- ① 災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図るものとする。
- ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等の措置をとるものとする。

(5) 設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施するものとする。

3 ソフトバンク ㈱の応急対策

ソフトバンク ㈱は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 災害発生直後の対応

① 情報収集及び被害状況の把握

設備の被害状況の把握、復旧に必要な資材、要員の確保

② 防災組織の確立

災害発生時、速やかに通信ネットワークの復旧対応を行う体制をとり、社内基準に基づき災害対策本部を設置し、ネットワーク復旧対策を講じる。

また、必要に応じて、全国から要員派遣、復旧資材を含めた物資供給等を行う。

(2) 復旧作業にいたるまでの対応

① 応急措置

大災害発生時に輻輳拡大による、通信ネットワークのシステムダウン（通信障害）を防ぎ、電気通信事業法の定めに従って 110 番や 119 番などの重要通信の疎通を確保するため、輻輳の規模に応じて一般通信サービスを一時的に規制する場合がある。

② 応急復旧

移動電源車・移動無線基地局車・可搬型基地局による復旧

基地局停電対応として、移動電源車を出動させ電源を確保する。基地局が利用できなくなった場合には、移動無線基地局車を出動させ、通信エリアを確保する。また、小規模な避難所等には可搬型臨時基地局を設置し、通信サービスを復旧させる。

③ 公共機関による復旧活動への支援・協力

災害救助法適用時には公共機関の借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星電話の貸出を行う。

④ 災害時の WEB サイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知

大規模災害が発生した場合には、被災地における障害状況や復旧状況、臨時基地局の稼働状況、ソフトバンクショップの営業状況などを、WEB サイトで地図等を用いて情報を公開する。

4 楽天モバイル㈱の応急対策

(1) 情報収集と連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報収集と連絡を行う。

① 災害の規模、気象、停電、道路等の状況、電気通信設備等の被災状況、災害応急復旧計画及び実施状況、復旧要員の稼働状況等について情報収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。

② 必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

(2) 警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合又はその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置を取る。

(3) 重要通信の疎通確認

① 災害などに際し、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

② 災害救助法が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話等の貸出しに努める。

(4) 災害時における広報

① 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

- ② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。
- (5) 対策組織の確立
災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、対策組織を確立して被災の回復又は協力の要請
- (6) 社外機関に対する応援又は協力の要請
災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。
- (7) 災害時における災害対策用資機材の確保
予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達又は購買部門等に要求する。
- (8) 設備の応急復旧
災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して迅速・適切に実施する。

第4 水道の確保

水道施設に被害が生じた場合、以下のとおり応急対策等を実施する。

1 応急措置の対応

- (1) 応急対策人員の動員
災害発生後直ちにあらかじめ定めるところにより、応急対策人員を動員し、災害対策を実施する。
- (2) 被害（断水状況）の把握
水道の各施設（取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施する。
被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行う。
- (3) 県等への応援要請
応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、速やかに「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。

2 復旧過程

- (1) 復旧方針の決定
被害の状況に応じて、応急復旧の完了の目標、復旧の手順と方法を定め、施設復旧に当たる工事班編成（人員・資機材）を行う。外部からの支援者については、到着次第、新たな工事班として組織し、作業内容を指示する。
- (2) 施設毎の復旧方法
 - ① 貯水、取水、導水及び浄水施設

応急復旧に当たり、それぞれの施設について熟知している職員を配置し、被害を受けた重要な施設から機能の確保に必要な復旧を行う。

機械・電気及び計装設備などの大規模な被害については状況に応じ、設備業者などの専門技術者を動員し、早急に対処する。

② 送・配水施設並びに給水管

配水池・ポンプ場については、①と同様に対処し、管路については、被害状況により復旧順位を決め、幹線から段階的に復旧を進める。

ア 第1次応急復旧

主要な管路の復旧が完了し、給水拠点、給水車などによる応急給水から管路による給水までの段階を第1次応急復旧とし、配水支管、給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水、運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消する。

イ 第2次応急復旧

第1次応急復旧によりほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。

③ 復旧の記録

災害による被害状況、応急給水、応急復旧状況等について、日報・記録写真等を整える。

④ 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込みの情報等を市民、防災関係機関、報道機関等に対し、迅速かつ的確に提供する。

第5 下水道の確保

下水道施設に被害が生じた場合、以下のとおり応急対策等を実施する。

1 災害発生直後の対応

(1) 被害状況の把握

処理場、ポンプ設備、管路等のシステム全体について、速やかに被害状況を把握し、緊急措置、施設の復旧等を実施する。

(2) 下水道施設の調査と点検

次の事項に留意して、速やかに下水道設備の調査及び点検を実施し、排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を実施する。

① 二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査・点検を実施する。

② 調査・点検漏れの生じないように、あらかじめ調査表や点検表を作成して実施する。

③ 調査・点検に際し、緊急措置として実施した応急対策は、その内容を記録する。

(3) 応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、県に広域的な支援の

要請を行う。

2 復旧過程

被災箇所の応急復旧にあつては、**生活インフラ事業者・関係機関等と連携を図り、**その緊急度を考慮し、工法・人員・資機材等も勘案の上、全体の応急復旧計画を策定して**迅速な復旧に努める。**

(1) 施設毎の応急措置・復旧方法

① 管路施設

ア 管路の損傷等による路面の障害

交通機関の停止・通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携を密にして応急対策を講じる。

イ マンホール等からのいっ水

ア) 排水路等との連絡管渠、複数配管している場合の他の下水道管又はループ配管等を利用して緊急排水する。

イ) 可搬式ポンプを利用して他の下水道管管渠・排水路等へ緊急排水する。

ウ) 下水道の汚水管渠からのいっ水については、土のうで囲む等の措置を講じた上、排水路に誘導して緊急排水する。

ウ 吐き口等における護岸やゲートの損傷による浸水

河川等の管理者に連絡をとるとともに、土のうによる浸水防止・可搬式ポンプによる排水等の措置を講じる。

② ポンプ場及び処理場施設

ア ポンプ設備の機能停止

損傷箇所等の点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水・浸水防止等の措置を講じる。

イ 停電等

設備の損傷・故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧作業を実施する。

ウ 自動制御装置の停止

手動操作の操作要領を策定するとともに、その習熟に努める。

エ 燃料タンク等からの危険物の漏えい

危険物を扱う設備については、災害発生後速やかに漏えいの有無を点検し、漏えいを発見した場合は速やかに応急措置を講じる。

オ 汚泥消化関係設備からの消化ガスの漏えい

災害発生後、速やかに漏えいの有無を点検し、漏えいを発見した場合は次の応急措置を講じる。

ア) 火気使用の厳禁及び立入禁止の措置

イ) 漏えい箇所の修復

ウ) 漏えい箇所付近の弁等の閉鎖

カ 水質試験室における薬品類の飛散・漏えい

災害発生後、速やかに点検を実施し、応急措置を講じる。

キ 池及びタンクからのいっ水や漏水

土のうなどによって流出防止の措置をとるとともに、可搬式ポンプによる排水を行い、機械及び電気設備への浸水を防止する。

(2) 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を市民、防災関係機関、報道機関等に対し、迅速かつ的確に提供する。

第 17 節 教育対策

災害発生時における児童生徒及び教職員の保護及び支援、教育施設等の復旧に向けた対策について定める。

1 災害時に学校の果たすべき役割

災害時における学校の基本的役割は、児童生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにあることから、避難所として指定を受けた学校においても、避難所は、市が、自主防災組織等と連携して運営することとし、学校は、教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、7日以内を原則として可能な範囲で協力するものとする。

(→「第3章 第4節 避難対策」の項を参照)

2 応急教育の実施のための措置

(1) 児童生徒の被災状況や教育施設の状況を把握し、応急教育の実施に必要な措置を講じるとともに、播磨東教育事務所に報告する。

- ① 短縮授業、二部授業、分散授業等の検討
- ② 校区の通学路や交通手段等の確保
- ③ 児童生徒の衛生、保健管理上の適切な措置と指導
- ④ 学校給食の応急措置

(2) 被災状況により次の措置を講じる。

- ① 適切な教育施設の確保（現施設の使用が困難なとき。）
- ② 災害時における児童生徒の転校手続き等の弾力的運用
- ③ 被災職員の代替等対策

(3) 災害救助法が適用された場合の措置

学校の協力を受け、学用品の調達及び配分を行う。

- ① 対象
住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童生徒
- ② 学用品の品目
教科書、教材、文房具及び通学用品

3 心の健康管理

(1) 被災児童生徒への心のケア

- ① スクールカウンセラー、教職員によるカウンセリング
- ② 電話相談等の実施
- ③ 相談センター、加東健康福祉事務所、加東こども家庭センター等の専門機関との連携

(2) 教職員の心の健康管理

- ① グループワーク活動の展開

② 災害救急医療チーム派遣制度の確立

4 教育施設の応急復旧対策

災害発生後速やかに市が管理する教育施設等の被災状況を確認し、応急復旧等必要な措置を講じる。

(1) 教育施設

被害状況を、播磨東教育事務所を通じて、県教育委員会に報告するとともに、状況により、一時的な復旧工事や間接的な復旧を行う。

(2) 指定文化財等

国・県・市指定文化財及び登録文化財等の所有者及び管理者は、被害が発生した場合、市教育委員会を経由して、県教育委員会に報告する。

また、指定文化財等の被災程度が大きい場合、県教育委員会は、文化庁に支援を依頼する。その結果、必要と認められるときは、文化財等救援委員会が立ち上がり、応急復旧対策を行うことになる。

資 料

14- 1 文化財（有形）一覧

第 18 節 保育対策

災害時において、乳幼児を持つ市民が安心して生活再建活動に専念できるよう援助し、併せて乳幼児のこころの安定を図るための保育対策を定める。

1 地震発生時の措置

- (1) 地震が発生した場合に、各認定こども園及び保育所(以下「こども園等」という。)に情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、園長等は園児の安全確保を図る。
- (2) 園長は、被害状況等を勘案し、応急対策計画と応急保育計画を策定するものとする。

2 応急保育

- (1) 園長は、状況に応じ適切な緊急避難措置を講ずるものとする。
- (2) 園長は、災害の規模、園児、職員及びこども園等の施設・設備の被害状況を確認し、速やかに市へ報告するものとする。
- (3) 勤務時間外に災害が発生した場合、職員は勤務先のこども園等に自発的に緊急集合し、市が行う災害応急活動、復旧活動に協力し、応急保育の実施のための措置を講ずるものとする。
- (4) 園長は、応急保育計画に基づき、臨時体制等の編成を行い、迅速に応急保育の実施に努めるとともに、その旨を保護者に周知するものとする。
- (5) 市は、園長に適切な応急対策等に関して指示を行い、市からの情報の伝達、こども園等からの報告体制の万全を図る。また、衛生管理、復旧対策全般について総括的指導を行う体制をとる。

第 19 節 警備対策

1 警察本部の災害警備本部体制の種類及び発令基準

- (1) 災害警備本部体制 A 号
 - ① 県内における震度 6 強以上の地震を観測したとき。
 - ② 県内に大津波警報の発表があったとき。
- (2) 災害警備本部体制 B 号
 - ① 県内における震度 6 弱の地震を観測したとき。
 - ② 県内に津波警報の発表があったとき。
 - ③ 県内の大雨、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る特別警報の発表があったとき。
- (3) 災害警備本部体制 C 号
 - ① 県内における震度 5 強の地震を観測したとき。
- (4) 準災害警備本部体制
 - ① 県内における震度 5 弱又は震度 4 の地震を観測したとき。
 - ② 県内に津波注意報の発表があったとき。
 - ③ 県内の大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る警報の発表があったとき。

2 災害警備体制の発令等

- (1) 警察本部長は、上記基準に該当する状況を認知したときは、災害警備体制を発令することとする。

ただし、上記基準に該当しない場合において、県内で災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、被害の状況及び被害の程度又は見込まれる被害を勘案して相当の災害警備体制を発令することができる。
- (2) 警察本部長は、気象条件の悪化又は好転、危機の増減、被災地における応急措置の状況等、情勢の変化等並びに被害の程度及び見込まれる被害を勘案して、災害警備体制の種類の変更又は解除を発令することとする。

第 20 節 旅客、帰宅困難者対策

公共交通機関等の不通により、自力で帰宅することが困難な滞留者、旅行者等に対し災害情報を提供するとともに、最寄りの避難所等で必要な支援を行う。

第 2 1 節 農林関係対策

災害による農林業関係施設が被災した場合における応急対策について定める。

1 家畜防疫対策

県及び家畜関係団体と協力して、次の対策を図る。

- (1) 畜舎及び家畜の被害状況の把握
- (2) 救命治療の体制の整備と獣医師及び動物用医薬品の確保
- (3) 死亡家畜の処分施設、場所の調整、確保
- (4) 家畜の逸走防止、家畜排せつ物の流出阻止及び消毒の指導
- (5) 発生のおそれのある疾病についてのワクチン接種
- (6) 他の都道府県への家畜防疫員の派遣要請

2 飼料確保対策

県及び家畜関係団体と協力して、次の対策を図る。

- (1) 飼料製造施設、荷役、配送施設の被災状況把握と生産者団体への情報提供
- (2) (1)の施設が被災していない場合における業界団体に対する輸送経路の確保と遅滞なく必要量を供給するための緊急輸送の指導
- (3) (1)の施設が被災した場合における業界団体に対する当面の必要量の確保指導

3 水稻

県及び農業関係団体と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図る。

- (1) 地割れ等で漏水がある場合の早急修復と間断灌漑等水分確保
- (2) 成熟期で品質低下が懸念される場合の早期収穫
- (3) 地震後、田植えの際の丁寧な代かきと漏水防止への配慮

4 野菜

県及び農業団体と協力して、災害についての情報収集に努めるとともに、施設の破損箇所の早期対策が速やかに実施されるよう指導の徹底を行う。

5 果樹

県及び農業関係団体と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図る。

- (1) 露出した根部の覆土（地震により地割れ、地滑り等が発生したが、樹園地が崩壊しない軽度の場合）
- (2) 倒伏した果樹の引き起こしと支柱等による補強

6 花き

県及び農業関係団体と協力して、生産者へ温室、ハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図る。

7 しいたけ

県及び林業関係団体と協力して、生産業者にハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図る。

第２２節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策等

本震により損傷を受けた施設等について、余震活動や地震災害直後の豪雨により、さらにその破壊が進み危険性が高くなることがあることから、こうした危険を防止する対策について定める。

第１ 土砂災害

- (1) 県及び関係機関と協力して、総合土砂災害対策推進連絡会と協議・調整し、総合的な土砂災害の防止対策を推進する。
- (2) 県と協力して、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- (3) 県と協力して、それぞれの管理する箇所が必要に応じ次の緊急対策を実施する。
 - ① 緊急復旧資材の点検・補強
 - ② 観測機器の強化（警報機付伸縮計の設置等）
 - ③ クラックや崩壊箇所における砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止対策
- (4) 危険箇所の市民への周知と警戒避難体制の強化を図る。
- (5) 地すべり防止区域において異常等が発見された場合、県等と協力して速やかに対策を講じるとともに、必要により避難の指示等を行う。

第２ 道路

道路管理者は次の措置を講じるものとする。

- (1) 緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。
- (2) 危険箇所について通行制限又は禁止を行うとともに、関係機関への連絡や市民への周知を図る。
- (3) 緊急輸送路について重点的に点検し、状況により復旧、確保を図る。
- (4) 危険箇所を対象とした応急復旧工事を早期に実施する。

第３ 河川

- (1) 河川管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。
- (2) 河川管理者は、危険箇所について、関係機関への連絡や市民への周知、警戒避難体制の整備を図る。
- (3) 河川管理者は、河川を閉塞しているガレキの撤去や堤防損壊箇所の応急修繕を早期に実施する。
- (4) 市は、管理する河川の改良工事若しくは修繕又は復旧に関する工事や災害発生時の河川の維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要すると認められる場合は、国に支援を要請することができる。

第4 ダム

県営ダムの管理者は次の措置を講じるものとされている。

- (1) 震度4以上又は堤体底部の地震計が最大加速度 25 ガル以上の地震が発生した場合に臨時点検を実施し、危険箇所を対象とした応急対策を実施する。
- (2) 速やかに点検結果及び応急対策について県（河川整備課）に報告する。
- (3) 臨時点検体制の確保が困難な場合、速やかに県（河川整備課）と応援体制について協議する。
- (4) 堤体の安全性に支障がある場合は、緊急放送を行って速やかに貯水位を低下させる。

第5 ため池

- (1) ため池管理者は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握し、市へ報告するものとする。
- (2) ため池管理者は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施するものとする。
 - ① 緊急復旧資材の点検・補強
 - ② ため池危険箇所の貯水位の低減
- (3) 市は、危険箇所の市民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

第6 森林

- (1) 県と連携して、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- (2) 県と連携して、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施する。
 - ① 緊急復旧資材の点検・補強
 - ② 警報機付伸縮計の設置
 - ③ 危険性の高い箇所の、仮設防護柵、土留工等の応急対策工事や不安定土砂の除去
- (3) 危険箇所の市民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

第7 農地・農業用施設

- (1) 施工中の農地・農業用施設の発注者及び受注者は、工事用資材の流出や被害の拡大の防止に努めるものとする。
- (2) 既設の農地・農業用施設の管理者は、パトロールを強化するとともに、危険箇所について補強補修等を行うものとする。

第8 宅地

- (1) 県と連携して、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。

(2) 県と連携して、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施する。

- ① ビニールシート等の応急措置
- ② 宅地防災相談所等の開設

(3) 市は、民間宅地崩壊危険箇所の周知と警戒避難体制の強化を行う。

(4) 市は、被災宅地の危険度判定を実施するための被災宅地危険度判定実施本部を設置する。

県は、市の実施する危険度判定活動を支援するための被災宅地危険度判定支援本部を設置し、市からの要請に応じて、被災宅地危険度判定士に協力を依頼するなどの支援業務にあたる。

第9 建築物等

1 被災建築物応急危険度判定の実施

- (1) 被災建築物の応急危険度判定を実施する必要が認められたときは、被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し実施体制の確保及び資機材の調達を図るとともに、被災建築物応急危険度判定士の派遣等必要な支援を県に要請する。
- (2) 判定実施本部においては、調査分担、日程、判定基準等を調整する。
- (3) 応急危険度判定士は、「被災建築物応急危険度判定調査表」を使用し、原則として外観目視にて判定を行い、判定ステッカーを調査建物に貼付する。
- (4) 公共施設の被災状況の早期把握に努め、状況に応じた応急対策を講じる。

2 市民への広報

被災宅地危険度判定、被災建築物応急危険度判定の実施に当たっては、市民に対し、判定制度の広報を行い、二次災害防止の徹底に努める。

第10 公園

- (1) 管理する公園について、緊急点検を実施し、被災状況と危険箇所を把握するとともに、必要により使用の制限及び応急復旧工事等を実施する。
- (2) 点検結果及び応急対策について、県に速やかに報告する。

第11 危険物対策

北はりま消防本部は、危険物施設に対し立入検査を実施し、適切な措置を講じる。

第 4 編 災害復旧計画

＜目次＞

第 1 章	災害復旧事業の実施	227
第 1	災害復旧事業の種類	227
第 2	激甚災害の指定に関する事項	227
第 3	災害復旧事業に必要な金融に関する事項	229
第 2 章	生活再建支援	231
第 1	災害弔慰金等の支給等	231
第 2	生活福祉資金の貸付	231
第 3	被災者生活再建支援金の支給	231
第 4	兵庫県災害援護金等の支給への協力	232
第 5	租税の減免等	232
第 6	介護保険における措置	232
第 7	公共料金の特例措置	233
第 8	職業のあっせん	233
第 9	その他	233
第 3 章	災害公営住宅の建設	234
第 4 章	災害義援金の募集等	235

第1章 災害復旧事業の実施

大規模災害による復旧事業を円滑に推進するための激甚災害指定に関する事項、金融に関する事項、被災者の生活再建支援に関する事項について定める。

第1 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ① 河川災害復旧事業
 - ② 砂防設備災害復旧事業
 - ③ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - ④ 地すべり防止施設災害復旧事業
 - ⑤ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - ⑥ 道路災害復旧事業
 - ⑦ 下水道災害復旧事業
 - ⑧ 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
 - ① 農地農業用施設災害復旧事業
 - ② 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - ③ 林道施設災害復旧事業
- (3) 都市施設等災害復旧事業
 - ① 街路災害復旧事業
 - ② 都市排水施設等災害復旧事業
- (4) 上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) 中小企業の振興に関する事業計画
- (11) その他の災害復旧事業

第2 激甚災害の指定に関する事項

大規模な災害が発生した場合、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力する。

また、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部に提出する。

1 激甚災害に係る財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ① 公共土木施設災害復旧事業

- ② 公共土木施設災害関連事業
- ③ 公立学校施設災害復旧事業
- ④ 公営住宅等災害復旧事業
- ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
- ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
- ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
- ⑧ 障害者福祉施設災害復旧事業
- ⑨ 婦人保護施設災害復旧事業
- ⑩ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- ⑪ 感染症予防事業
- ⑫ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）（公共的施設区域外）
- ⑬ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- ⑦ 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ② 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助措置

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ② 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ③ 母子及び父子並びに寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
- ④ 水防資材費の補助の特例
- ⑤ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ⑥ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ⑦ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

2 局地激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ① 公共土木施設災害復旧事業
- ② 公共土木施設災害関連事業
- ③ 公立学校施設災害復旧事業
- ④ 公営住宅等災害復旧事業
- ⑤ 生活保護施設災害復旧事業

- ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
- ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
- ⑧ 障害者福祉施設災害復旧事業
- ⑨ 婦人保護施設災害復旧事業
- ⑩ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- ⑪ 感染症予防事業
- ⑫ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）（公共的施設区域外）
- ⑬ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ③ 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- (4) その他の財政援助措置
 - 公共土木施設及び公立学校施設の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

第3 災害復旧事業に必要な金融に関する事項

災害復旧に必要な金融制度としては以下のものがある。

1 農林漁業災害資金

関係機関は、災害により被害を受けた農林業者又は農林業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び株式会社日本政策金融公庫法により融資できるものとなっている。

(1) 天災資金

関係機関は、災害によって損失を受けた農林業者等に、農林業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

(2) ㈱日本政策金融公庫資金

関係機関は、農林業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

2 中小企業復興資金

関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、商工組合中央金庫及び株式会社日本政策金融公庫の融資並びに小規模企業者等設備資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う。

3 災害復興住宅資金

独立行政法人住宅金融支援機構は、住宅に災害を受けた者に対しては、災害復興住宅資金の融資を実施し、建設資金、購入資金又は補修資金の貸付を行う。

第2章 生活再建支援

災害発生後の被災者の早期の生活再建を図るとともに、被災地域の早期復興を目指すことを基本として、被災者の生活再建への支援に関する事項について定める。

第1 災害弔慰金等の支給等

市は、次の措置を講じる。

なお、支援措置の早期実施を図るため、家屋被害認定士を活用して発災後速やかに被災状況を調査し、被災者台帳を作成するなど、り災証明書等の交付体制を整備する。

1 災害弔慰金の支給

「加東市災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

2 災害障害見舞金の支給

「加東市災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に著しい障害がある市民に対して災害障害見舞金を支給する。

3 災害援護資金の貸付

「加東市災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

4 災害見舞金等の支給

「加東市災害見舞金等支給規則」の定めるところにより、自然現象により生じた被害及び火災による被害を受けた世帯の世帯主に対し災害見舞金及び死亡弔慰金（「加東市災害弔慰金の支給等に関する条例」により災害弔慰金が支給される場合を除く。）を支給する。

第2 生活福祉資金の貸付

市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会が実施する、災害を受けたことによる困窮から自立更生するために資金を必要とする低所得世帯に対する生活福祉資金の貸付けに連携してあたるものとする。

なお、「加東市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

第3 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法は、自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害）により、その生活基盤に著しい被害を受けた者

で、経済的理由等によって、自立して生活を再建することが困難なものに対して、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することとしている。

この法制度を用い、市は被災者の生活再建を支援する。

第4 兵庫県災害援護金等の支給への協力

県による被災者又はその遺族への災害援護金及び死亡見舞金の支給に対し、市は対象者への支給が円滑に進むよう、被災状況を県に連絡し、協力する。

第5 租税の減免等

各種申請手続きを一括して受け付ける窓口を設置し、災害によって被害を受けた市民に対して市税等の減免及び徴収猶予等の受付を行う。

1 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

2 減免

被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について減免を行う。

なお、県税、国税も同様な措置がとられる。

(1) 市民税

被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

(2) 固定資産税

災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。

(3) 軽自動車税・国民健康保険税

被災した納税（納付）義務者の状況に応じて減免を行う。

3 国民年金保険料

被災した年金加入者、又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、内容審査のうえ、知事に免除申請者を進達する。

4 保育料等の減免

災害によって損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて、こども園及び保育所の保育料等を減免する。

第6 介護保険における措置

災害によって被害を受けた住民に対して、介護保険の特例措置を講じる。

- (1) 認定更新期限の延長措置（災害等のやんだ日から1ヶ月）の周知（介護保険法第28条）
- (2) 給付割合の増額（介護保険法第50条、第60条）、給付差し止めに関する措置
- (3) 保険料の減免、徴収猶予（介護保険法第142条、市介護保険条例第14条）

第7 公共料金の特例措置

被災住民の生活を支援するため、公共料金等の支払いについて特例措置を講じるものとされている。

- (1) テレビ受信料金の免除等
- (2) 電話料金・電話工事費の減免等
- (3) 電気料金・工事費負担金の免除等
- (4) 上下水道料金の減免等
- (5) し尿くみ取り手数料の免除等
- (6) 市営住宅家賃等の減免
- (7) 保育料の減免
- (8) 廃棄物処理手数料の減免

第8 職業のあっせん

公共職業安定所に、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するための対策について要請する。

第9 その他

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるとともに、その実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

資 料

- 1-4 加東市災害弔慰金の支給等に関する条例
- 1-8 加東市災害見舞金等支給規則
- 13-1 災害弔慰金・災害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付基準
- 13-2 県災害援護金等の支給基準
- 13-4 県被災者生活再建支援金の概要
- 13-5 生活福祉資金の貸し付け基準（県社会福祉協議会）

第3章 災害公営住宅の建設

災害復旧事業において、災害公営住宅を建設する場合は、次のように行う。

1 建設地

公有地を基本として、生活、産業、都市基盤の復旧・復興計画等と整合を図りつつ、適切な土地を選定する。

2 建設資材等、必要機械器具の保有調達

資材、機械器具等が不足する場合、県や建設業協会等に、調達のあっせん等を要請する。

3 入居基準

次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
- (2) 政令月収が公営住宅法施行令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額以下の世帯であること。

（政令月収とは、世帯の総所得から公営住宅法施行令第1条第3項に規定される諸控除を除いた額の1／12）

4 住宅建設に伴い必要となる諸対策

地域の状況により、集会施設、商業施設、医療施設等、生活環境施設の整備を図るとともに、自主的な地域組織づくりを促進する。

また、福祉、医療サービス等が必要な独居高齢者や障害者等の入居者に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実状に応じたきめ細かな対応に努める。

資 料

13-8 り災証明書の様式

第4章 災害義援金の募集等

災害により被災者への義援金の募集を必要とする場合、市は関係機関と共同し、または協力して募集、受付、配分を行う。

1 義援金の募集

募集方法、募集期間を定めて広報する。

2 義援金の受け付け、保管

義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成し、寄託者に受領書を発行する。

また、被災者に配分するまでの間、指定金融機関に専用口座を設けて保管する。

3 義援金の配分

義援金は、被害状況確定後において社会福祉協議会に義援金配分委員会を設置し配分する。

4 義援金配分委員会

義援金配分委員会は、被災世帯及び人員、被災状況及び義援金総額等を考慮して配分計画を作成するものとする。

第 5 編 災害復興計画

<目次>

第1章 組織の設置	236
第1 復興本部の設置	236
第2 復興本部の組織・運営	236
第2章 復興計画の策定	237
第1 復興計画の策定手順	237
第2 復興計画の内容	238

第 1 章 組織の設置

著しい被害を受けた地区の復興を迅速かつ円滑に行うための組織体制について定める。

第 1 復興本部の設置

市長は、著しい被害を受けた地区の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災後、早期に横断的な組織として復興本部を設置する。

なお、復興本部の構成及び分掌事務については、設置の際に定める。

第 2 復興本部の組織・運営

市復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案して決定する。

第2章 復興計画の策定

著しい被害を受けた被災地の市民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため必要と認められる場合に策定する復興計画の基本的な考え方や手順等について定める。

第1 復興計画の策定手順

1 復興計画策定における手順

復興計画の策定及び推進に当たっては、復興計画策定の基本方針としての「復興計画－基本構想－」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復興計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールのもとで復興を推進していく。

復興計画策定の準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため次の取り組みに配慮する。

- (1) 被災者、各分野にわたる有識者、市民団体、市民等への意見募集
- (2) 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
- (3) 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等

2 策定上の留意事項及び計画構成例

計画策定においては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

(1) 多様な行動主体の参画と協働

市民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取り組みが重要であり、行政は、市民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たなしくみづくりに配慮する。その際、特に女性や要配慮者の参画を促進する。

(2) ニーズや時代潮流の変化を踏まえた復興計画の断続的なフォローアップ

復興計画の推進は長期にわたることから、社会情勢や住民の多様なニーズの変化に対応し、柔軟で機動的な計画の運用に配慮する。

(3) 既往災害の経験と教訓の活用

過去に経験した災害の検証結果や、復興の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮する。

〈 計画構成例 〉

- ① 基本方針
- ② 基本理念
- ③ 基本目標
- ④ 施策体系
- ⑤ 復興事業計画等

想定される事業分野

- ・生活
- ・住宅
- ・保健・医療
- ・福祉
- ・教育・文化
- ・産業・雇用
- ・環境
- ・都市及び都市基盤 等

第2 復興計画の内容

1 復興計画の基本的な考え方

市は、必要に応じ、国の復興基本指針や県の復興計画（復興方針）に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地再開発事業、土地区画整理事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地の利用状況が変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

市は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

2 分野別緊急復興計画

被災地域の本格復興を推進する上で、特に重要でかつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、次に示す分野等の緊急復興計画を策定する。

(1) 生活復興計画

被災者が、一日でも早く、安全で安心して快適に暮らせるための生活復興計画を必要に応じて策定する。

〈 計画項目例 〉

① コミュニティづくりと生きがい創造の支援

地域住民やボランティア、NPOなどの活動の推進によるふれあいと支えあいのコミュニティづくり、生きがい創造をはじめ被災者の自立復興に向けてのきめ細かい生活支援等

② 保健・医療・福祉サービスの充実

障害者、高齢者などへの家事援助や介護予防、生活習慣病の悪化・増加の防止等の保健活動、在宅サービスの充実、医療の確保、アルコール問題やPTSD・自殺対策など、こころのケア対策等

③ 被災児童・生徒への対策

学校教育充実のための対策、体験を通じて生きる力を育む教育、被災児童・生徒のこころのケアのための対策等

- ④ 自立促進のための雇用・就業の確保と経済的支援
求職者の多様なニーズに対応した雇用・就業機会の確保、貸付制度等の充実、給付制度の適用等
 - ⑤ 安全で快適な住まいの提供
応急住宅の早期提供と住環境の維持管理、円滑な恒久住宅への移行促進等
 - ⑥ 相談・情報提供と支援者活動支援
相談、情報提供体制の整備を支援する者への支援等
- (2) 住宅復興計画
- 被災した住居を早期に回復し、災害に強い恒久住宅の供給を図るため、住宅復興計画を必要に応じて策定する。

〈 計画項目例 〉

- ① 早期の恒久住宅建設
県・機構・公社等の協力、民間活力を活用した早期建設等
 - ② 入居者に配慮した公的賃貸住宅の建設
地域別や世帯構成に配慮した供給・整備や入居者選定方法の設定、家賃対策等
 - ③ 民間住宅の再建支援
住宅購入・補修、家賃対策、分譲住宅の供給、マンション再建支援等
 - ④ 面的整備に伴う住宅建設
面的な被害を受けた区域の住宅供給・住環境の改善と公共施設等の一体的整備等
- (3) 都市基盤復興計画
- 住民生活や産業活動の早期回復を図るため、主要交通施設、ライフライン、その他公共土木施設等を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するため、都市基盤の復興計画を必要に応じて策定する。

〈 計画項目例 〉

- ① 主要交通施設の整備
道路等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等
 - ② 被災市街地の整備
面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現等
 - ③ ライフラインの整備
上下水道の早期復旧と耐震性の強化、情報通信システムの信頼性・安全性の向上等
 - ④ 防災基盤の整備
公共土木施設の早期復旧と耐震性の強化、及び防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等
- (4) 産業復興計画
- 著しい被害を受けた地域産業について、既存産業活動の早期復旧・復興を図ると

ともに、これを機に持続的発展を可能にする新たな産業構造を構築し、雇用の確保と安定した市民生活を実現するため産業復興計画を必要に応じて策定する。

〈 計画項目例 〉

- ① 被災企業の早期事業再開支援及び既存産業の再建・再構築
相談助言・支援体制の確立、金融税制面の支援、中小企業・商店街の早期再建支援等
- ② 成熟社会に相応しい新産業の導入・育成
次世代型産業構造転換への支援や起業家支援など新産業の導入・育成、企業の誘致促進等
- ③ 産業配置と広域的連携
新しい都市核との適正な機能分担及び連携等によるネットワーク型の産業拠点の配置等
- ④ 雇用安定への支援及び産業の復興と高度化に対応した人材育成
地域産業を支える人材育成・確保、労働力需給調整機能の充実強化と自立的就業支援等
- (5) その他
上記の分野別緊急復興計画の他、災害の規模や社会情勢等の状況により、特に重要でかつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、当該分野に係る緊急復興計画を策定する。

付 編

南海トラフ地震防災対策推進計画

＜目次＞

第 1 章 総則	241
第 1 推進計画の目的	241
第 2 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	241
第 3 被害の想定	241
第 2 章 関係者との連携協力の確保	242
第 1 他機関に対する応援要請	242
第 2 帰宅困難者への対応	242
第 3 章 地震の連続発生等への対応	243
第 1 気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表	243
第 2 時間差発生等における円滑な避難の確保等	243
第 4 章 防災訓練計画	246
第 5 章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	247
第 6 章 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備	248

第 1 章 総則

第 1 推進計画の目的

この計画は、近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震（南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震）に備え、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震の発生による円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第 2 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本市に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、震災対策編 第 1 編「総則」第 2 節「防災機関の事務又は業務の大綱、市民等の責務」に定めるところによる。

第 3 被害の想定

平成 26 年 6 月に兵庫県より公表された「兵庫県南海トラフ巨大地震・津波被害想定」における加東市の被害想定は以下のとおりとなっている。（被害想定のうち、人的被害が最も多い夏の午後 0 時で想定）

1 震度

(1) 市内最大震度

震度 6 弱

(2) 震度別面積率

震度 6 弱：8.5% 震度 5 強：76.5% 震度 5 弱以下：14.9%

（構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計値が必ずしも 100%にはならない）

2 建物・人的被害想定

(1) 建物被害想定

全壊 20 棟（揺れ 18 棟、液状化 1 棟、土砂災害 1 棟）

半壊 487 棟（揺れ 446 棟、液状化 40 棟、土砂災害 1 棟）

(2) 人的被害想定

死者 2 名、負傷者 197 名、重傷者 11 名、避難者数 72 名

第2章 関係者との連携協力の確保

第1 他機関に対する応援要請

- (1) 市長は、自衛隊の派遣要請を行う必要があると認められるときは、県知事へ派遣を求めることとする。
- (2) 市は、必要がある時は、締結している応援協定に従い、応援を要請するものとする。
(→震災対策編 第3編「災害応急対策計画」第2章第3節「防災関係機関等との連携促進」を参照)

第2 帰宅困難者への対応

市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

第3章 地震の連続発生等への対応

第1 気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表

南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報は、次の3種類ある。

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合、気象庁が大規模地震発生との関連性について調査を開始する旨を示す情報

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でモーメントマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報

第2 時間差発生等における円滑な避難の確保等

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、その後の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）等の発表に備え、防災課は自動参集とし、情報の収集・伝達は、市内で震度4以上の地震が観測されるまでは、防災課職員により連絡体制で対応する。市内で震度5強以上の地震が観測されたとき、災害対策本部を設置する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 配備体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、防災課は自動参集とし、情報の収集・伝達は、市内で震度4以上の地震が観測されるまでは、防災

課職員による連絡体制で対応する。収集した情報は市長に報告を行う。市内で震度 5 強以上の地震が観測されたとき、災害対策本部を設置する。

(2) 市民等への周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など市民に密接に関係のある事項について、防災行政無線、かとう安全安心ネット、ケーブルテレビ及びホームページにて周知する。市民からの問い合わせについては、市内で震度 4 以上の地震が観測されるまでは、防災課職員により連絡体制で対応する。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M 8.0 以上の地震の発生から 1 週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後 1 週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(4) 避難対策等

市における、避難後の救護の内容については、震災対策編 第 3 編「災害応急対策計画」第 4 節「避難対策」に定めるところによる。

(5) 水道関係

必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

（→震災対策編 第 3 編「災害応急対策計画」第 3 章第 6 節「食料・飲料水及び物資の供給」を参照）

(6) 市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

① 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、資料館、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

ア 各施設に共通する事項

- ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- ・入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ・施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ・出火防止措置
- ・水、食料等の備蓄（備蓄場所は防災備蓄倉庫）
- ・消防用設備の点検、整備
- ・非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備
- ・各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

- ・橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- ・病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置
- ・学校においては、児童生徒等に対する保護
- ・社会福祉施設においては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎ

② 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又は現地災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、①のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ・自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ・無線通信機等通信手段の確保
- ・災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(7) 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を行う。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 配備体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報の収集・伝達は、市内で震度4以上の地震が観測されるまでは、防災課職員により連絡体制で対応する。収集した情報は市長に報告を行う。市内で震度5強以上の地震が観測されたとき、災害対策本部を設置する。

(2) 市民等への周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など市民に密接に関係のある事項について、防災行政無線、かとう安全安心ネット、ケーブルテレビ及びホームページにおいて周知する。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(4) 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、市民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第4章 防災訓練計画

市は、防災訓練を行うものとする。

(→震災対策編 第2編「災害予防計画」第2章第2節「研修・訓練」を参照)

第5章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

- (1) 市は、防災に関する学習等の普及を行うものとする。
(→震災対策編 第2編「災害予防計画」第3章第1節「防災に関する学習等の普及」を参照)
- (2) 市は、防災上必要な情報伝達体制の強化を図るものとする。
(→震災対策編 第2編「災害予防計画」第2章第4節「情報収集・伝達体制の強化」を参照)

第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備

- (1) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、実施する。
- (2) 施設整備の計画に当たっては、南海トラフ地震に対する防災効果を考慮する。
- (3) 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。

付 編

南海トラフ地震防災対策推進計画

＜目次＞

第 1 章 総則	241
第 1 推進計画の目的	241
第 2 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	241
第 3 被害の想定	241
第 2 章 関係者との連携協力の確保	242
第 1 他機関に対する応援要請	242
第 2 帰宅困難者への対応	242
第 3 章 地震の連続発生等への対応	243
第 1 気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表	243
第 2 時間差発生等における円滑な避難の確保等	243
第 4 章 防災訓練計画	246
第 5 章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	247
第 6 章 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備	248

第 1 章 総則

第 1 推進計画の目的

この計画は、近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震（南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震）に備え、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震の発生による円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第 2 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本市に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、震災対策編 第 1 編「総則」第 2 節「防災機関の事務又は業務の大綱、市民等の責務」に定めるところによる。

第 3 被害の想定

平成 26 年 6 月に兵庫県より公表された「兵庫県南海トラフ巨大地震・津波被害想定」における加東市の被害想定は以下のとおりとなっている。（被害想定のうち、人的被害が最も多い夏の午後 0 時で想定）

1 震度

(1) 市内最大震度

震度 6 弱

(2) 震度別面積率

震度 6 弱：8.5% 震度 5 強：76.5% 震度 5 弱以下：14.9%

（構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計値が必ずしも 100%にはならない）

2 建物・人的被害想定

(1) 建物被害想定

全壊 20 棟（揺れ 18 棟、液状化 1 棟、土砂災害 1 棟）

半壊 487 棟（揺れ 446 棟、液状化 40 棟、土砂災害 1 棟）

(2) 人的被害想定

死者 2 名、負傷者 197 名、重傷者 11 名、避難者数 72 名

第2章 関係者との連携協力の確保

第1 他機関に対する応援要請

- (1) 市長は、自衛隊の派遣要請を行う必要があると認められるときは、県知事へ派遣を求めることとする。
- (2) 市は、必要がある時は、締結している応援協定に従い、応援を要請するものとする。
(→震災対策編 第3編「災害応急対策計画」第2章第3節「防災関係機関等との連携促進」を参照)

第2 帰宅困難者への対応

市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

第3章 地震の連続発生等への対応

第1 気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表

南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報は、次の3種類ある。

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合、気象庁が大規模地震発生との関連性について調査を開始する旨を示す情報

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でモーメントマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報

第2 時間差発生等における円滑な避難の確保等

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、その後の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）等の発表に備え、防災課は自動参集とし、情報の収集・伝達は、市内で震度4以上の地震が観測されるまでは、防災課職員により連絡体制で対応する。市内で震度5強以上の地震が観測されたとき、災害対策本部を設置する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 配備体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、防災課は自動参集とし、情報の収集・伝達は、市内で震度4以上の地震が観測されるまでは、防災

課職員による連絡体制で対応する。収集した情報は市長に報告を行う。市内で震度 5 強以上の地震が観測されたとき、災害対策本部を設置する。

(2) 市民等への周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など市民に密接に関係のある事項について、防災行政無線、かとう安全安心ネット、ケーブルテレビ及びホームページにて周知する。市民からの問い合わせについては、市内で震度 4 以上の地震が観測されるまでは、防災課職員により連絡体制で対応する。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M 8.0 以上の地震の発生から 1 週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後 1 週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(4) 避難対策等

市における、避難後の救護の内容については、震災対策編 第 3 編「災害応急対策計画」第 4 節「避難対策」に定めるところによる。

(5) 水道関係

必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

（→震災対策編 第 3 編「災害応急対策計画」第 3 章第 6 節「食料・飲料水及び物資の供給」を参照）

(6) 市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

① 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、資料館、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

ア 各施設に共通する事項

- ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- ・入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ・施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ・出火防止措置
- ・水、食料等の備蓄（備蓄場所は防災備蓄倉庫）
- ・消防用設備の点検、整備
- ・非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備
- ・各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

- ・橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- ・病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置
- ・学校においては、児童生徒等に対する保護
- ・社会福祉施設においては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎ

② 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又は現地災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、①のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ・自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ・無線通信機等通信手段の確保
- ・災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(7) 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を行う。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 配備体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報の収集・伝達は、市内で震度4以上の地震が観測されるまでは、防災課職員により連絡体制で対応する。収集した情報は市長に報告を行う。市内で震度5強以上の地震が観測されたとき、災害対策本部を設置する。

(2) 市民等への周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など市民に密接に関係のある事項について、防災行政無線、かとう安全安心ネット、ケーブルテレビ及びホームページにおいて周知する。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(4) 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、市民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第4章 防災訓練計画

市は、防災訓練を行うものとする。

(→震災対策編 第2編「災害予防計画」第2章第2節「研修・訓練」を参照)

第5章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

- (1) 市は、防災に関する学習等の普及を行うものとする。
(→震災対策編 第2編「災害予防計画」第3章第1節「防災に関する学習等の普及」を参照)
- (2) 市は、防災上必要な情報伝達体制の強化を図るものとする。
(→震災対策編 第2編「災害予防計画」第2章第4節「情報収集・伝達体制の強化」を参照)

第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備

- (1) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、実施する。
- (2) 施設整備の計画に当たっては、南海トラフ地震に対する防災効果を考慮する。
- (3) 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。